

福祉建設経済委員会記録

福祉建設経済委員会
委員長 田邊 学

- 1 日 時 令和5年3月7日(火) 開会：10時00分 閉会：16時13分
水道局、病院局
令和5年3月8日(水) 開会：10時00分 閉会：17時17分
福祉保健部
令和5年3月10日(金) 開会：10時00分 閉会：18時28分
経済部、建設部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 大田 敏司、河村 龍男、小林 隆司、笹井 琢、田中 陽三、田邊 学、
中村 譲、萬谷 竹彦、森戸 芳史
- 4 事務局職員 市川 恵美、起本一生
- 5 説明員
市川市長
吉本副市長
水道局 宮崎水道事業管理者、中西業務課長、藤井工務課長、中島料金担当課長
病院局 桑田病院事業管理者、西村病院局管理部長、田村光総合病院事務部長兼
地域医療連携室長、小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事
務部長、植本大和総合病院事務部次長兼業務課長、川崎病院局経営企画
課長、田中光総合病院医事課長、佐古光総合病院総務課長、大濱光総合
病院経理担当課長、原田介護老人保健施設業務係長
福祉保健部 松村福祉保健部長、加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長、田中健康
政策担当次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長、
岡村福祉総務課長、奥田地域福祉担当課長、安池高齢者支援課地域包
括支援担当課長兼基幹型地域包括支援センター所長、中本介護老人保健
施設民営化準備室長、温品子ども家庭課長、和久子ども相談担当課長、山
野井子ども家庭課保育指導担当課長兼学校教育課幼児教育指導担当課
長、都野健康増進課健康対策担当参与兼新型コロナウイルスワクチン接種
対策室参与
経済部 芳岡経済部長、西村経済部次長兼農林水産課長、弥益有害鳥獣対策担当
課長兼有害鳥獣対策センター長、萬治商工観光課長、坪根公共交通政策
課長、太田農業委員会事務局長
建設部 酒向建設部長、松並建設部次長兼都市政策課長、沖本建築担当次長兼建
築住宅課長、秋友監理課長、山本道路河川課長、山本開発指導担当課長

- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) 報道1社、市議会モニター

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第5号 令和5年度光市水道事業会計予算

説 明：中西業務課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、何点か質問をさせていただきます。

まず、1点目としましては、令和5年度の光市水道事業会計予算参考資料の3ページでございます。まず、人件費についてお聞きします。

令和5年度の人件費は3億円弱というところで、令和4年度当初予算に比べて400万円弱減額をされていますが、まずこの要因について教えてください。

○中西業務課長

人件費の減少要因ということでお答えさせていただきます。

水道事業会計におけます人件費につきましては、収益的支出に係るものと資本的支出に係るものがございます。それぞれ人員につきましては、収益的支出で36名、資本的支出で5名を充てております。前年度と比較しますと、この人員の全体数につきましては変化はございませんが、収益的支出は1名減、資本的支出は1名増としておりますので、収益的支出の面で見ますと、こちらの参考資料は収益的支出のみを示しておりますので、前年度と比較すると減少となっております。

併せて説明いたしますと、予算書の30ページをお願いいたします。

予算書の30ページは、今申し上げた収益的支出と資本的支出に係る人件費の合計額を示しておりますが、こちらの上の表、これの全体金額を見ていただきますと、昨年度との対比は、一番右下の数字653万3,000円、これが全体の人件費の前年度との差引き額でございます。前年度に対して約600万円の増加となっているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

詳細な説明ありがとうございました。よく理解ができました。少し人件費の算出というところに当たりましては、やはり様々な指標、今後人件費をどういうふうに予測をしていくかというところは見ていかないといけないと思うんですね。

その上で少し細かい質問、再質問させていただきますが、例えば職員数とか男女比、こういうものについてどのように把握をされていますか。

○中西業務課長

職員の構成比ということで申し上げます。正職員で申し上げますと35名職員がおりますが、男性職員31名、女性職員が4名となっております。

以上でございます。

○小林委員

すみません、また細かい質問ですが、例えば平均の勤続年数、こういうものについても教えていただけますか。

○中西業務課長

令和4年度末の見込みでございますが、約15年ということになっております。

○小林委員

すみません、もう少し細かい質問ですけど、例えば令和4年度の時間外労働の実績というところと現行の勤務体系、こういうものについても併せて教えてください。

○中西業務課長

令和4年度、1月末時点の10か月で申し上げますと、時間外勤務の合計が約2,200時間となっております。

もう一つのお尋ねであります勤務体系でございますが、浄水場の職員のうち10名につきましては、5直3交代を敷いております、その他の職員につきましては、平日の8時半から夕方の5時15分までの勤務となっております。

以上でございます。

○小林委員

よく理解できました。職員数、そして男女比、平均の勤続年数、さらに時間外労働の実績と現行の勤務体系、よく理解ができました。なので、人件費を算出する際には、例えば時間外労働の実績というところも、やはりしっかりと含まれた形で組み込んでいかないといけないというところもありまして、例えば勤務形態を変えるのであれば、それに応じた形で人件費を少し再捻出しないといけないとか、いろんな項目がございますので、今よくいろんな指標を基に人件費が算出されているということで安心をしました。

では、次の質問ですけど、こちらも令和5年度の光市水道事業会計予算参考資料の3ページの修繕費についてお聞きをします。

まず、修繕費に含まれる費目というか項目について教えてください。

○中西業務課長

参考資料に記載しております修繕費につきましては、収益的支出の各修繕費の合計額でございますが、具体的に申し上げますと、予算書の11ページの最上段、これが原水及び浄水費の修繕費。続きまして、13ページの上から4行目、これが配水及び給水費の修繕費。続きまして16ページ、上から2行目です。これが業務費に係る修繕費。最後に18ページ、下から5行目でございますが、これが総係費に対する修繕費ということで、4費目の修繕費の合計をこちらの予算参考資料で示しております。

以上でございます。

○小林委員

修繕費の詳細について理解ができました。その上で、先ほど令和5年度の修繕費というところが、参考資料の中では3,430万円というところで、令和4年度に比べて約458万円減額されているということで、その要因について教えてください。

○中西業務課長

修繕費の減額の要因ということでお答えさせていただきます。

水道事業におけます修繕費というのが、設備の部品交換などのメンテナンスや定期的な発生する経費、または機器の劣化に伴う補修修繕、あと予防保全、こういったものの経費が対象となっておりますが、年度によって交換する部品であったり、修繕を行う対象の施設が異なってきます。令和5年度につきましては、交換対象部品や修繕対象設備のそういった金額が、令和4年度と比較しますと、全体的に少額であったため減額となったということでございます。

以上でございます。

○小林委員

状況についてよく理解ができました。その上で修繕費というところは、しっかりと予算を立てて、その上で対策をすることによってトラブルの未然防止にもつながりますので、ここはしっかりと確保のほうをよろしくお願いいたします。

次の質問です。こちら令和5年度の光市水道事業会計参考資料の3ページで動力費について少しお聞きします。

これは先ほどの説明でもございましたが、令和5年度の動力費というところが、令和4年度当初予算に比べても大幅に増額している。その背景についてはよく理解ができています。その上で、例えば動力費節減のための取り組む事例、こういうものについて教えてください。

○中西業務課長

動力費節減の具体例ということで申し上げたいと思います。

動力費全体の予算を見ますと、林浄水場に係るものが全体の85%を占めております。そのため、動力費節減のためには、浄水場におけますポンプ等の機械設備の運転に工夫が必要となってきます。

具体的な取組としては、小売電気事業者が料金設定をするに当たりまして、夜間料金というものがあります。夜間料金はほかの単価に比べて安いので、この時間帯に必要なポンプ運転を行うということで経費節減に努めているということでございます。

以上でございます。

○小林委員

状況はよく理解ができました。光熱費の高騰というところは、非常にまだ先行きが見えないところもございますので、しっかりとした対策を講じていただきたいというふうに思います。

また、夜間のとこの電力を使用するというところは非常によい考えだと思いますが、ただ、ここにかかる人員の人たちの負担というところを考えると、人員の再配置も含めて、ぜひ検討頂けたらというふうに思います。

次の質問です。同じ参考資料の3ページなのですが、委託料についてお聞きをします。

令和5年度の委託料というところが6,410万円であって、こちらも令和4年度の当初予算に比べて大幅に増額をしていますが、その要因について教えてください。

○中西業務課長

水道事業における委託料ということでお答えさせていただきますが、委託料につきましては、先ほどの費目の合計、同じ考えでございますが、水道事業に関する委託料につきましては、浄水場施設設備の保守点検であったり、水道メーターの検針業務、あとは料金や財務会計システム、マッピングシステム、こういったシステムの運用に係る経費などの固定的な経費が大半を占めておりますが、令和5年度につきましては、インボイス制度が始まりますので、これの対応に関する改修業務または財務会計システムの更新といったことで、昨年度に比べて増額となっている状況でございます。

以上でございます。

○小林委員

状況は理解できました。その上でもう一つお聞きしたい点があって、職員が行われる業務と業者に委託する業務、この線引きというところはどのような基準を設けておられるか教えてください。

○中西業務課長

業務委託を行う線引きという観点でお答えさせていただきます。

業務の委託につきましては、コスト削減といった一時的な効果も期待できますが、本質的には、どのような形であれば水道事業の持続性が確保できるかといった観点を考慮すべきであると考えます。そのためには、いかにして住民の安心を担保し、将来の水道を担う人材を育成するかが重要な要素となりまして、光市水道局の場合であります。現時点では多くの業務を直営で行っている形式は好ましい形と考えております。そのため、職員が行う業務と業者に委ねる線引きということにつきましては、委託した場合、給水サービスの質が長期的に確保できるかといったことが判断基準になると考えております。

以上でございます。

○小林委員

よく理解ができました。やはりその委託をするところと正職員がやる業務というところ

ろでしっかりと線引きがなされていて、その中にはしっかりとした水道を供給していくという理念というところはよく分かりました。

すみません、先ほどの回答の中で一つ、マッピングシステムという回答があったと思うんですが、少しそこについて私よく知らないところがあったんで、そこを教えていただいてもよろしいですか。

○藤井工務課長

マッピングシステムとは、市内の配水管のデータもしくは給水管の情報、そういった水道管路の施設の情報を電子化し、画面上で把握し見るものでございます。

○小林委員

よく理解ができました。

最後の質問です。令和5年度の光市水道会計予算書の18ページ、研修費についてお聞きをします。

令和5年度140万円予算計上されていますが、具体的な取組というところをお示しをください。

○中西業務課長

研修費の内容についてお答えします。

研修費につきましては、職員の水道事業に関する知識、技術の向上のための各方面で開催されます研修会の参加に係る経費を計上しております。水道関係の研修会は、基本的な部分、あとは応用的な知識、技能の習得や他の事業体の先進事例に触れる機会となりますので、職員の能力向上が図れ、水道局全体のレベルアップが図れると考えております。

以上でございます。

○小林委員

現状のいわゆる研修費、具体的な取組というところと考え方についてよく理解ができました。その上で、先ほどの委託のところの説明もそうなんですけど、やはり職員がやる業務が多いというところ。そういうところも踏まえて、しっかりと研修をしていただいて、職員の資質向上に引き続き努めていただきたいというふうに思います。やはり組織の中の宝というのは人材だと私は思っていますので、そこに対する投資というところは、引き続き、140万円というところが妥当かどうかというのを踏まえて、今後もっとより多くの技術、スキルを習得する機会が必要であれば、予算の大幅な増額というところもぜひ検討頂けたらというふうに思います。

以上でございます。

○森戸委員

数点ほど。参考資料の6ページを見ると、今後の水道ビジョンをベースにした財政計

画があるわけなんです、先ほどもざっと御説明は頂いたんですが、収益的収支によると人口減とか節水とか物価高など、水道事業を取り巻く環境というのはとても厳しいものであるということがよく分かります。

また、収益源も限られますので、今後どのように収入減とコスト高を吸収をしていくのか。内部留保で対応するというようなことでもありましたけれども、先行委員の質疑の中でも、動力費の部分については夜間の電力を活用するとか、そういうようなお話がございましたが、トータルで見て、どのように吸収していくのかという部分とそういったコストダウンとかの事例があれば併せてお示しいただけたらと思います。

○中西業務課長

委員仰せのとおり、近年の電気料金の増加、また資材費の高騰などの経費の増加につきましては外部環境の変化によるものでありまして、これら全てを経営努力、コスト削減で吸収することは困難であると考えております。また、経営合理化の結果が、給水サービスの低下を招くようなことは避けたいと考えております。

具体的な取組ということは、今のところございませんが、今後につきましては、可能な限りの経費削減に努めることは当然でございますが、さらなる料金収入以外の収入の確保や様々な経営基盤強化の方策を検討し、コスト高に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

本当、収益源が限られますので、削減というのはなかなか厳しいものだと痛感しております。

県内の水道料金の状況といいますか、15の企業体があるわけなんです、その中で見ると、光市は4位というところに位置をしております。こういった節水とか人口減とか物価高騰などで料金を改定する企業体が結構あると聞いております。その辺の動向が分かれば教えていただければと思います。

○中西業務課長

県内の水道料金の改定状況ということで説明させていただきますが、まず今年度では、美祢市と長門市が既に料金改定を実施しております。さらに来年度になります、柳井市と岩国市さんが料金改定を既にするという方向で検討しております。いずれにしましても状況としましては、人口減少、それに伴う料金収入の減少、老朽施設の更新、耐震化のための財源の確保など、こういった理由が共通しているといったような状況でございます。

○森戸委員

そういった流れの中で、光市水道局としては収入源が限られるというところで、料金改定等その辺のところのお考えというものは何かあるんですか。

○中西業務課長

今の申し上げた水需要の減少や、施設更新の財源の確保の必要性、こういった状況は同様でございます。ただ、光市の場合はどうなのかといいますと、状況は同じですが、現時点では十分ではございませんが、一定の純利益を確保できている状況でございます。

さらに申し上げますと、これは予算書を用いて説明させていただきたいのですが、予算書の29ページをお願いいたします。

企業の財政状況を知るには、純利益がどうなのか、あとは手持ち資金がどうなのかといった観点の2つがございますが、こちらの29ページ、28ページにわたって示しておりますが、こちらにつきましては、令和5年度の予算執行後の資金残高の予定額を示しております。最終的にこちらの29ページの右下に示しておりますように、光市水道局の手持ち資金につきましては約16億円残ることとなります。ただし、未払いの債務であったり、あとは使途が決まっている引当金であったり、そういったものも含まれていますが、一応16億円確保できるといった見込みとなっております。

さらに申し上げますと、今度は参考資料のほうを見ていただきたいのですが、先ほど委員の質問にありました6ページでございますが、財政計画のところでございますが、今申し上げた資金が今後どうなるのかといった観点で説明いたしますと、令和5年度のところを見ていただきたいのですが、上の収益的収支で発生する現金は、一番下の税抜き純利益の額1億1,800万円、これと支出でございますが、現金支出を伴わない支出であります償却費——減価償却費のことでございますが——3億4,800万円、これを合わせた額が当年度で発生する現金とおおむね見ていただければ結構かなと思います。この合わせた額が大体4億6,000万円ぐらいになりますが、これに対して、資本的収支の一番下、三角の7億800万円という数字がありますが、これと照らし合わせると、現金が単年度で足りないということが見て分かると思います。この状況は、実は令和4年度まではプラスの状況でございまして、令和5年度から、これが逆転するといった状況になります。

以上のことから、現時点では、早急に料金改定をするといったような状況ではございませんが、このような将来見通しを把握しながら、今後も引き続き安定供給のための必要な事業を行うための財源を確保していきたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

今後、厳しい経営状況になっていくんだろうと思いますが、歯を食いしばって頑張れるというようなところであろうかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

参考資料の12ページをお尋ねをしたいんですが、増圧施設連絡管布設工事について、先ほども説明があったかも分からないんですけども、これの工事内容、こういうふうな工事をするという背景とか設置をしようとする基準、市内でどのぐらいの箇所があるのか、その辺のところがあれば教えていただけたらと思います。

○藤井工務課長

連絡管工事の目的をお答えいたします。

この目的といたしましては、停電等による長期断水時に緊急的に給水が行えるように、受水槽を経由しない管を設置するものでございます。当然、停電になりますと、ポンプが作動しなくなります。そうすると受水槽にある水を送ることができませんので、受水槽手前で管を接続し、自然水圧で送れるようにするものです。

ただ、加圧地域でございますので、自然流化の水圧では満足のいく水圧水量は確保はできません。あくまで一時的な使用という形で、災害時もしくは停電時の対策をできたらと考えております。

それから、この受水槽増圧施設の設置基準といたしましては、あくまで採算が合った水需要が見込めるかどうかというところで設置ができるかできないかの検討をさせていただいております。

設置箇所につきましては、現在、市内には西ノ庄、光井5丁目、光井6丁目、島田3丁目、山田団地、大和の西畑、塩田の合計7か所ございます。

これらの設置基準につきましては、それぞれ理由、状況が異なります。まず、光井6丁目につきましては、民間開発がありまして、その当初より設置してあった施設の寄附を受けた後に老朽化に伴い更新したものでございます。西畑につきましては、大和町が設置した施設を老朽化に伴い更新したものでございます。山田団地につきましては、専用水道として住民管理で行われておりましたが、施設の老朽化に伴い市のほうで管理をしていただきたいという申入れがあり受ける形となりました。その後、整備を行う際に、もともと設置してあった受水槽を整備したものです。この3地区につきましては、もともとあったものの更新ということになります。

次に、西ノ庄、光井5丁目につきましては、既に個人で給水管を整備した地域でございます。ただ、その地域の水圧低下及び水圧不足が生じたため改修を図ったものです。

内容としましては、水圧不足を解消するために、新たに大きな管を布設していくよりも、こういった施設を整備し、同時に近隣地域への新しい給水を行うほうが採算が取れると判断し、新設設置をしております。

島田3丁目につきましては、集合井戸の水質悪化、枯渇により要望がなされました。整備後、全ての家の方が上水道の給水となるというところで採算が取れると判断し、設置しております。

塩田地区につきましては、市の政策的判断でございます。

いずれも整備が容易で採算が取れると判断し、第4次拡張事業の未整備地区解消事業の中で実施しております。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。今回の2か所に関しても、3丁目の工事の場所の上のほうには10戸程度ぐらいですかね住宅がありますし、そういう意味でのお話だろうと思います。例えば、山田の増圧施設は外にも設置をされていますので、どういうものなのかというのは分か

るんですが。例えば今回の2か所に関しては、山田のような外に設置されたような、そういう施設をつくるものなんですか、増圧施設というのは。

○藤井工務課長

規模こそ違いますが、それぞれ全て山田のように外に用地を用意し、電気を引き、柵を整備しタンクを設置するというようなものでございます。

○森戸委員

了解しました。住民サービスの水道事業としてのサービスの向上につながると思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○田中委員

数点質問させていただけたらと思います。予算書が6ページの他会計負担金のその他他会計負担金の280万9,000円なんですが、それが前年度26万円からの増額となっておりますので、これの説明を頂けたらと思います。

○中西業務課長

他会計負担金の内訳欄に示してあります、その他他会計負担金、この内容について御説明いたします。

これにつきましては、上下水道料金の同時徴収業務、これを電算で行っているためのパソコン、ハンディターミナルなどの機器のリース料、これが昨年度とおおむね同じ額の約25万円。そのほかに、令和5年度につきましては、先ほど触れましたが、インボイス制度が開始されますので、その改修に係ります経費の2分の1を一般会計より負担していただくものとなります。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。インボイス対応を下水道と同時徴収やっているの、半々折半して持つよという部分の負担金ということで理解をさせていただきました。

次に、一般会計のほうにも書いてあったんですけど、LED化ということで既存施設の照明をLED化する経費に対する出資ということで1,120万円ぐらいがあったかと思うんですけど、それについてちょっとここで見当たらなかったの、それについて御説明を頂けたらと思います。

○中西業務課長

既存施設の照明に係るLED化の経費でございますが、これにつきましては予算書の22ページをお願いします。こちらの22ページの中ほどの一般会計出資金では2,833万1,000円計上しておりますが、この中に委員が言われますLED化に対する出資金で

ございます1,120万円が含まれております。

以上でございます。

○田中委員

LED化すること自体はいいことだと思うんです。経緯がもしあれば、こういった経緯でLED化することになったのかを教えてくださいたいと思います。

○中西業務課長

LED化、これに取り組む背景としましては、令和3年度に国のほうの閣議決定された地球温暖化対策、こういったものがございまして、再生可能エネルギーの導入であったり、施設の省エネルギー改修など、脱炭素化に取り組むための建設改良費に要する経費を繰出基準に追加したという背景がございます。

水道事業につきましては、例えばポンプの省エネルギー化、高効率モーターの導入であったりとか、あとは太陽光であったり小水力発電、いろいろなものが対象となりますが、なかなかこういったものは更新時期というものがありますので、比較的そういった脱炭素化といったものに取り組むことが容易でありますLED化、これについて取り組むといったような内容でございます。

以上でございます。

○田中委員

今、繰出基準のほうでということのお話があったんですが、そこに示してあれば交付税措置等されると思うんですが、その辺の入りの部分について少し御説明頂けたらと思うんですが。

○中西業務課長

地方交付税の措置につきましては、一般会計が繰り出す内容の借り入れた額の元利償還に対する30%から50%ほど、財政力に応じて交付税措置されるといった内容となっております。

○田中委員

分かりました。交付税措置のほうは一般会計のほうに入ってくるので、ここでは見えないところなんですけど、そういったものを見つけて手を挙げて整備されるということなので、それはいいことだと受け止めさせていただきます。

その中でLED化なのでせつかなんで、分かりにくいとは思いますが、年間どれぐらいの効果を生むのかが分かれば教えてくださいたいと思います。

○中西業務課長

こういった角度でシミュレーションするかというところもあるんですが、今のところシミュレーションしている内容としましては、蛍光灯が大体1本当たり40ワット、LE

Dが16ワット。さらに申し上げますと、蛍光灯は1万2,000時間、LEDは4万時間もつという仮定。さらに1日当たり10時間使用、年間で250日使用と、こういったシミュレーションでやってみますと、今の電気料金に置き直しますと約80万円、年間で削減できるといった計算をしております。さらにCO₂削減の観点でこちらの繰出基準が創設されましたので、CO₂削減としましては年間で約30トンぐらいのCO₂が削減されるということでございます。失礼しました。50トンでございます。CO₂は50トン削減できるといった見込みでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。お金の部分とCO₂削減という部分で成果が見込まれるということで理解をいたしました。ありがとうございました。

○河村委員

予算書の3ページの一番下、棚卸資産の限度額とあるんですが、在庫品というのはどんなものがあるんですか。

○中西業務課長

棚卸資産の内容についてお答えします。

水道事業関係の棚卸資産としましては、水道管の補修材料であったり、あとは浄水場で浄水処理を行うための薬品こういったものがございます。そのほかに量水器もございます。

以上でございます。

○河村委員

薬品とか量水器は通常当然使う必要なものですが、材料やなんかも緊急時には要るから、そういったものも用意しておるということでもいいんですかね。

○中西業務課長

各種口径ございますが、それぞれの材料を備えておるところでございます。

○河村委員

緊急時の修繕といいますか、水道修理センターのほうから行っていると思うんですが、私が知っているときには、時間当たりの単価が800円ぐらいで随分安かったんですが、今現在の状況が分かりますかね。

○藤井工務課長

現在、修理を行った場合の支払いの単価につきましては、現在の配管工の単価を適用しております。

以上でございます。

○河村委員
それは幾ら。

○藤井工務課長
すみません、少々お待ちください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○藤井工務課長
大変失礼いたしました。修理の時間単価でございますが、配管工1万9,100円を基準といたしまして、平日2,800円の単価を作成しております。また、これは平日の時間内の単価でございますが、時間外17時から22時につきましては、割増率を掛けまして3,500円、22時から5時につきましては、深夜割増も加算されまして4,200円でございます。休日につきましては、5時から22時までの間を3,780円、夜間割増の22時から5時の間は4,480円が時間当たりの単価として現在運用しているところでございます。
以上です。

○河村委員
分かりました。最近、結構水道のコマーシャルというか宣伝があつて、5,000円ぐらいで通常行かれていますので、従前に比べれば多少は高くはなっておりますが、これは告知みたいなものがしてあるんですか。

○藤井工務課長
これは毎年単価改正をされた後に計算したのを公表しております。伝えております。
以上です。

○河村委員
公表してあるというのは、業者に伝えてあるのか、それとも、市民に対して伝えてあるのか。

○藤井工務課長
失礼いたしました。これは業者に対して通知しております。
以上です。市民には通知しておりません。

○河村委員
それを市民にはどういう形で伝えるんですか。

○藤井工務課長

基本的にメーターから2次側につきましては、お客さんのほうで業者を用意していただくというアナウンスをしておりますが、緊急性や業者が見つけれないという場合には、待機させている業者を行かせます。その場合に、修理費につきましては、金額通知は、市民には伝えてはおりません。

以上でございます。

○河村委員

水道局のほうで紹介するということであれば、当然安心な業者でということにもなりますし、最近、水道の従事している人についても、なかなか来ないというようなケースがありますので、できるだけ市民に対して、そういう安心感が持てるような告知方法、こういうのは要るんじゃないかと思っておりますので、御検討頂いたらと思います。

それから、先ほど18ページの研修費のところでは分かったんですが、何回ぐらい行く予定なんですか、研修そのものについて、140万円で。

○中西業務課長

水道関係の研修につきましては、主に日本水道協会が主催するものがございまして、事務部門、技術部門いろいろございますが、あとは他の団体、専門的な分野であったりとそういったもの、これは随時、研修の公表があれば積極的に参加するといった2つのパターンがございます。日本水道協会の研修につきましては、毎年プログラムが示されているところでございますが、その回数というところは、現在数字を持ち合わせておりません。

○河村委員

分かりました。1回行きや、旅費等含めて15万円とか20万円とか、大体限りがあるでしょうから、できれば決算のときぐらいには示していただいたらと思います。

それから、20ページの固定資産除却費500万円、これは何を指すのでしょうか。

○中西業務課長

固定資産除却費について御説明いたします。

固定資産除却費につきましては、建設改良費の今主に配水管の布設替え工事を行っておりますが、これを新しい管に布設替えする以前の元の管の減価償却を行った後に残る簿価を落とすといった会計処理を行う金額でございます。

以上でございます。

○河村委員

飲み込めないんですが、どういう場合に起こるんですか。

○中西業務課長

1つ例を挙げますと、1,000万円の工事をするに当たりまして、もともとあった水道管の耐用年数が40年でございますので、その水道管も1,000万円だとしますと、減価償却を行った結果、減価償却5%まで行いますので、最終的に減価償却後に50万円ほど簿価が残るといった計算になります。固定資産除却費につきましては、この50万円を布設替えの際に使用しなくなったといった意図で落とすといった会計処理を行うものでございます。

以上でございます。

○河村委員

37ページ、固定資産の土地のところでは1億2,584万円です。こういった類いのもので、この金額については取得時のものという解釈なんですか。ちょっと説明をしてください。

○中西業務課長

こちらに含まれている土地の金額につきましては、非償却資産でございますので、取得当時の価格がそのまま残っております。内容としましては様々ございますが、施設用地、具体例を挙げますと大和の配水池の用地であったり、あとは浄水場内であれば、敷地内一部水道局が所有している土地もあります。あとは下林の取水場であったり、こういったものがいろいろ含まれておりまして、合計額を示しているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

中には寄附を受けたようなものがあつたりするんじゃないんですかね。海軍工廠から移管を受けたもの等については、評価の方法というのは、市役所のは今公会計にしたときに評価替えみたいなものがあつたと思うんですけど、水道局は取得時のそのまま。

○中西業務課長

水道局の土地、全ての資産でございますが、取得原価主義を採用しておりまして、取得時の価格で記載しております。

○河村委員

ということは、寄附をもらったものは、そのまま金額が出さないで載っているということ。

○中西業務課長

寄附を受けたものにつきましては、当時の適正な価格で評価した金額で記載をしているということでございます。

○河村委員

あそこの下林のところの先に、当時何じゃったんですかね、水の環境をするのに土地は

寄附してもろたんじゃないんかね。水道局が土地を買うたんかいね、あのときは。今、泥とかごみを干すところが、名前としては、そういうたしか用地やったと思うんじゃけど。

○宮崎水道事業管理者

河村委員さんが言われたのが、林浄水場のところの天日乾燥床と浄水場の間の土地のことを言われるんだらうと思いますが、あれは水道局の土地でございます。

寄附を頂いたかどうかについては、今、台帳、固定資産などを見ましても、ちょっと思い当たる節がないというふうに思っております。

固定資産の評価価格と帳簿価格ということでございますけれども、会計処理上の決まりがございますので、その決まりに従って評価して固定資産台帳に帳簿価格として記載をしているという状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

最後、一番最後のページの修繕引当金に関する経過措置ということで金額が載っておりますが、平成26年3月31日以前に引き当てられたものと。それどういう類いのものなんでしょうか。

○中西業務課長

平成26年という内容は、毎年、決算書にも予算書にも記載させていただいているところでございますが、平成26年に会計制度の改正が行われまして、引当金の原則が4つございますが、将来の特定の費用で、その発生が当期以前のものに起因して、その発生の可能性が高く、その価格を適正に見積もることができること、こういったものを引当金としなさいといった会計の規則が決まりました。よって、そういった縛りがない中で、平成26年度以前は修繕の引き当てという会計処理を行っておりましたが、その26年度以前の修繕引当金がこちらに残っているといった状況でございます。

○河村委員

もう10年たつけど、どういった類いのものが残っちゃうんです。

○中西業務課長

修繕費につきましては、先ほどの先行委員のお話にも説明させていただきましたが、毎年額が異なってきます。ただ、定期的に行われるポンプのオーバーホールであったりとか、あとは定期の部品交換であったりといったことで修繕費がばらつきが生じますので、そういった平準化といった意味で、予算の残額などを引き当ててきたといった経緯がございます。先ほど申し上げましたように、引当金のルールというものが厳格化されましたので、26年度以降は引き当てを行っていないということでございます。

○河村委員

まだ当分、これは継続して残る。

○宮崎水道事業管理者

ここに残っております修繕引当金でございますけれども、今の業務課長が申しましたように、平成26年に会計制度の大改正がございまして、それまでは災害時とか非常時のために一定の額を引き当てることが認められておりました。ですから、何に使うということじゃなくて、何か起こったときの対応のための修繕引当金という形で認めていただいていたわけでございますけれども、26年度以降については、それが認められなくなってきたということがございまして、それ以降は引き当ては積み立てておりません。ですから、この引当金につきましても、今のところ従前どおり、突発事故、災害等が起こったときの財源として使っていきたいというふうに考えております。

○河村委員

置いちょいたほうが便利がええから、置いちょこうという、分かりました。

最後、参考資料の先ほど12ページの排水管整備事業費のところ増圧のところなんです、停電になったときに、今タンクにためているところからポンプ圧送しよるところを、自家発でそのまま送ろうと、こういうふうに言われたと思うんですが、何かそんなうまいあれがあるわけ。停電したらタンクのほうには行かずに、自然圧で上がっていくと。それは弁か何か閉まるちゅうことなんですか、タンクの。

○藤井工務課長

今回のバイパス工事につきましては、切り替えるのは手動でバルブを操作いたします。いざ緊急時のときにはバルブを操作し、自然流下に切替が行えるようにできる工事になります。

以上でございます。

○河村委員

ということは、事前に停電が分かったりとか、あるいは停電になったときに緊急にそこへ行って手動せにゃいけんということなんですね。

○藤井工務課長

そのとおりでございます。

○河村委員

大変じゃね、日曜日とか。それでも、一応水道局のほうで責任持ってやるということでええんですね。

○藤井工務課長

そうですね。停電が、これが5分、10分であれば自動復帰いたしますが、長期ということになりますと、給水車を持って行って給水するという方法もございますが、まずはバルブを開閉することによって、少量ではございますが水を送るということを行えるという作業を我々のほうで責任持って行います。

以上です。

○大田委員

参考資料の6ページの一番上のところの水道料金が、この10年計画でぐっと下がっていきよるんですよね。そこのところの根拠というですかね、御説明願えたらと思うんですが。

○中西業務課長

参考資料の水道料金、今後水道料金収入が減少していく傾向の根拠ということで御説明させていただきます。

減少傾向の主な要因としましては、給水人口と、あと1人1日当たり使用水量の減少でございまして、これまでの傾向を反映させましたところ、給水人口は毎年約400人の減少。1人1日当たりの使用水量は、毎年1リットルずつ減少させるということで推計をしております。

この結果、本計画の水道料金収入は、家事用水の減少ということで減少傾向が続くということで見込んでおります。

以上でございます。

○大田委員

給水人口や給水量が減っているということを御説明あったんですが、今後の水需要が見込まれないということで、ずっと減少傾向の見積りされているんですが、今後水道局の将来は明るいようにならないように見受けられるんですよね。水道局は、今後どのようにされようとされているのかお聞きしたいと思うんですが。

○中西業務課長

委員が言われますように、水需要の減少は全国共通の課題でございまして、そういった点では、今後の明るい展望は見込めないと思います。しかし、どのような外部環境の変化がございまして、将来にわたり安全な水を安定して供給するためにいかにすべきかを考えていくことが私ども水道局の責務だと考えております。

以上でございます。

○大田委員

安心安全の水供給のために一生懸命頑張っておられるということでございます。やっぱり水需要を見込めんとすると、何かの代替を考えたりせにゃいけないんじゃないかと思うんですが、そこんところはよろしくお願ひしたいと思っております。

また、同じページで収益的収支においては1億6,850万円の利益が上がり、税抜きでは1億1,886万5,000円の利益が上がっているのに対して、予算書の中でキャッシュフローを見ますと、資金増加額が2,692万6,000円の赤字というふうに書いてあるんですが、そのこのところの御説明をお願いしたいと思うんですが。

○中西業務課長

キャッシュフロー計算書、先ほども触れましたが、予算書の29ページをお願いいたします。こちらに、先ほど申し上げました令和5年度予算を執行した後の資金の流れと最終的な残高といったものを記載しておりますが、今委員が言われましたマイナス2,600万円といたしますのが29ページの下から3行目、これに該当すると思います。

これの主な要因としましては、大きく2つございまして、まず28ページ最上段、当年度純利益、こちらの減少がございまして、これが初めの私の説明の中で触れましたように、純利益が前年度比で約2,600万円減少いたします。

もう一つ大きな要因としましては、29ページの最上段でございまして、有形固定資産の取得による支出、これは何を指しているかといいますと、建設改良費の増加に当たります。こちらが、これも前年度と比べますと約1億7,000万円増加しております。単純に今のを足し算をしますともっとマイナスになるということになりますが、キャッシュフローは年間の現金の全ての流れを示しておりますので、マイナス2,600万円ということになりますが、大きな理由としましては、今申し上げた2つということでございます。以上でございます。

○大田委員

有形固定資産のいろいろ建設費の増加によって、当年純利益が昨年よりも2,600万円減少したのが主な原因で、今年度は資金増加額は2,692万6,000円の減額になり、資金末残高のキャッシュが16億6,900万円になるということで、そういうふうに解釈になるんですが、現金がなかなか手持ちが少なくなると、何となく事業費も増加しないような感じになると思うんで、ここんところを手持ち資金が下がらないように、今後とも努力して行ってほしいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

終わります。

○笹井委員

お尋ねします。

電気代についてお聞きします。予算書は11ページやら13ページやら17ページに動力費やら光熱水費やらで計上されておりますので、まとめてお答え頂きたいんですけど、昨今、電気代が随分上がっておって予算上も上がってきておると思いますが、水道局の電気の契約方法はどのようになっておるのでしょうか。

○中西業務課長

今の契約状況ということでお答えいたします。

前回の12月議会、こちらの委員会のほうで説明させていただきましたが、私ども特に85%の動力費を占めます浄水場につきましては、今年度の9月まで新電力会社による契約でございました。その後、契約先が見つからなかったといったこともございまして、中国電力ネットワークが行う最終保障供給の契約に移行しております。今の契約はそういった状況でございます。

○笹井委員

浄水場が今新電力経由して、最終的に中電の最終と。ということは、本場は中電のそのままということだと思えるんですけども、これ新電力に替えて中電に最終保障契約になったということになると、その分値段が上がっていると思うんですけど、その契約変更、最終契約になったことによる値段の高騰というのはどれぐらいになるのでしょうか。

○中西業務課長

電気料金の構成としましては、各小売電気事業者が設定しております基本料金部分、あとは電力使用料部分、この2構成と、あとは各社共通でございますが燃料調整費、再生可能エネルギー促進賦課金、こういったもので構成されております。

今申し上げた初めの基本料金部分と従量料金部分で最終保障供給、比較いたしますと大体1.2倍から1.3倍ぐらいの差があるといったような状況でございます。

○笹井委員

金額でいうとどれぐらいになるかというのがありますか。

○中西業務課長

大体1,600万円ぐらいの差になります。

以上でございます。

○笹井委員

分かりました。いつときは新電力にすると安くなるというふうなことが言われて、他部局で見直しが進んだんですけど、需要状況が大分変わらしまして、結局高くついたと。これ仕方がないことかと思いますが、やっぱりその影響というのは常にかみしめていきたいと思えます。

次の質問に入ります。

参考資料の1ページに、浄水施設整備事業費5,562万円というのがあります。説明はさっき口ではあったんですけども、これ図面はないのでしょうか。過去には、浄水場の中で施設を整備するときは図面がついとった時代もあると思うんですが、これはついてないのでしょうか。

○中西業務課長

浄水施設整備事業につきましては、5,500万円という金額、1本の工事でなくて、今

回対象としていますが6つの事業がございます。これらの中には小さいものから1,000万円程度のものがございますが、こちらの図面添付ということがないんですが、これにつきましては事業の大きさ、説明の分かりやすさ等を含めまして、今後、記載するかどうかということは検討していきたいと思っております。

○笹井委員

予算参考資料をつくることは決められていますけど、特にその中身までは特に決めたものがないので、そのときそのときの判断と思っております。ただ、今回5,000万円、トータルとして結構大きい額になっておるということと、なかなか私ども浄水場にふだん入ることがないから分からないし、必ず毎年、何かしらのだこかの補修工事があると思っておりますので、過去の工事でもついたときがありますから、新人議員さんも多いから分からないし、コロナで再々中を見せてくれちゅうわけにもちょっと今いかないような状況もありますので、今後、継続的に上がってくるもんだと思っておりますので、ぜひつけていただくことを検討していただければと思っております。

終わります。

2 病院局関係

(1) 付託事件案件

①議案第6号 令和5年度光市病院事業会計予算

説 明：桑田病院事業管理者、川崎病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑：

○小林委員

それでは、何点か質問のほうさせていただきます。

まず、1点目としましては、令和5年度の光市病院事業会計予算参考資料の12ページ、施設警備業務委託費についてお聞きします。

先ほど、業務の見直し等で予算の減額のところの説明がございましたが、少し詳細に教えていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

○大濱光総合病院経理担当課長

施設警備業務委託について御説明いたします。

この委託ですが、今年度減額されている理由ですが、業務委託は3か年で計画的に施設整備等を行っており、実は令和4年度に空調設備のメンテナンスを行っております。この経費が300万円弱かかっており、今年度はその業務を行っていないので、その差額が要因でございます。

以上です。

○小林委員

状況をよく理解ができました。やはり、その委託というところは職員さんが本質の業務にしっかりと全うするためには必要に応じて必ず活用していくことが必要だと思っています。

その上で、職員が行う業務と委託する業務、この少し線引きというか基準について教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○大濱光総合病院経理担当課長

線引きでございますが、基本的には医師、看護師、その他のコメディカル等の職員が、医療や医療補助、看護等のそれぞれの役割に専念できることを念頭に、その他の財務、設備管理などの総務管理、診療報酬の計算等の維持管理、この中から職員だけで行うには時間や労務量または資格の必要性などにより実施困難なものについて、こういうものについては委託をしております。

例えば何点か例を挙げると、施設のメンテナンスとか、警備、診療報酬計算、宅児、給食、清掃等が挙げられます。

以上です。

○小林委員

状況よく理解できました。

次の質問ですが、こちらも光市病院事業会計予算参考資料の12ページで、医療器械保守についてお聞きをします。

令和5年度の医療器械保守は9,000万円強ということで計上されていまして、令和4年度と比べて1,000万円近く増額はされていますが、この具体的な内訳を教えてください。

○大濱光総合病院経理担当課長

1,042万円の増額の内訳でございます。

令和5年度に主に透析関連機器の点検が予定されており、その費用が900万円以上程度かかる見込みでございます。透析機器につきましても、一番新しいものでも購入後6年が経過いたしますので、この度の点検はフル点検、重点的な点検をいたします。

そのほか、医療機器の保守点検数が昨年と比較して18点増えておりますので、その積算で1,042万円の増額となりました。

以上です。

○小林委員

状況分かりました。

少し細かいですが、業者による医療器械の保守点検の頻度というところで、例えば代表的な事例でもいいので教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○大濱光総合病院経理担当課長

業者の保守点検ですが、主に使用頻度の高い工学医療器械、例を挙げるとMRIなどの画像診断装置については、3か月に1回点検を基本としております。その際のレントゲンの管球交換などについては、点検の際必要に応じて行っている状況です。
以上です。

○小林委員

分かりました。

もう一つ、今回、光総合病院も大和総合病院も非常にいろんな医療機器があるということが予算書の中からも分かるんですけど、この固定資産の管理方法についても併せて教えてください。

○大濱光総合病院経理担当課長

固定資産の管理ですが、医療機器の適切な支払い、起債償還などをしていくために財務管理システムへの入力、また減価償却を行っていくための固定資産台帳への登録、医療機器を識別できるように管理ラベルを作っております、そういったものの貼付け、または安全確認のために機器検査などを行っております。

以上です。

○小林委員

分かりました。固定資産の管理となってくると非常にたくさんの器械があると思いますので、そこでしっかりと漏れがないようにというところでもよろしく願いしておきます。

次の質問ですが、こちらも予算資料の4ページになります。研究研修費についてお聞きをしたいと思います。

この研究研修費においては、令和5年度と令和4年度の予算が同額計用されていますが、これを踏まえて令和4年度の実績というところと、令和5年度予算の設定根拠というところを教えてください。

○大濱光総合病院経理担当課長

まず、令和4年度の研究研修費の実績ですが、図書費350万円、旅費185万円、研究雑費302万円程度となる見込みでございます。

令和5年度の研究研修費ですが、図書費を356万円、旅費を780万円、研究雑費を393万7,000円と計上しております。

旅費におきましては、令和4年度については、結果としてコロナ禍で研修参加を控えており、実績と予算が乖離しておりますが、令和5年度についても研修参加を見越して金額を計上しております。

以上です。

○小林委員

状況がよく理解ができました。その上で少し何点か質問させていただきます。

まず、令和5年度の研究研修費ということで予算が計上されていて、具体的にそれどのような研修内容、人材育成というところを行っていくのかをお示してください。

○大濱光総合病院経理担当課長

基本的には、人材育成については各部局で目標を定めて行っておりますので、事例として看護部を例に挙げますと、看護部は令和4年度からインターネット研修の取組を始めており、その研修ではそれぞれが自分の目標に応じた研修、クリニカルラダーシステムというらしいんですが、そういったものを自分の実力に応じた研修内容を段階を踏んで研修できることが今できております。

そのほか、全ての新人職員については4月から20日程度でございしますが院内研修を行い、当院で円滑に業務に臨めるよう、基本的な知識の習得について努めております。

以上です。

○小林委員

状況として、例えばクリニカルラダーシステム、こういうものを使って個々の能力に応じた研修を行われているというところがよく分かったんですけど、個々によって研修の進捗具合も違うと思うんですけど、こういう進捗具合というのは、やっぱり直続の上司と目標設定をしながら進めているというそういう認識でよいですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

看護部の例を挙げると、そのとおりでございます。

○小林委員

分かりました。人によって多分進捗具合も違うと思うので、ただせっかく研修に臨むのであれば、目標を達成できるように、やっぱり受ける人、そして上司もしっかりと管理をした上で取り組んでいただきたいというふうに思います。

あと、研究雑費、この使用用途について、併せてお示しをください。

○大濱光総合病院経理担当課長

研究雑費の用途ですが、主に研修の参加費です。例えば、今コロナ禍でございしますので、看護師はインターネットのeラーニング研修の参加費でございますとか、認定看護師研修、特定行為研修、認定看護管理者研修などが事例として挙げられます。

以上です。

○小林委員

よく理解ができました。この研究研修費、いわゆる人材育成のところは、やはり職員一人一人の資質が上がれば上がるほど組織としても強靱化をしていくということも考えられますから、ぜひ、この人材研究研修費というところについては引き続きしっかり

とした予算を取っていただきたいというふうに思います。

もう一つ、こちらも予算参考資料の3ページと7ページ、給与費についてお聞きをします。

ここには、それぞれの病院の給与費において各ポジションに応じて予算が計上されていますが、給与費のうち時間外労働が占める割合、これが少し読み取れなかったので教えてください。

○大濱光総合病院経理担当課長

令和5年度にどのくらいの時間外労働を見込んでいるかということでございますと、全職員で年間2万1,402時間を見込んでおります。

以上です。

○小林委員

承知しました。

では、勤怠の管理方法についても併せてお示しをください。

○佐古光総合病院総務課長

勤怠管理の方法でございますが、出退勤につきましては、職員の出入口のカードキーの打刻時間で管理をしております。

時間外勤務につきましては、事前申請を基本とはしておりますが、緊急時は事後の報告ということもございます。自己申告としております。翌月の初めには、全職員に出退勤の時刻を記載したものを配付し、各個人の時間外等の申請等と比較していただいて、出勤時間と退勤時間に乖離があるようなものについては、理由を記入して所属長が確認し、総務課へ提出するようにはしております。

新年度では、勤怠の管理システムを導入するための予算を計上しておりますので、6年度運用を目指して、適正な管理が行えるよう見直しも含めて今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○小林委員

今非常によい点として思ったのが、実際に管理職に上がってきて、それが出退勤と照らし合わせて、そこに乖離がない。乖離があった場合には、それに対してしっかりと調査をしているということ。それが非常にすばらしいと思いました。

よく勤怠の中で、例えば何時間働きました、ただ控除をこれだけの時間を例えば休憩とかで引きますとやったときに、よく見てみると控除の時間が非常に多い場合とかもあるんです。だから、そういうときにも、ぜひ、なぜその控除が多いのかという細かく時間管理のほうを見ていただけたらと思います。

私からは以上です。

○田中委員

まず、予算書の12、13ページにキャッシュフローについて、その中で、財務活動によるキャッシュフローのところ、資金の期末残高が44億20万1,000円、期首残高が42億4,293万1,000円ということなんですけど、ちょっと増加しているという部分もあるので、ここの評価と見通しについて説明頂けたらと思います。

○川崎病院局経営企画課長

キャッシュフローの関係なんですけど、期首と期末の残高で1億5,700万円の増なんですけど、業務活動であるキャッシュフローについては、旧病院の解体等の関係がありますのでマイナスとなっておりますが、投資活動や財務活動におけるキャッシュフローについてはプラスということで、その結果、1億5,000万円のプラスという今回見込みが立っているんです。

やはりキャッシュフローというのは、公営企業の一定の評価ができるものと考えておりますので、今回プラスにはなりますが、今後も旧病院の解体等2か年で予定しておりますし、あとコロナ禍の関係もございまして、引き続きキャッシュフローについては増額ができるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○田中委員

このキャッシュフローの中で44億円ぐらいあるんですけど、これ何か目標的な数字とかそういったところはあるんですか。

あと、もう一つ、コロナとか不測の事態に備えてという部分を言われるんだと思うんですけど、大体そういったものをどれぐらい見越しているのかというところを教えてくださいましたらと思います。

○川崎病院局経営企画課長

具体的な目標というのは設定はしておりませんが、少しでも積み増していけるように努力していきたいと考えております。

以上です。

○田中委員

不測の事態とかという部分で、あればあるほどそれはもちろんいいんですけど、例えば単年度でどれくらいを見込まれているのかというところと、マックス影響があったときにどれくらいを見込まれているのかを教えてくださいましたらと思います。

○川崎病院局経営企画課長

見込みということなんですけど、やはりもともとあったそれぞれの病院、例えば光総合病院については新病院の建設時に、結構、現金、預金のあたりを使用していますので、少しでも建設前に戻っていけるような形で積み増していきたいと考えております。

大和総合病院についても、機能分化後に黒字になっておりますので、その中でやはり少しでも積み増していけるような形でできていけたらいいなと考えております。
以上です。

○田中委員

そしたら、その中で1ページに旧病院施設等の解体・撤去工事で5億116万6,000円、2ページには債務負担行為で、次年度に7億円ほどの起債を予定しているんですけど、これ全額起債にした理由というのについて教えていただけたらと思います。

○大濱光総合病院経理担当課長

光総合病院については、ちょっと丸めて言いますけど、キャッシュ約20億円程度ありますけど、病院を運営していくために運転資金が必要でございます。私が調べた限りでは、少なくとも10億円以上は運転資金は要るものと考えております。

そうした中で、解体工事は大きな事業でございますので、今総額、丸めて約12億円くらいの資金が必要となりますので、少しでも有利な起債を利用して、負担を均等に将来にわたって支払えるように考えてこのように予算計上させていただいた次第でございます。

以上です。

○田中委員

今、ちょうど有利な起債ということであったんですけど、これ起債は何か、有利な起債で何か起債名があれば教えていただけたらと思うんですが、お願いいたします。

○大濱光総合病院経理担当課長

起債名ですが、用途廃止施設の処分に要する経営に関わる地方債、10年で起債を完了できるようなものでございます。

以上です。

○田中委員

起債名、メモし切れなかったもので、また調べてみます。

先ほど10億円以上は持っておきたいという中で、キャッシュ、光総合のほうでも20億円ぐらいある中で、この起債がどれぐらい有利なのか調べてみないと分からないですけど、一定数使うということも考えられるのではないかと思いますし、そして、また速やかに売却すれば売却益というのが発生するかもしれないというところで、この先もちょっと注視していきたいと思いますので、引き続き私のほうも起債については勉強させていただけたらと思います。

次に予算書の2ページ、第7条のところの流用なんですけど、ここに(3)で特別損失ということで今回新たに追加されておりますので、これについての御説明を頂けたらと思います。

○川崎病院局経営企画課長

これについて流用項目にしたというところなのですが、地方公営企業のルール上、給与費とか交際費については、流用について議会の議決があるんですが、それ以外については予算のほうに上げていくという形になりますので、今回特別損失についても流用項目として上げた次第でございます。

以上です。

○田中委員

ほかの公営企業会計を見てもこれ特別損失というのが入っていないくて、今回新たに病院局だけ追加になっているんですけど、今のお話だと、ほかの公営企業会計も含めてこの特別損失をここに付けるのが適正な会計処理であるということなんですか。

○川崎病院局経営企画課長

いろいろと私も調べてみたんですが、公営企業によっては上げているところ上げていないところ、いろいろとあったので、今回は対象にしたということでございます。

以上です。

○田中委員

今回は上げたということでおっしゃられるんですけど、病院局としては今後これをずっとここに上げるという理解でいいんですか。

○川崎病院局経営企画課長

今回上げさせていただきまして、今後も継続していくような形になろうかと考えております。

以上です。

○西村病院局管理部長

委員言われるのが、特別損失をここに上げたのは、解体費用をここに特別損失で上げるんですかという意味ということかと思えます。

特別損失に上げたのは、通常ではない経費。通常の年度ではこんなに多額な費用を発生することないんですが、今回特別に巨額な経費が出るということで特別損失に計上しました。

そして、この流用ができる経費の中にこれが入っているというのも、今回金額的に大きいので、その流用ができる範囲を広げようということでここに計上させていただきました。

以上です。

○田中委員

そしたら、すみません、もう一点お聞きしときたいんですけど、この旧病院施設等解体撤去工事で等がついてるんですけど、等は何を含まれるのか教えていただけたら。

○西村病院局管理部長

旧光総合病院のすぐそばに看護宿舎というのがございまして、これも併せて解体するので、これに等というのをに入れております。

○田中委員

分かりました。

そしたら、話題を変えて、参考資料の3ページに、材料費のところでは薬品費・診療材料費等が大幅増ということで、先ほどお話もあつたんですけど、もう一度ちょっと詳細の説明を頂きたいのと、特に光総合のほうが増えているという部分で、抗がん剤等の薬品が必要だからというお話もありましたけど、医業収益とのバランス、収益バランスのほうで考えたときに、どういう影響があるのかを教えていただけたらと思います。

○大濱光総合病院経理担当課長

薬品費と診療材料費の前年度比の増加理由について詳しく御説明いたします。

薬品費につきましては、令和4年度は抗がん剤等の使用が特に多く、令和3年度と比較しましても11月時点で6,600万円程度増加しております。また、診療材料費につきましても、整形外科等の手術数が増加しております。この傾向が令和5年度も続くと見込みまして、費用を増加させている状況です。

次に、バランスですが、例えば材料費対医業収益比率について御紹介いたしますと、これは材料費割る医業収益で出すものですが、医業収益の中で材料費が占める割合を示す指標でございます。類似の病院等と当院を比較してみましても、これは令和3年度の実績ですけれども、1.0ポイントほど低く、類似の病院よりも少ない費用で大きな収益を出しているというようなことを考えております。そういう意味では、費用が増えれば増えるほど収益も増えていくのではないかなと見込んでおります。

以上です。

○田中委員

分かりました。ありがとうございます。

最後に参考資料のほうの12ページ、14ページに委託料についてになります。その中で給食業務と廃棄物処理業務と大和総合病院の洗濯業務について、先ほども少し説明もあつたんですが、もう一度説明を頂けたらと思います。

着目しているところは、廃棄物処理業務でいえば光よりも大和のほうに大幅に増額になっているとかいう点も含めて御説明頂けたらと思います。

○植本大和総合病院事務部次長

まず、廃棄物処理業務委託の195万6,000円の増加理由でございますが、コロナの影響などによりまして、PCR検査とか抗原検査の使用済みのものとか、ガーゼ、注射針などという感染性廃棄物の増加が今年度も多くなりまして、来年度も一定程度増加が続くものと見込んで増額を計上しているところです。

それと、洗濯業務の委託料の107万4,000円の増加でございますが、この洗濯業務の内容といたしましては、患者さんの小物、下着やタオルなどが半数を占めておりまして、その洗濯につきましては御家族の方が持ち帰っていただいて洗濯をしていただくというやり方もございますので、一応御希望を確認したところ、こちらのほうで洗濯を依頼される数が増えたことによりまして、来年度の委託料の経費を増額しております。以上です。

○田中委員

今、廃棄物処理業務については、大和のほうは抗原検査のキットとかガーゼとか感染性の廃棄物が増えたからということだったんですけど、200万円近い増加があつて、一方、光のほうは約50万円ほどの増加にしかなくてないので、その部分でもう一度説明を頂けたらと思うのと。

あと、大和の洗濯業務については、入院患者さんの希望によって洗濯物が増えたからということで理解をするんですが、であるならば入りのほうも増えるという理解をさせていただけたらいいですかということでお聞きしたいと。

あと、給食業務について、光総合については320万円ほど増えて大和はマイナスになっているので、そこについても説明を頂けたらと思います。

○大濱光総合病院経理担当課長

2つほど質問を頂いていますので、まず廃棄物の処理業務について、光が50万円増えている理由についてお答えいたします。

光については、基本的には不要品の処分料の増加というのは考えてはいなかったんですけど、令和5年度については、令和4年度までに少し不要な機械等を倉庫のほうに置いておりましたので、その不要品処分料として50万円を計上した次第でございます。

廃棄物処理業務については、以上でございます。

次に、給食業務の委託料が増えているという理由ですが、これは、実は光総合病院のほうには業者のほうから食材費が高騰しているもので、今のままでは経営がちょっと成り立たないという説明がありました。理由は、ウクライナ情勢でありますとか円安とか運送費のコスト上昇等が原因なんですけど、そういった理由でその上昇分を反映した数字を上げているということです。

以上です。

○植本大和総合病院事務部次長

14ページの委託料の一番上の給食業務が27万円ほど減額している理由でございますが、これは患者さんの中にも口から摂取ができない方々もおられます。入院患者は1日当

たり230人ほどいらっしゃるんですが、給食を提供する患者につきましては120人分ぐらいとなっております。来年度は、そういった口からの摂取ができない患者を若干多く見込んだことにより委託料が減少したということになります。

それから、先ほどの洗濯業務の委託が増え、患者さんがこちらで洗濯を依頼する数を多く見積もったということで、収入におきましては、参考資料6ページの3のその他医業収益のその他医業収益、5年度が4,067万5,000円、ここに患者さんから頂いた使用料を計上しております。

以上です。

○田中委員

分かりました。

もう一点だけ、先ほど光総合のほうの廃棄物処理業務で不要な器械の処分増額ということだったんですけど、光総合のほうは大和みたいに感染性廃棄物が増加した部分での値上がりというのはこの中に含まれてないんですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

光総合病院につきましても、感染性廃棄物については毎年廃棄していますけど、値上がりについての話はございませんでしたので同様な金額で計上しております。

○田中委員

というのが、ちょっと不思議に思ったのは、大和195万6,000円というのが49.4%前年比で上がっているんです。それだけ大きい数字が上がるということは影響がかなりあるんだろうなという見込みだったんですけど、光総合のほうには影響がないとなると、何か違和感があるんですけど。2つを比べた中での御説明を頂けたらと思うんですけど。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院の廃棄物処理業務につきましては、光総合病院としましてはコロナ病棟を開設して運用していますので、既にその中で感染性の廃棄物という処理は既に行っております。ですから、今回特別に何かが始まったわけでもございませんので、これまでどおりの予算を計上させてもらっています。

以上です。

○田中委員

分かりました。ありがとうございます。

○森戸委員

何点か、収益構造と支出構造についてちょっとお尋ねをいたしますが、参考資料の2ページですか。

入院収益が前年比で11.3%増加したという要因というのはどんなものがあるんでしょうか。

付け加えるとすれば、入院1日平均の患者数は変わっていないにもかかわらず増えたという意味ですかね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大濱光総合病院経理担当課長

入院収益を増加させている理由でございますが、入院収益の単価を昨年度と比較して単価を5,000円ほど上げております。

その理由につきましても幾つかございますが、代表的なものとしては、まずは診療報酬自体を令和4年度から上がっているものがございまして、ほか、先ほどちょっと説明しましたが、入院患者に使う薬品費も上がっております。

また、今コロナ禍でございますので、入院される際はコロナ試薬等を使っておりますので、そういったものも加算されますので、5,000円単価を上げることとしております。以上です。

○森戸委員

分かりました。その下の外来収益もそうなんですが、年間の患者数は2,430人ですか減ったんですが、5,000万円上がっているんですけど、その辺は昨年度と比べると、その辺もそういう理由だろうとは思いますが、念のため聞いときます。

○大濱光総合病院経理担当課長

外来収益につきましても、先ほど少し御案内いたしましたとおり、コロナ検査などの内科診療、または整形外科等の収益が実績として伸長しておりますので、1人当たりの単価を1,000円ほど増加させた次第でございます。

以上です。

○森戸委員

それと、支出のほうですけど、これも人員が増えたからだろうとは思いますが、3ページの医療技術員等、給与、手当が2桁で昨年度と比べて伸びているようなところはどのような理由でしょうか。

○大濱光総合病院経理担当課長

医療技術員の人数を令和4年度に増やしております。以上です。

○森戸委員

すみません、手当も。看護師手当、医療技術員手当、労務手当。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○大濱光総合病院経理担当課長

細かい数字は今持っておりませんが、例えば光総合病院ではコロナ等の対応の業務に従事しておりまして、令和4年度途中から危険手当等を加えて支給するようになりましたので、そういったものが加算されていると考えます。
以上です。

○森戸委員

ほかの部分についてもまた詳しく教えてください。
同じく大和総合病院に関してもお尋ねをいたしますが、その他の医業収益のところでは公衆衛生活動収益が50%、500万円ですか減った理由と、その辺からお願いします。

○植本大和総合病院事務部次長

この公衆活動衛生収益なんですが、主には65歳以外のインフルエンザの予防接種に伴う収入とコロナのワクチン接種に伴う収入を挙げておりまして、その半分のコロナワクチンの接種による収入を令和5年度は見込んでおりませんので、半分の500万円を計上しております。
以上です。

○森戸委員

了解しました。
その下の医療相談収益が1,000万円ほど増えたというのは。

○植本大和総合病院事務部次長

これにつきましては、令和4年度の決算見込みを基に算出したしまして、人間ドックや健康診断、がん検診、特定健診などが、自治体や企業が行うそういった健診が増加傾向にあることから1,000万円の増加を見込んでおります。
以上です。

○森戸委員

了解しました。

○河村委員

令和5年度は、機能評価は受けるんですか。

○佐古光総合病院総務課長

機能評価につきましては、昨年度、昨年1月に受審をしております。

以上でございます。

○河村委員

去年やったら、あとは何年先。

○佐古光総合病院総務課長

一応5年ごとの更新となっております。

以上です。

○河村委員

分かりました。

救急搬送困難な事例というのが年間250件からあったわけですが、そういったものの解消手段というか、何かお考えがありますか。

○田村光総合病院事務部長

救急医療につきましては、受け入れる数とお断りする数というのは結構両方ともございます。受け入れざるを得ないというか受ける患者さんにつきましては今までどおり受付をされますけども、当直をしているときに自分の科ではない患者さん、特に今までも申し上げましたけど脳外とかその辺りにつきましては、既にその疾患というはつきり分かれば、徳中なりその対応できる病院のほうへとお願いをしているところで

す。
極力、医局の中で当直のときにはその連携を図っていけるような努力をしていければというふうには思っています。

○河村委員

脳外とかはそのまま入れてこんのじゃないかね、はなから。当直が、担当医が違うというケースは多々あるかとは思いますが、極力そういうのを受入体制といいますか、何かそういうやり方ちゅうんですか、やっているんじゃないんですか。どの程度断っていますか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○佐古光総合病院総務課長

令和3年度の数字でございますが、救急依頼の件数が1,998件、実際に受入れが1,033件ですので、約960件程度のお断りがございました。

以上でございます。

○河村委員

令和3年度でいうたら、この間の数字よりも相当多かったと、今受入れについては相

当頑張っているという理解でええんですか。

○田村光総合病院事務部長

当院で受け入れられる患者さんについては受け入れているので、多い少ないという考え方はしていません。

ここ最近気になるのが、周南圏域だけでなく柳井医療圏、岩国医療圏等からの問合せ等も増えているので、なかなか受け入れにくいところが増えてきたのかなという気が若干しています。

○河村委員

よそはともかくとして、光地区の消防についてはできるだけ、できないものまで受け入れとは言いませんが、極力受け入れる方向でお願いしたらと思います。

それから、診療の待ち時間について、まだ最近でもあまり解消されていないようなお話を聞くんですが。

○委員長

河村委員、予算書の何ページかを指してお願いしたいんですけど。

○河村委員

いや、予算書の金額じゃないから、別に通常の業務の中の話ですから特段問題ないと思いますが。

○委員長

予算全体の数字で受入れという形で続けていただきたいと。

○河村委員

要は、待ち時間の解消について、医療機能評価も受けたということですが、以前お尋ねをしたときに予約と言われましたですかね、何かこういうやれば解消するんだというようなお話を頂いたような気がするんですが、その辺りのところの改善ちゅうのはされているんですか、いないんですか。

○田村光総合病院事務部長

予約は、実際に現在続けていまして、その待ち時間の解消には努力しています。

今、サービスといいますか病院の中でいろいろ検討していますけれども、待ち時間そのものを当然ながら減す努力はしていきますけれども、待ち時間を感じさせない努力という方向性を見出しているところです。

○河村委員

結構、時間的に2時間というケースを再々聞きますので、感じさせないと言ってもち

よっと度が違うんじゃないかと思うんです。

○田村光総合病院事務部長

今の2時間、3時間という待ち時間の方に関しては、なぜかかったというのを評価を一応調べていまして、その解消には努力しているつもりです。

○河村委員

分かりました。ぜひ、ずっと続いている事案なんで、いろんなことをやりながら市民要求に応えていただきたいというふうに思います。終わります。

○大田委員

ちょっと素朴な質問なんですが、予算書の参考資料の1ページの一般入院病床、光が210床あるんです。これ、緩和ケア病床も一般病床になるんですか、それとも緩和ケア病床、私は別と思っちゃったんですが、そのところを教えてください。

○田村光総合病院事務部長

緩和ケア病床も、名称としては一般病床の類です。その中の特定病床という形になりますけども、一般病床と答えます。

○大田委員

そうすると、療養病床と一般病床が違うのは、療養病床も一般病床の中の特別病床になるんじゃないんですか、違うんですか、そのところちょっと教えてください。

○田村光総合病院事務部長

診療報酬上の言い方となりますけども、一般病床というのと療養病床という入院上の区別がございます。

○大田委員

療養病床の中にリハビリ病床があるんですか、それとも一般病床の中にリハビリ病床があるんですか。

○小田大和総合病院事務部長

回復期リハビリテーション病棟は、療養病床の中にあります。

○大田委員

了解しました。

参考資料の11ページ、医師の人数で令和4年度が20.5人で令和5年度が19.5人になって、これは診療報酬が下がっていると。それじゃが、会計年度職員には35人から33人になって、これは上がっていると。そのところの理由を教えてください。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○佐古光総合病院総務課長

11ページ上段の医師、令和5年が19.5人、令和4年度が20.5人となっており、申し訳ございません、最初に会計年度任用職員のほうのお話させてもらいます。

会計年度任用職員、人数は減っておりますが予算のほうは上がっておるんですが。こちらは、一応勤務時間が長い会計年度職員が勤務される予定となっております。

○大田委員

ちょっともう一遍聞きます。

光総合病院の常勤医師の場合は20.5人から令和5年度になったら19.5人になって1人減って、予算は減っているわけです。大和病院の場合は同じ人数でこれも予算が減っちゃうわけです。大和病院の場合は。それで、会計年度職員の場合は、令和4年が35人で令和5年になったら33人で2人減っちゃうんで金額が上がっちゃう。大和病院の場合は30人から29人になって、これは予算が下がると。1人減ったから下がるだろうと思うんですが、そこを御説明してくださいということです。

○田村光総合病院事務部長

全てのことは申し上げられにくいですが、常勤が1人退職で減ることになっていきます。当然予算も減りますけども、その職員が会計年度任用職員として勤務していただく予定にしているので、1日ではなくて数日間の勤務となります。それで、実際の人数は減りますけども勤務日数は増えるので、予算的には増えてまいります。以上です。

○大田委員

大和のほうも常勤職員がお辞めになって会計年度職員になったとお聞きしております。それで、人間も少なくても金額も予算も少なくなっている。どうじゃろうかということです。

○植本大和総合病院事務部次長

大和総合病院のほうは、医師が7.5人、令和4年度、5年度もなっております。これは、今年度1名退職されましたが、その前に令和4年の当初から1名医師を配属というか設置というか、呼びいたしまして、その人数は入れていなかったためプラス・マイナス・ゼロということ、一応同数を計上させていただいております。

金額が減少した理由につきましては、その辞めた医師と新たに採用した医師の給与の差額分ということになります。

会計年度職員が、令和4年度30人いらしたのが5年度29人となっております。これは、会計年度職員、週1日の午前中の病棟業務について会計年度任用職員で対応しており

ましたが、これを正職の医師で対応していただくということになりまして、会計年度のほうを1名減としております。

以上でございます。

○大田委員

光の場合は、常勤医師が退職されて会計年度職員になったから会計年度職員が減ってもその常勤の医師が会計年度職員になって多数診察するようになったから予算が増えた。

それだから、大和のほうは、今、常勤の医師が辞めて会計年度職員にたしかになられているはずなんです、大和のほうも。それで、常勤みたいな感じでお勧めになっているはずなんです。それじゃ、ここは値段が下がっているが、そのこのところはどうかとお聞きしているんです。

○植本大和総合病院事務部次長

大和病院におきましては、今年度医師が辞められて、その方はもう会計年度にはなっておりません。1名減なんです、令和4年当初に1名採用した人数を入れていなかったことから、令和5年度はその医師を見積もっておりますことから数字的には変わっていないということでございます。

○大田委員

会計年度職員は1人減っているじゃないですか。医師の数は変わった、今いないということで、会計年度職員、医師が1人減っているでしょう。

○植本大和総合病院事務部次長

その辞められた正職の医師と会計年度の医師の方は別の方でございます、単純に会計年度の職員が1名減ったということでございます。

○大田委員

すいません、ちょっと頭が鈍くなっているのだから分かりやすく説明してもらえませんか。

○小田大和総合病院事務部長

会計年度任用職員の医師の30名から29名に減ったのは、週に1日の方が辞められたものです。ですので、会計年度任用職員以外の医師とは関係がありません。

ですから、会計年度任用職員以外の職員の医師については今年度と来年度の人数は変更はありません。会計年度任用職員は1名減ですので、1名減にしております。

○大田委員

会計年度職員が1名減ったから予算が減りましたと、その内訳としては常勤医師じゃなくて週1で雇うちょるから予算が減りましたということで、それでよろしいんです

ね。そのように答えるから。

それと、大和総合病院では6ページ、光総合病院では2ページで、医療相談収益がそれぞれ上がった一つの理由は言われたんですが、いろいろあると思うんですが、そのいろいろを言ってもらいたいと思うんですが。

○植本大和総合病院事務部次長

まず、6ページのその他医業収入の医療相談収益が令和4年度9,000万円から令和5年度1億円になった理由でございます。

これは、企業や自治体の職員が受診される人間ドック、健康診断、がん検診、特定健診、それと国保を運営します各自治体からの健診に伴う収入を見込んでおりまして、これは令和4年度の決算見込みで9,700万円をもう超える見込みでありますことから、その見込みに合わせて令和5年度も1億円を計上しているところでございます。

以上です。

○大濱光総合病院経理担当課長

光総合病院についても、基本的には大和総合病院と同じくくりで、医療相談収益については定期健診であったり人間ドックであったりというものがもうほとんどでございます。

以上です。

○大田委員

了解しました。健診とか検査が増えたからそれだけ上がったということでございます。その行の一番下のその他医業収益が38万円上がって、大和のほうは200万円の増加になっているんですが、そここのところをちょっと詳しく教えてください。

○植本大和総合病院事務部次長

このその他医業収益の令和5年度4,067万5,000円ですが、主な内訳につきましては、医師の診断書や主治医意見書などの文書料と患者さんの病衣とか小物の洗濯代の使用料収入でございまして、200万円増えた理由につきましては、患者さんの小物、下着とかタオルとかにつきまして、お持ち帰り頂いて御自分で洗濯していただくか使用料を払っていただいてこちらで洗濯をさせていただくという方法を取らせてもらっておりますが、こちらで洗濯する希望者が増えるということを見込んで200万円の増加ということにしております。

以上です。

○大濱光総合病院経理担当課長

光総合病院についてですが、基本的には文書料、先ほど植本課長が言われましたような診断書の費用や紹介料、これに加えておむつ代等もこのその他医業収益のほうに入れております。入院収益が増えるに比例してこちらのほうも少し増やした次第でござ

います。
以上です。

○大田委員

診断書やら紹介状やら洗濯代と言われたんですが、そうすると下の2の一番下のその他の医業外収益で、ここに1,600万円と2,670何万円が上がっちゃるんですが、そのほうはどういう医業外収益なんでしょうか。多分こっちのほうが、私は洗濯やら入っちゃるんじゃないかと思ったんですが。

○植本大和総合病院事務部次長

このその他医業外収益1,612万8,000円につきましては、主には入院患者の方々のテレビ使用料とあと売店使用料とか職員住宅の使用料、そういったものでございます。
以上でございます。

○大濱光総合病院経理担当課長

医業外の収益でその他の医業外ですので、基本的には病院のその事業とちょっと色が違うようなもの、例えば病院が持っている駐車場の賃貸料であるとかテレビカード使用料であるとか、そういった本来の医業で得る収益以外のものでございます。
以上です。

○大田委員

今テレビ使用料と言われたんでちょっとお聞きするんですが、12ページと14ページ、大和には業者テレビが賃借料で300万円上がっているんですが、光のほうには上がっていないんですが、そここのところの御説明をお願いします。

○大濱光総合病院経理担当課長

光総合病院におきましては、大和とちょっと形態が違いまして、業者と賃借契約、賃借のようなものはしておりませんので掲載はしておりません。
どういう形態かと申しますと、テレビを業者のほうに設置する許可というか設置させまして、その管理費を頂いているというやり方でございます。そういったものが使用料で入ってきております。
以上です。

○大田委員

そうすると、その設置許可管理料の使用料が入っているというのは、どこに収入の部で上がっているわけですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

今ちょっと私説明が上手じゃなかったんですが、まさしくその他医業外収益の中に入

っております。

○大田委員

2,678万8,000円の中にテレビ使用料やらテレビの設置料ちゅうのが入るとということに解釈してもいいということですかね。

○大濱光総合病院経理担当課長

はい、テレビを管理しているものとしての金額が入っております。この中に入っております。

以上です。

○大田委員

では、それは契約で結ぶわけでしょう、設置者と。違うんですかね。

○大濱光総合病院経理担当課長

契約を結んでおります。賃借契約という契約ではございませんので、その賃借というカテゴリーに載せていないということでございます。

○大田委員

それ何ぼか分かりませんが、結構な金額じゃからそれだけでも載せられる、その他医業外収益じゃ、一まとめにするんじゃないんでも載せられるんじゃないんですか。私の考えが違うかも分かりませんが、そのほうが今後は分かりやすいんじゃないんですか。皆さんに分かりやすいような方法で載せてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○大濱光総合病院経理担当課長

まず、考え方ですけど、光総合病院では実際にどのぐらいこの契約で収入があるかという約170万円ぐらいです。月でいうと14万円ぐらいですかね。テレビカードの分で収益を上げるような基本的には考えではございませんので、修繕とかそういったものをするよりはテレビを置かして使用料を一定程度頂くというそういう考えでやっております。

以上です。

○大田委員

170万円と言われたんですが、大和は300万円賃借料で上げちよるわけです。210台を貸して170万円、1台8,095円ぐらいになるんですが、えらい安い金額で入れるようにしているんですね。そんなに安く入れてくれるんですか。そんなに安く入れてくれるのかちゅうと、そんなんやったらそりゃ私ら借りてもいいんです。

○大濱光総合病院経理担当課長

まず借りているという考え方ではないです。分かりやすく言いますと、病院が置かせてくれと言っているわけじゃなくて、業者がテレビを置きたいというんでいいですよ。その代わり使ったテレビカードの何%かは病院に納めてくださいと、それ以上のもうけはどうぞ業者のほうでもうけてくださいということなので。

メリットとしては、テレビ等が壊れても修繕の必要ないですし、借りているわけじゃないんで、イニシャルコストがなく、計算がしやすいということでございます。

以上です。

○大田委員

大変ええことじゃったら、大和もそのようにされたらどうですか。大和もその300万円も払わんと170万円ぐらいでからずっと置かせてもらえるんやったら、そのところはどう。

これを遡ってみると令和2年のときに500万円から300万円ぐらい、200万円ぐらいに下がったんです。そのとき聞けばよかったんですが、一時は500万円ぐらいの賃借料を払いよっちゃったんです。それがだんだん下がってきて、まただんだん上がりよるんです。今の光の方式じゃったら170万円ぐらいやったら300万円も払わんで済むようになるからと思うんですが、どうですか。

○植本大和総合病院事務部次長

テレビにつきましては、こういう賃借料をお支払いしている一方で患者さんにテレビ代として使用料で頂いておりますので、収支としてはそんなにマイナスにはなっていないという状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

光方式のがええと思うんですが、もう一遍考えてみてください。

それで、ちょっとお聞きするんですが、光総合病院では医業事業収益が48億900万円、事業費用としては55億800万円でマイナス6億9,918万円の赤字になっているんです。

それを16ページのキャッシュフローで見ると、資金増額のところにおいて9,500万円の金額が残っているような計算になっているんですが、そのところの、ちょっと私これだけの6億9,900万円の赤字出しちよるのに9,500万円も現金が残っているようになっちよるのはちょっと分かりかねるんですが、教えてもらいたいと思うんですが。

○川崎病院局経営企画課長

光総合病院のほうで6億9,000万円の赤字ということなんですが、これは特別損失のほうで上げております病院の解体事業に当てる企業債の5億100万円については、こういった公営企業のルール上、収入のほうへ上げておりませんので、その6億9,000万円丸々がちょっと赤字というわけではなくて、キャッシュフローの真ん中辺りに、財務

活動によるキャッシュフローのところは光総合病院、下から6行目のところですか、5億110万円の収入が、これが企業債が解体費用に充てる予定でございますので、その分が入っている形でございます。

取扱い上、予算の計画書にはこの5億円というのが収入のほうへは入ってこないもので、ただそのキャッシュフロー上は5億円ほどの収入があるという形でございます。

以上です。

○大田委員

6億9,918万円の赤字から5億116万6,000円引いてもまだ赤字なんです。収益的に見ると。1億円は赤字なんです。そこのところ、それがキャッシュフローで9,500万円の現金があるように計算されています。その9,500万円の上のところに固定資産除却の財源に当てるための企業債による収入で5億110万円が入っているように書いてあるんですが。そこのところをちょっともう少し分かりやすく説明してください。

○川崎病院局経営企画課長

それで、支出のほうには直接現金の支払いに当たらない減価償却費等もございますので、そういったところを加味するとキャッシュフロー上プラスになっているものと解釈をしております。

以上です。

○大田委員

今、上のほうの減価償却費やらが4億6,200万円とかいうてから一応書いてあるんですが、当年度純利益が7億円の赤字、こういうふうにご書いてあるんです。それで、長期前受金戻入額がマイナスの1億4,000万円とか書いてあるんですが。業務活動のキャッシュフローが3億4,400万円とここへ書いてあるんです。それで、これで計算してみると9,500万円の黒字というふうにご上がっているんです。それで間違いないじゃろうとは思いますが、私ちょっと理解ができてにくいから理解しやすいように教えてくださいというだけであって。

○川崎病院局経営企画課長

重ねて申し上げるようになりますが、キャッシュフローというのは現金の流れのものでございますので、支出のほうには、先ほども申し上げたように、議員さんも言われた減価償却費とか直接お金の動きのないもの等も入っておりますので、キャッシュフロー上というのは現金、預金の流れをお示したものですので、支出のほうの計算上とはちょっと合わないところも出てきます。

その結果、今回キャッシュフローを令和5年度末でやれば、光総合病院のほうには9,500万円の期首よりもう期末のほうで9,500万円増加になるという計算でございます。以上です。

○大田委員

それと、このキャッシュフローの中でちょっと教えてください。未収金の増減額、未払金の増減額、光はマイナスになって大和はゼロなんです。ちょっと、そのところを教えてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○植本大和総合病院事務部次長

キャッシュフロー上で未収金の増減額と未払金の増減額がゼロという理由でございますが、大和総合病院の貸借対照表の令和4年度と令和5年度の予定におきまして、未収金と未払金の額がそれぞれ同額ということで増減がないということで、ゼロで計上しております。

以上でございます。

○大田委員

まあ、いろいろ、ゼロちょうこと、どうなんか思ってお聞きしたんでね。そういうふうに説明、ありがとうございます。

光総合病院、医師の問題について最後にお聞きしますが、今回、令和5年で1人少ないと。私は増員されるものと思っているんですがね、放射線科の医師は今後どねえなっちゃうんかちょっとお聞きしたいんですが。

○田村光総合病院事務部長

放射線治療医の件だと伺いますけども、大学の医局のほうに行きますと、医局員が増えとる状況でもございませぬ。今年度4月、新規に卒業されてどの程度入局されるかというのが分かりませぬけども、それを踏まえて、一応依頼は毎年伺っていますけども、難しい状態だなというのは、肌で感じています。

○大田委員

そりゃ、肌で感じるのは、それは分かっているんです。分かっちゃうんですが、せっかく、光総合病院の目玉の放射線治療をやるということで、わざわざあそこの北西の位置に大きな空間が今あるんですよ。今、予算も全然つかないし、だから、今のあの目玉である放射線の治療診療は、いつになったら医者が来るんだろうかという思いをずっと、待っていたんですよ。いまだに全然、今回も1人減ったというふうになっているわ、どうしても、もう、目玉です。ね。光総合病院をつくる時の目玉で。総合診療をやめられたし、診療所の医師の入院患者もやめられたし、まあ緩和ケア病床を開設されたと。ほんでもう一つ、放射線の診療はというたら、空間のままであるから、ぜひとも近日中にですね、私は呼び込んでもらうて医師数も増やしてもらいたいと思っているんです。

そのところで、まあ、なかなか難しいちゅうのは分からんでもないんですが、せつ

かくの目玉でありますから、どういうふうになるんじゃないだろうかのちゅうのが常に頭の中へあるわけですよ。そこのところをもう一遍お聞きしたいんですが、私は近日中でも、連れてきてほしいと。極端なことを言うたら、日本全国からどこからでも引っ張ってこいよというふうに思っているんですが、そこのところはどうかね。

○田村光総合病院事務部長

以前、病院建てる前に計画をしていましたけども、その当時に医局の教授であられた方が現在、大阪におられます。私もそれ以降に何とか話をしたことがありますけども、向こうの大阪の現場といいますか、いろんな病院ありますけども、そこでもなかなか医師確保というのは難しいんですが、徐々に増えてきているイメージはあるとは伺っています。

で、どうしても大きい大学病院とかで研修をして各病院に行かれるんですけども、実際にやるとなると、治療医として5年の実績が必要であるとか、その辺りも踏まえると、なかなか、この地方の病院に1人派遣というのはなかなか難しいのかなということは思っています。東京、大阪程度の人数が増えると違いますが、光市も人数が増えると違うとは思いますが、今、今年、来年中に医師の確保ができるかという、できないとは言いませんけども、難しいと思っています。

この答弁、こういうことしか言えませんが、努力はしていきたいと思っています。

○市川市長

今の件に関して、私は今、国保連合会の理事長として毎年毎年、山大の教授、学部長、それから病院院長、それから指導担当の教授と、私たち開設者、それからもう一つ病院院長が集まって、いろんなお話をする機会があるんですが、それに私は市長に就任した当時から出ているんですよ。医者が足りない、足りない、足りないということ、ずっと、私たちも言い続けてきまして、ここに来て、ようやく、少し明るい兆しが見えてきたんじゃないかなと思っています。

といいますのも、地域枠というのが、だんだん病院から出てきていると。病院に出てきているという意味ではですね、少しではあるけれども、明るさが増してきているなというのを今年の会議に行って実感をしました。今、田村部長が言ったように、いつになるかは分からないけれども、やはり私は、もう何年かたつと必ず、好転してくるんじゃないかと思っています。

それからもう一つは、部長も言われましたけど、放射線のお医者さん、教授が来て、私たちにそういうことをしてくれるという約束をしておきながら、その約束が守られてないというのは、非常に、遺憾に思っています。遺憾に思っていますけれども、今、医師がですね、どうしてもこういうふうにして連れてくるのができない、もう大田委員がどこか引っ張ってきてくれりゃあいんですけどね（笑声）、それもできないという話になると、これは少し我慢をして、私たちもそういう努力を続けていかないと、私自身も、そういう努力続けていかなきゃいけないですし、病院もまた病院で、そういう努力を続けていかなきゃならないというふうに思っています。

もう何年かたつと必ず私は光にそういう放射線科の医師が来てくれると、これは確信を、いや確信じゃないけど、期待しているところです。
以上です。すみません。

○大田委員

そういうふうにも市長も一生懸命やっておられるうちに、今分かりました。まあ、それやからそれなんで、部長も言われたように、一生懸命努力されるというような、感じております。

それじゃ、1人じゃなくてもいいんですよ。ね。医師が、中心になる人が医師で、その助手となるという、グループで連れてきてもいいんじゃないかなと、私は思っているんです。医師じゃなくてグループで、そういうような要するに医師とそれから何ちゅうか助手の人ですかね、ああいうようなのをグループで連れてきてもいいんじゃないかと、そういうふうなまた努力もしてほしいと思っていますので、よろしく願いします。

終わります。

○笹井委員

参考資料の5ページ、資金的収入及び支出、上段が収入となっていて、その3、固定資産と売却金のところで、光総合病院、令和4年度は1,900万円ほど売却収入があると。先ほど説明で医師住宅の売却であるということですが、令和5年、ゼロでございいます。

お尋ねは、令和5年は結局どこも売り出さないということによろしいのか。また、今現在、光総合病院の旧のどこ、建物あるいは周辺地にも余地などがあって、まあそれなりに解体などが進んでいます、令和5年度、もしくはそれ以降の予定なども示せるものがありましたらお知らせください。

○大濱光総合病院経理担当課長

この1,900万円の土地なんですけど、これ虹ヶ浜2丁目6―7の医師住宅の土地でございいます。令和4年度にこの当該地の医師住宅4棟を解体して、整地して、売却をする予定でございました。9月上旬に契約を行って、2か月程度で工事を完了させようと思っておりましたが、終了が1月にずれ込んでしまいまして、令和4年度中の売却に着手するには至りませんでした。

令和5年度につきましても、今は更地になっておりますので、当該地につきましても売却に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。

次に、病院の、旧病院の跡地についてスケジュールを聞かせてほしいということですが、旧病院につきましてもスケジュールを申し上げますと、これから、令和5年の4月から8月まで起債の手続や入札準備等を行いまして、9月に入札を実施。令和5年の10月から令和7年の2月、工事期間を17か月として、建物を解体し、整地し、更地にして、その後、売却に向けて進めていきたいと考えております。

以上です。

○笹井委員

詳細な説明ありがとうございます。

それから、旧病院の周りに幾つか土地がまだ、市立病院の土地が残っていますが、これについては特に、売却のめどなどは立っていないのでしょうか。

○大濱光総合病院経理担当課長

旧病院の周りの病院所有地につきましても、病院としては、財政をスリム化して、キャッシュを増やしたいという、先ほどからの答弁があったように、努めております。数でいえば3区画ほど病院の所有地がございます、1つの区画については、地域の企業の駐車場代として今使用していただいております。

もう一つ土地あるんですけど、これは、今、買いたいという方がおられますので、売却に向けて話し合いをしておりますが、一方で、物価が急騰したりして商談というか、難航しているような状況です。

もう一つが、先ほど御説明いたしました医師住宅跡地でございます、こちらについては、これから売却に向けて、令和5年度中に入札等をやっていたらと考えております。

以上です。

○笹井委員

ありがとうございます。塩漬けになっていると困るなと思いましたが、今聞いたら、それなりの努力をされていると。また行政が売却するときはそれなりの手続で進むものと期待して、質問を終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第7号 令和5年度光市介護老人保健施設事業会計予算

説 明：原田介護老人保健施設事務係長 ～別紙

質 疑

○田中委員

ちょっと細かいところで、教えていただけたらと思います。

予算書の4ページで施設療養費の収益ということで紹介されているんですが、その中で、入所者の療養費の収益の部分で単価がこれ出ているんですけど、前年度の実績によりということで説明はあったんですが、これ令和4年度より単価が下がっているの

でそこについて御説明を頂けたらと思います。

○原田介護老人保健施設事務係長

予算の施設療養収益の積算方法なんですけれども、前年度の4月から10月までの実績に基づき1人当たりの単価を算出し、当該年度に発生する可能性を鑑み、見積もっております。新型コロナウイルス感染症の対策関連の加算が中止になったことが影響し、単価を見直したことが原因となります。

以上になります。

○田中委員

分かりました。

それから、予算書の5ページの材料費で、これも薬品費と療養材料費ということであるんですけど、これが令和4年度と比べて減額と増額となっているので、これについても御説明を頂けたらと思います。

○原田介護老人保健施設事務係長

介護老人保健施設の入所者は、原則、医療保険から外れまして、医療費の負担は施設が負うこととなります。

薬についても原則、施設が負担します。施設に入所されている利用者の服用される薬の量や薬の種類により薬品費は増減することになり、前年度実績等から見積もりますので、1人当たりの単価が減少すると、結果として減額することとなります。

以上になります。

○田中委員

受け止め方として、その薬価が下がったのか量が減ったのかという、そこだけちょっと教えて頂けたらと思います。

○原田介護老人保健施設事務係長

手元に資料がないので何とも言えませんが、対象とする方の中には、量は減っても、価格の高いものを服用されていらっしゃる方もおられますし、単なるその量が増えて金額もそれに伴って増えるとか、逆に量が減って金額が下がるという場合もございますので、ちょっと一概にお答えすることはできません。

以上になります。

○田中委員

分かりました。まあ、まちまちだけどトータルで上がったということで理解をさせていただきます。

次に6ページの経費の部分で、手数料及び諸税ということで136万7,000円ということで上がっているんですけど、これも令和4年度から比べて増額になっているので、こ

れの説明を頂けたらと思います。

○原田介護老人保健施設事務係長

書類等の不要物がございまして、今後、民間譲渡を視野に、必要品の取捨選択を行い、廃棄を行う必要であると考えておりますことから、不要物の廃棄処分料等を加味し、今回の予算に含めたことによるものでございます。

以上でございます。

○田中委員

例えば、どんなものがあるんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

例えば、例えばカルテ等の廃棄期限は法的には5年間で廃棄できるというものはございますが、継続して利用されていらっしゃる方もいらっしゃって、なかなか捨てることができない。再度利用される場合もございますので、資料をため込んでいたところがございます。そういったものを取捨選択して、もう廃棄するものは廃棄する、廃棄しないものは引き継ぐといったような形で取り扱うことから、経費として見積もったところがございます。

以上でございます。

○田中委員

民間譲渡へ向けてということで、ルールにのっとってカルテを整理して、処分するのは処分するよという理解をさせていただいたんでよろしいですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

そのとおりでございます。

○田中委員

最後に参考資料のほうの7ページの委託料になるんですが、介護業務について、令和4年度と比較して皆減になっているので、これの説明を頂けたらと思います。

○原田介護老人保健施設事務係長

以前の委員会でも御説明いたしました。令和4年4月にフルタイム会計年度任用職員1名の採用を機に、介護業務の委託を中止いたしました。令和4年度予算措置後に中止いたしましたので、令和4年度予算では派遣による介護委託業務3名分を見込みましたが、令和5年度は、引き続き費用を抑えるため、予算措置をしないことにしたことが理由でございます。

以上でございます。

○田中委員

つまり、サービスとしては落ちてないという理解でいいですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

本来であればフルタイム等の会計年度任用職員で賄うべきで予算措置をしているんですけども、なかなか人が集まらないということで、派遣のほうの予算も重複して取っていたというところなんですけども、今回、派遣のほうは活用しないという判断をいたしましたので、今回減額をしております。

以上でございます。

○田中委員

つまり、質の部分でどうかというところを教えてくださいませんか。

○原田介護老人保健施設事務係長

サービスの質としては落ちない形で行う予算で立てております。

以上でございます。

○田中委員

安心しました。

以上です。

○森戸委員

予算書にあるわけではないんですが、来年4月からの民間譲渡が予定をされているわけなんですけれども、もう1年ということで、働いていらっしゃる方、まあ複雑な、まだ正式に決まったわけではありませんけれども、不安だったりとか複雑な感情があるんじゃないかと思うんですが、そういう状況の中で、この1年間、どういうふうに進めていくのか。その辺のところは、どうまとめて、来年1年に向けて、民間譲渡になるわけなんですけれども、この1年間しっかり、業務としては、やらなければなりませんし、その辺のところはどういうふうに進めていくのか、その辺のところは、教えていただきたいなと思います。

○原田介護老人保健施設事務係長

先般から小田事務部長をはじめ経営企画課の管理部長等に相談しながら執り行っているんですけども、最終的には、人事面等については経営企画課のほうで執り行うのではなかろうかと考えております。

民間譲渡になった、決定した場合には面談等を行うようになるのではないかと考えておりますが、現時点で、当施設の職員としては、仮に、公務員で残る場合と、それから民間譲渡先に移る場合、それから退職される場合という選択肢があると思うんです

けれども、必ず、職員の希望が通る形で執り行えるから安心して働いてくださいということを常々と申し上げておりますので、その辺りを踏まえて、不安のないように取り扱っていかうと思っております。

また、今後についても、職員の会議等を持ちまして、不安がないかというのを私が聴取し、部長と事務部長等に相談し、事務部長がまた検討していくという形になると思います。

以上になります。

○小田大和総合病院事務部長

民間譲渡のほうが決断をしております、まほろばの職員におきましては非常に不安な状況となっております。

ですけれども、日々ですね、利用者の方はおられます。来年度に入りましても、このように予算を立てております。多くの利用者に利用していただいて、収入のほうも確保しながら、日々、介護のほう、一生懸命頑張っていきたいと思っております。

一応、不安な状況でございますので、私のほうから、民間譲渡に際してのスケジュール等決まりましたら改めて職員にお知らせもしたいと思っておりますし、あと、御自分の、職員自身ですね、処遇に関しましても、まだ決まっておられませんので、どういふふうに自分の処遇が決まっていくのかということも、不安のないように、丁寧に説明をしていきたいなと思っております。

来年1年間ということですが、日々の介護に関しましては、利用者の方が、一刻も早くですね、自宅のほうに帰れて生活できるように、サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○森戸委員

ありがとうございます。トップとしての決意と申しますか、そういうものの一端、お示しを頂きました。

やはり一番大切なのは、今いるお客様と申しますか、その部分に支障がないようにどうするかのところも述べていただきましたので、大変で複雑で不安なところがあるかと思いますが、お客様を優先して、この1年、頑張っていたいただければと思います。以上で終わります。

○河村委員

参考資料の1ページ、年間利用者予定数あるいは1日利用予定者でええんですが、実績は。令和4年度の実績は、先ほど「4月から10月までの」と言われたと思うんですが、実績を教えてくださいませんか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○小田大和総合病院事務部長

今年度の10月までの実績について、お答えいたします。

入所者数につきましては平均で53.8人、通所者につきましては1日15.6人でございます。

金額、収入、費用のところですが、今年度、市のほうから1億円ほど経営支援を行って入れていただいておりますので、10月末の時点でプラスの3,500万円という状況でございます。

それから、先ほど、森戸委員への答弁をさせていただきましたけれども、来年度1年間でもう売却というような、私、説明をさせていただきましたけれども、必ず1年ということではございませんで、現在、候補者が決定しているということですので、その辺り、すみません、おわびして訂正させていただきます。

以上です。

○河村委員

1日の利用予定者が入所で53.8、通所で15.6。まあ、このくらいじゃろうと思いましたが、あくまでも予算は60にするというのは、何か特段のあれがあるんですか。そのプラス・マイナスというか、その辺りのところをしっかりと合わせるというようなことで人数を増やしてあるんですか。通常なら、大体実績オープンにして予算計上と思うんですがね。その辺りを。

○小田大和総合病院事務部長

利用者数の数ですが、実は、今年度、昨年夏に、まほろばのほうでクラスターが発生しております。その影響で、入所者数がぐっと減りました。それから、通所者につきましても少し制限をしておりましたので、そういう状況になっております。通常であれば、予算どおり、人数は確保できると考えております。

以上です。

○河村委員

いや、夏のクラスターじゃなくても、その前から、例えば、じゃあ令和3年度、人数言うてくれる。

○小田大和総合病院事務部長

3年度が、入所者数につきましては55.9、通所者については14.5。

以上です。

○河村委員

入所が55.9に、通所については14.5、それでも60にしちよった。それから、今年度についても、まあ10月までとは言いながら、実績は相当まあ低い。だから、それを、何で、60ちゅうのは、例えば今コロナの話が出ましたが、そういったものを除外して、

その見込みが立つのか立たないのか。

○原田介護老人保健施設事務係長

見込みが立つかという御質問ですけれども、予算を立てる上で、一応、立つという前提で試算をしております。

以上です。

○河村委員

分かりました。

あのね、まあ、要は、仕事でやるんじゃから、当然、見込みがなければ立てられないんで、前年度の実績に合わせてやるか、何か特段のことがあったら例えば1割増しにするとかという数字のセッティングなんで。第一、今の通所の場合でいえば、その確保してある、登録してある人数が30人しかおらんのにやね、通所でじゃあ20人来るんかというその話になるわけで。

だから、そういう甘い人数設定ちゅうのは、ある意味でいえば、もうやっちゃいけない。だから、やるんやったら、何かその覆す前提条件というのを別に持ってこんにやいけんということは御理解ください。もう1年で、どうなるかどうかというのも分かりませんが、ずっと働いてもらうことにはまあ恐らく変わりはないと思う。よそへ行ってもね。だから、そういう意味では、しっかり、お仕事していただくように、お願いをいたします。

それから、退職金の割増しという話があったと思うんですが、うまくいけば、じゃあ年度内に退職金の支払いという。例えば、よその部署に行っても、まほろばからすれば退職金は要るわけいね。そういうものの用意ちゅうのは、お金を出さんでも別に、何とか、あれせんやいけんじゃろうと思うんじゃけど。

○西村病院局管理部長

退職金につきましては、例えば市長部局、病院局に異動ということになれば、退職金は、異動先で退職したときに払うという形。その時点で、異動した瞬間に退職金を払うということとはございません。

○河村委員

分かりました。ああ、そういうことか。職員としたら病院局の職員じゃから、最終的には病院局が面倒を見るということでええわけ。それとも、例えば母体がなくなって、どこからお金用意するんかちゅう話にならんかいね。

○西村病院局管理部長

今、事業別にやっております。ですから、このまま老健事業でございまして、老健事業の中の貸借対照表の中に退職給付引当金がございます。病院の職員は、退職給付引当金というのは病院事業会計の中に載っております。

もし、まほろばから病院に異動してくると。そして、もし、まほろばが、その時点で事業を廃止して、なくなるとすればですね、まほろばの、それまで勤めていた退職金は、一般会計が持つことになる。基本的に。
以上です。

○河村委員

今、退職金の積立て、何ぼあったかいね。

○原田介護老人保健施設事務係長

令和4年度に引き当てている金額は今、1億3,442万円程度でございます。
以上です。

○河村委員

1億3,000万円の現金がどこかにあったかいね。なかったよ。
それは現金はないけれども、退職金という名前のところに計上してあると。それ以外は赤字になっているということなんですね。分かりました。

○大田委員

参考資料の2ページ、3ページになっているんですが、この令和5年度の予算、それで収入と支出を見ると、ほとんどが減額になっているんですよ。ほとんどが。まあプラスになっとるのもあるんですが、減額がほとんどがなっているんですが、その根拠ちゅうか意味ちゅうか、内容ちゅうか、そこのところを教えてください。

○原田介護老人保健施設事務係長

先ほども申しあげましたように、4月から10月までの実績を基に算出しておりますので、1人当たりの単価が減ったことによる影響でございます。
以上でございます。

○大田委員

じゃけ、先行委員も言われたように、1ページのは60人と20人と、こう計算してある。実績で計算すると、これになるわけ。

○原田介護老人保健施設事務係長

人数的には、令和5年度のほうが、うるう年の関係上、入所と短期入所は増えておりますし、通所に関しては提供日が減っております。
しかし、実際大きな部分では、1人当たりの単価が、通所・入所、両方ともコロナ加算等がなくなったことが影響し、1人当たりの単価が減っております。
以上でございます。

○大田委員

でも、じゃけ、うるう年で1日増えたんでしょ。1日増えてそれだけ入所も増えちよるんで、でも、入所は下がっていますいね。

○原田介護老人保健施設事務係長

人数は、入所、短期入所については、人数は増えておりますが、単価のほうが減っているので、計算をすると、減ったということ、結果として減ったということになります。

以上でございます。

○大田委員

事業費用も800万円も減ちよるわけいね。そこのところは。

○原田介護老人保健施設事務係長

算出として、施設療養収益が減って、主な部分として施設療養収益が減っていますので、その辺りが影響したものと思います。

以上でございます。

○大田委員

まあ、ちょっと……、まあ、分かりかねるんじやが、まあ、それはそれとして。

一般質問でもあったと思うんですが、ちょっと私もよく聞き取れなかったんでもう一遍お聞きするんですが、令和6年4月にある譲渡予定にされておるときに、未収金及び未払金のあれはどげえなっちよったんですかね。

○原田介護老人保健施設事務係長

委員さんの質問にきちんとお答えできるかどうかは別として、当施設で未収金や未払金が発生した場合には、3月31日にどのくらいの金額の未収金があってどのくらいの未払金があるかというのを、一般会計のほうにお伝えするので、そこを市の市長部局のほうで収納していただくようになると思います。

以上でございます。

○大田委員

あ、市長部局が引き受けるということの解釈になるわけですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

介護老人保健施設の事業会計は、予定としては令和6年の3月31日で閉じることとなりますので、その後は一般会計が引き受ける形になると解釈しております。

以上でございます。

○大田委員

いや、事務部長、解釈でいいの。

○小田大和総合病院事務部長

3月31日で事業が終了しますので、年度で会計を切る、事業が終了ということになると思っています。

ですので、まほろばの会計が閉じることになりますので、未払金、未収金については、まほろば以外のところが担当することになると思います。

○大田委員

だから、市長部局が引き受ける。

○西村病院局管理部長

まほろばがもし民間譲渡をされればの話です。3月31日まではまほろばの事業会計がございしますが、4月1日にはもうまほろばの事業会計というのはいないんです。ですから、その未払金、未収金といった財務整理については一般会計のほうで、面倒を見るということになります。

○大田委員

一般会計が、市長部局の一般会計が面倒を見る、未払い及び未収金。そうすると、3月31日で終わるんですが、令和5年度の決算はどのようにされるのかお聞きしたい。

○西村病院局管理部長

打切り決算ではございません。3月31日までありますので、通常の決算になります。以上です。

○大田委員

打切り決算にはならなくて、通常の決算になる。ううん……、あ、そうなんだ。

そうすると、キャッシュフローなんかは、通常の決算でマイナスの2,321万8,000円とかになっているんですが、それで資金期末残高がこの令和5年度のキャッシュフロー計算だと1,873万4,000円の金が残つとるといふ、その金はどういうふうになるんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

資金については、こちらのほうも3月31日で締める予定ですので、一般会計のほう引き継ぐような形になります。

以上です。

○大田委員

その1,873万4,000円は、一般会計へ入金ということになるんですか。

○西村病院局管理部長

そうなります。

○大田委員

そうすると、企業債、あれも全部、一般会計が引き受ける。

○西村病院局管理部長

まほろばの会計を閉じた後の債権、債務一切は、一般会計が面倒を見ることになります。

以上です。

○大田委員

そうすると、予算書の26ページ。負債の部で、固定負債で企業債合計が2億7,200万円となっているんですが、その下の固定負債合計が4億2,100万円というふうにあるんですが、それが全部、一般会計のほうで引き取る、引き受けると。負債を賄っていくと。

○西村病院局管理部長

先ほど申し上げたとおりでございます。一切、一般会計が引き継ぎます。

○大田委員

ああ、そうなんだ。ふうん。一般会計、それだけ引き受けるん。ふうん。

そうすると、引き受けるんじゃないら、早う引き受けてから全部、一般会計で、まほろば会計のとき一般会計でやってもよかったちゅうことになるいね、そうすると。まあ……、ね、そういうふうになると。

そこのところが、ちょっと私の考え方がおかしいのかな。どうか、ちょっと答えて。

○原田介護老人保健施設事務係長

令和6年度以降は、運営をするわけではなくて、あくまでも、引継ぎのために、市長部局が引き受けるという形になります。

以上です。

○大田委員

分かりました。

一般会計が受けると。一般会計が負債を受けて、一般会計が全部、面倒を見てやると。分かりました。まあ、何とも言いようない計算の仕方をされておるのがよう分かりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

3 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第13号 光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：温品子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

すみません、8条の3の2項において、いろいろこう書いてあるんですが、これらのブザーとかいろんな費用というのは自己負担になるんですか、それとも市の負担になるんですか。

○温品子ども家庭課長

費用の点についてお尋ねをいただきました。これは、国の保育対策総合支援事業費補助金にて安全装置やそういった購入費、リース料、導入経費を対象に、送迎バス1台に当たり国の補助金として17万5,000円を上限に補助をされることとなっております。

以上でございます。

○大田委員

了解しました。光市にはないということで、それなら徹底してやってください。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第14号 光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：温品子ども家庭課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第1号 令和5年度光市一般会計予算（所管分）

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

93ページの障害者相談支援事業についてなんですけど、これについては、どこがまずやっているのか、ちょっと聞き漏らしたんですけど、周南市でやられていたものはなくなって下松市でやることになったのかということですか。

○岡村福祉総務課長

93ページの障害者総合相談支援事業負担金についてのお尋ねですが、周南市のほうでは2事業者に委託して実施をされております。来年度、令和5年度から下松市で新たに1事業者で実施をされるもので、周南市については引き続き2事業者で下松市においては新たに1事業者で実施されるというものでございます。

以上でございます。

○森戸委員

予算の説明資料43ページですけど、周南市の総合支援事業に関しては予算がなくなっていると思われるんですが、どう捉えたらいいんですか。

○岡村福祉総務課長

昨年度の予算書では、周南市障害者総合相談支援事業負担金と記載をさせていただいたと思いますが、このたび下松市でも実施をされるということなので、周南市という文言を削除させていただいたということでございます。

以上です。

○森戸委員

予算的にはどうなんですか。下松も増えたんで、その分、負担する金額が増えたということになりますか。

○岡村福祉総務課長

そういうことになります。

○森戸委員

具体的にはどのようなものが行われていますか、事業内容を教えてください。

○岡村福祉総務課長

事業内容といたしましては、サービスの利用に関わらない一般的な障害者に対する総合的な相談に応ずるような形になると思います。障害福祉サービスを利用する前段階の様々な利用について応じるという形になるかと思いますが。

○森戸委員

実際にサービスを受ける前の段階のトータルが相談みたいな、こういう感じの捉えていいですか。

○岡村福祉総務課長

そう御理解して構いません。

○森戸委員

利用の頻度というところのどのぐらい年間で想定されて、こういう予算を組まれたわけなんですか。

○岡村福祉総務課長

光市分の想定といたしましては、年間で下松市については約72件程度、周南市については同じく70件程度を見込んでいますが、総合相談の実績、利用割合に基づいて最終的には負担をするようになるので、年度の終わりにはまた数字が変わってくるかもしれません。

○森戸委員

周南と下松に対しては、利用が多いんだろうと思うんですが、こういう事業自体は光市でやる、もしくは手を挙げる事業者がないのかどうなのか、あっちに行かずとも光市で相談が受けられる体制づくりっていう部分に関してはどのようにお考えですか。

○岡村福祉総務課長

本市の障害者総合相談事業につきましては、予算書でいいますと91ページ、説明欄の下から3行目に障害者総合相談支援事業委託料というのがございます。こちらの事業は周南3市で周南市の2事業者と下松市の1事業者に委託しているのと、社会福祉法人ひかり苑のほうに委託して実施している事業とございますので、これと同等の事業になるかと思います。

○森戸委員

分かりました。光市にあるということと、それと、周南エリアでも利用があるというのはどう捉えたらいいんですかね。光ではなくてそちらのほうで利用されるのは、何かあるんですかね、理由が。

○岡村福祉総務課長

いろいろ理由はあろうかと思っています。例えば、周南市の事業所であれば、そちらの近くの事業所、会社にお勤めがあるとか、御親戚がそちらに住まれているとか、そういうような事情があろうかと考えております。

○森戸委員

分かりました。

○河村委員

87ページの中下、連合遺族会の補助金22万5,000円、現状、連合遺族会ってどの程度の組織率なんです。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

光市連合遺族会の組織でございますが、令和4年度で160の方が会員となっ
ていらっしゃいます。

以上でございます。

○河村委員

何かもういろいろなところで解散をしたりしているケースが出ているようですが、事業を活発にやっていくという気持ちがあるんですかね。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

委員がおっしゃられましたように、令和2年度に室積、光井地区の遺族会が解散され、現在、160の方が会員となっ
ていらっしゃいます。

令和2年度以降、コロナの関係で活動が縮小されておられます。一方で、今年度につきましては、予定どおり、山口県の護国神社の春季慰霊祭等、自由参拝されるなどされておられますが、光市の戦没者追悼式などに協力、参加等していただいておりますし、会の研修等もされていらっしゃるということで、これからも活動されていかれる方向であると認識しております。

以上です。

○河村委員

そもそもこの補助金は何のための補助金。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

連合遺族会への補助金でございますが、主に山口県護国神社の春季慰霊祭の参列、あるいは研修会等に係るバスの借上料や山口県戦没者遺族大会参列に係る旅費、あるいは光峨嵯山神社春季慰霊大祭や総会等に係る経費など、そういった連合遺族会の英霊顕彰

活動や会員の相談事業、そういった各種研修会などに参加するための経費として支出をしております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。

89ページの上ほど、地域福祉活動推進事業ということで、社会福祉協議会の補助金なのですが、主に人件費というお話だったんですが、何人分、何人分というのは、よく事業をするとき配分枠、要は費用の目安になると思うんですが、実際には、今、正職員が7人じゃったですかね。社会福祉協議会は。ほとんどが会計年度、あるいはパートさんというような形なんですけど、社会福祉協議会そのものの市民への接触することが直接、福祉に関わる問題というふうに私は捉えておるんですが、今回、要は人件費的に見てどういうふうな取扱いになっているのか。よそはみな賃上げをしようとしよるんで、公務員じゃからなかなかそういうわけにもいかんのでしょうが、福祉に携わる人って、要は最低賃金とか賃金が低い状況の中でいい仕事ができるというふうには思いにくいんですよ。その算定の仕方。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

社会福祉協議会の補助金でございます。今年度、4,836万円計上しており、そのうち人件費にかかる部分が4,450万9,000円でございます。この対象といたしましては、正職員が6名、嘱託職員が3名、非常勤職員が3名の計12名に対する人件費として計上しているところでございます。

地域福祉活動社会福祉協議会への補助金につきましては、地域福祉の推進を担う光市社会福祉協議会の活動基盤の安定強化を図り、本市における地域福祉活動にその推進を図るために、主に人件費を中心とした補助金を計上しており、交付しており、本年度4,836万円を支出するところでございます。

社会福祉協議会に対する人件費の補助金につきましては、委員から人件費の低いとかいう御指摘がありましたけれども、その辺りを十分に考慮した算出に基づいて補助金の設定をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○河村委員

その積算根拠は公務員と同レベルという話をされているという理解でいいですか。

○岡村福祉総務課長

そのように御理解いただいて結構です。

○松村福祉保健部長

市の職員に準じた給与表を社会福祉協議会で準備されております。ただ、その運用に

つきましては、社会福祉協議会で一定のルールに基づいた運用をされておりますけれども、経験年数に応じた昇給というような対応はされておると認識しております。

以上でございます。

○河村委員

人件費との差額が何ぼじゃったか、350万円ぐらいありますが、それは何。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

人権費以外の部分で申し上げますと、約385万1,000円でございますが、こちらにつきましては、相談総合ふれあい事業やボランティアに係る事業、健康ふれあいフェスティバル等の地域福祉活動の定着化事業、あるいは小地域ネットワーク事業、福祉バスの貸出等に係る支出でございます。

以上でございます。

○河村委員

恐らくされているとは思いますが、事業費補助に持っていかなきゃいけないというそのもともとの考え方があるんで、単に4,450万円の人件費ですという話じゃなくて、それに伴う事業をしっかりとつけるようお願いをしておきます。

○松村福祉保健部長

少し補足をさせていただきますけれども、単純に人件費を補助しているというものではありませんけれども、社会福祉協議会のほうで組織運営事業であったり地域福祉権利擁護事業、総合相談ふれあい事業、ボランティア振興事業などのそれぞれ事業を行っておられまして、それぞれの事業に対して必要な人件費が含まれているというような認識しております。

以上でございます。

○河村委員

99ページの下辺の土地借上料というのがありますが、これは何をさしているのか教えてください。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

総合福祉センター管理運営事業の土地借上料76万8,000円でございますが、こちらはあいぱ一く光に通っております職員等の駐車場用地として、隣接する土地約984m²を借用したものの借上料でございます。

以上でございます。

○河村委員

あの中に、あいぱ一くの敷地の中には収まり切れないんで、外にということなんです

が、わざわざ職員用の駐車場を借り上げて、職員から駐車料金の徴収っていうのがあるんですか。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

職員から駐車場の負担は、現在いただいております。
以上でございます。

○河村委員

なぜかそのうまく当てはまるような、今本庁でも職員の駐車場といいながら、自分たちで借りているところもあるようですね。考え方を全部統一をしたほうがいいと思うんです。必要なものなら敷地を増やすなり、何か必要な策というのはあると思うんですが、これからは受益者負担ということで、地域やいろんなところにも相応の負担を求めていく時代になっていますから、職員についても、その辺りの整理をしていただくようお願いをしておきます。

それから117ページ、生活困窮者自立支援事業、社会福祉協議会に委託をしておることなんですけど、どういう活動内容なんですかね。いろんなところから情報をいただきながらそういったところへ直接出向いておられるのか、あるいは市のほうへ生活保護の相談に来られるとか、そういった中での対応を考えておられるのか、中身について教えてもらっていいですか。

○岡村福祉総務課長

生活困窮者自立支援事業の相談対応についてのお尋ねだと思いますが、基本的には、相談者が社会福祉協議会に設置しております光市生活自立相談支援センターに来所されての御相談の対応とさせていただきます。

中にはいろいろな事情があつて来ることができない方もいらっしゃることもありますので、そういった場合については、相談員が必要な方のところに出向いて相談をお受けすることもあります。

以上でございます。

○河村委員

この1,756万5,000円ですが、これは、何人分になるんですか。

○岡村福祉総務課長

現在の体制ですが、専従の相談員が3名でほかの事業との兼任の者が2名、計5人で対応しております。

○河村委員

専従というのは正職員という意味でいいんですか。

○岡村福祉総務課長

正職員が1名、嘱託職員が2名で、専従の3名はそういう状況になっております。

○河村委員

おいでになる相談者がどの程度か、実績がありますか。

○岡村福祉総務課長

新規の相談件数ですが、令和3年度は260件、令和4年度は、1月末になりますが122件でございます。

○河村委員

その中身についてどのくらい周知されていますかね。5人ついておられるんで、どこまで積極的なその対応ができていますのかちょっとよう理解できんですが、ある程度、地域の中に入っていきようなことをしないと、窓口業務だけでそれがこなせるのかどうか、よくそこは分からないんですがね。

○岡村福祉総務課長

相談に対しては自立相談支援センターのほうでチラシを作成して、各コミュニティーセンターに置かしてもらったり、民生児童委員さんの会議で周知を図ったり、社協だよりや市広報では12月号に掲載をして制度の御案内をしているところでございます。

以上です。

○河村委員

この相談件数はどんなですか。今その5人でやるのに手いっぱいですか。

○岡村福祉総務課長

先ほど申し上げた件数は新規の相談件数ですので、繰り返しの件数を含めると相当数になってくると思います。

今、社会福祉協議会のほうからは実施できない状況にあるとは聞いていません。

以上です。

○森戸委員

ちょっと今のところの関連でお尋ねしてみたいんですけど、生活保護の申請の相談はして受給には至らなかったケース、もしくはその手前の部分で生活保護の相談の窓口に来られた方がきちんとこういった自立支援の相談へつながっているか、その辺のところはどうなんですか。

○岡村福祉総務課長

生活保護の相談に来られた方が保護基準より収入が多かったような場合には、家計の

改善とかそういうのが必要と思われる場合には、必要に応じて自立支援相談センターにおつなぎをして対応をしている状況でございます。

○森戸委員

実際にはそういったケースというのは、先ほどどのぐらいか実績のようなお話がありましたけど、実績には表れているんですか。

○岡村福祉総務課長

現在、実際に生活保護からどのくらいあったかというのを持ち合わせておりませんが、数件はあったように思います。

以上です。

○森戸委員

分かりました。ぎりぎりのところで受給できないケースがあると思いますので、そういったつなぎの部分はしっかりしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、87ページで低所得者の擁護の対策事業で、生活と健康を守る会の補助金なんですけど、これは、どんな活動をされているのか、その辺のところからお願いします。

○岡村福祉総務課長

生活と健康を守る会の補助金につきましては、生活困窮者や低所得者、障害者、高齢者等の福祉や教育に関する学習会の実施、各種相談活動のほか、その支援に関わる制度の創設、改善について、国や県に対して要求活動を行っておられる活動でございます。

そういった活動が市民の健康で文化的な生活の維持のための活動や権利擁護に対する取組ということで、市民福祉の向上が図られると考え、ものを行われているというふうにご認識をしております。

以上です。

○森戸委員

実際に何か事業を行われたとかそういうのがあるんですか。

○岡村福祉総務課長

令和3年度については、コロナ禍でいろいろ活動の制限があった中ではありますけれども、暮らしや健康や子どもの養育、それから税金などの相談会の活動とか暮らしを守るための学習会は実施されているようにお聞きしております。

以上です。

○森戸委員

要はその学習会とかに関する経費に使われているということなんですかね。

○岡村福祉総務課長

そのとおりでございます。

○森戸委員

分かりました。一般的にコロナとかでここ数年、活動がなかなかこうしていないところなんかは、事業としてお返しをしたり、そういった傾向があったんですが、この部分はそういう傾向はないんですかね。

○岡村福祉総務課長

生活と健康を守る会については、決算の際に一部返還がございました。
以上です。

○森戸委員

了解しました。

○大田委員

大ざっぱなことしか今までは分からなかったからちょっとお聞きするんですが、予算書の91ページの地域生活支援事業の上の9行目ですかね、共同生活援助費4,500万円ですかね。あれについてちょっと詳しい説明をお願いしたいんですが。

○岡村福祉総務課長

共同生活援助費は、いわゆるグループホームでございます。10名程度の少人数で共同生活をする事により、衣食住の生活習慣を身に着けたり、必要な支援を受けて生活を営むためのものがございます。

以上でございます。

○大田委員

何人ぐらいを対象にされているんですか。

○岡村福祉総務課長

現在は約30名の方が利用されております。

○大田委員

30人ぐらいが利用で10名程度ということは、そのグループホームというのは、現在、光市には3か所か4か所あると考えられるんですが、それによろしゅうございますか。

○岡村福祉総務課長

光市には現在、4か所ございます。

○大田委員

了解。

次に、その下の就労継続支援A型給付費8,400万円についての御説明をお願いします。

○岡村福祉総務課長

就労継続支援A型については、企業等に就労することが困難な障害のある方が雇用契約に基づいて事業所を御利用されて、そこで生産活動や知識及び能力の向上のために必要な訓練を行われている事業でございます。

以上です。

○大田委員

ちゅうのは何人ぐらいで何か所ぐらいあるんですか。

○岡村福祉総務課長

就労継続A型は、現在、光市からは52名の方が御利用されておられて、市内には4事業所ございます。

以上です。

○大田委員

52人で4事業所、それで8,400万円、これはどういう作業ですかね、就労ちゅうことはどういう就労についておられるんですか。

○岡村福祉総務課長

事業所によりいろいろありますけれども、パソコンの入力作業とか、あとは草刈り作業とか、あと会社の下請けに出られているような事業をされている事業所もあります。

以上です。

○大田委員

結構8,400万円で4か所って結構大規模な金額と私は思っているんですが、それについて何か、なぜ8,400万円が要るかとかいう理由付があると思うんですが。

○岡村福祉総務課長

施設の利用に対しての指導員が必要になりますので、指導員に対する経費で、これ国の定めに基づいて、国の基準に基づいての支給になりますので、それに基づいて支給されているもので、1人当たり大体13万円から15万円ぐらいの給付が出ていたように認識しております。

以上です。

○大田委員

要するに50人に対して13万円から15万円ぐらい出ているから8,400万円という計算でよろしゅうございますか。

○岡村福祉総務課長

そのように、対象者によって支援の必要性とか事業所によって体制が、専門職、資格を持った方がいらっしゃれば給付金が加算されたりしますので、その辺りでちょっと前後があるとは思いますが、そのような認識でいいと思います。

○大田委員

その下の就労継続B型について、1億7,000万円ついているんですが、それもちょっと詳しく説明してください。

○岡村福祉総務課長

就労継続B型につきましては、就労継続A型が雇用契約に基づくものに対し通常の事業所に雇用されることが困難な方を対象にした事業でございます。

訓練の内容については、生産活動や知識の能力、生活能力の向上といったものが訓練としてされています。

以上です。

○大田委員

それに対するやっぱり何人ぐらい、どのくらい事業所があるのか。

○岡村福祉総務課長

就労継続B型につきましては、本市では現在、約110名の方が御利用されておられて、事業所といたしましては、5事業所ございます。

○大田委員

それで、国からの支援で大体1人当たりどのぐらいの計算でされているんですか。

○岡村福祉総務課長

B型の方はA型の方より支援の必要性が高い方が多く御利用されていますので、給付単価はA型より高めに設定をされていると考えています。

○大田委員

だから、A型だったら13万円から15万円ぐらいの設定されているようにお聞きしたんですが、B型ではどのぐらいの設定ですか。

○岡村福祉総務課長

先ほども申し上げましたように、施設の体制によって若干前後はありますけど、約20万円程度だったように認識しております。

○大田委員

20万円ぐらいの設定で110人が利用で5事業所に支払いをしているということによろしゅうございますね。

○岡村福祉総務課長

はい。

○大田委員

了解しました。

その次に、予算書の93ページの上から6行目ですかね。日常生活用具給付費1,350万円の使い道について説明してください。

○岡村福祉総務課長

日常生活用具給付費については、障害がある方の日常生活が円滑に行われるための用具を給付するもので、例えば、ストマー装具、人工肛門をつけていらっしゃる方のいわゆる排泄物の処理のための袋ですが、こういったものが主に対象になります。

そのほかとしましては、視覚障害者の方の体重計や計量をするための機械、入浴の補助、肢体不自由の方がお風呂に入るのに必要な入浴補助用具の給付など、そういったものを行っているものでございます。

○大田委員

何人ぐらい、今現在。

○岡村福祉総務課長

継続的に給付するものではありませんので、何人と明確にお答えすることはできないんですけども、令和3年度の実績に申し上げますと1,479件の申請があったということになります。

以上です。

○大田委員

これは、令和3年度1,170件、これはお借りするんですか、それともあげるんですか。

○岡村福祉総務課長

給付という形になります。

○大田委員

了解しました。なるだけ手厚い方、よろしく申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

93ページの障害者等支援事業で全国障害スポーツ大会出場激励金が3万円となっているんですがね、これは3万円、それで全国大会へ行けるんかどうかなちゅうのもあるし、えらい少ない金額だなという分もあるし、そこんところ説明してください。

○岡村福祉総務課長

これ激励金ですので、1人当たり1万円の3人分をお渡しをしています。出場に係る経費については、県のほうで補助となるように聞いております。

以上です。

○大田委員

これは県のほうからも出るということですか。

○岡村福祉総務課長

県のほうからは県のユニホーム、それから交通費等が給付されるように聞いています。市からは激励金として1人当たり1万円をお渡ししているという状況でございます。

○大田委員

せっかく全国大会に出られるんだから、もっと励みになるように激励金を付けられたらと私は思うんですが、そこんところの考えはないんですか。

○岡村福祉総務課長

今のところは1万円と考えております。

以上です。

○大田委員

執行部はそういうふうに言われるんですが、せっかく全国に出られるんだから、どこ行くか分からない、旅費は県のほうから出ると言われるんですが、やっぱりそれだけ多くの、市から激励金が出るんだったら励みにもなると思うんで、そのところはもう一回考え直してほしいと思うんですが、よろしく申し上げます。

それと、予算書の117ページの生活困窮者自立支援事業についてであります。予算概要書の中の40ページに生活困窮者自立支援制度で1,267万5,000円、またその下に家計改善支援事業で162万9,000円、その下の就労準備支援事業326万円とうたっているんですが、これが予算書と合わないんですが、そのところをもう一度、御説明願いたいと思うんですが。

○岡村福祉総務課長

自立相談支援事業につきましては、自立相談支援として1,267万5,000円、家計改善支援事業として162万9,000円、就労準備支援事業として326万1,000円の合計1,756万5,000円として社会福祉協議会に委託をして実施しているものでございます。

この3つの事業を総合的に実施して支援を必要とする方に相談対応等をさせていただいているところでございます。

以上です。

○大田委員

自立支援事業等委託料の1,756万5,000円が概要書では3つに分かれているということなんですか。

○岡村福祉総務課長

説明資料の概要の中ではそのように記載をしているようです。

○大田委員

要するに1,756万5,000円の中が生活困窮者自立支援制度と家計改善支援事業と就労準備支援事業の3部門に分かれて、1,756万5,000円が社会福祉協議会のほうに委託料として支払われるという理解でよろしいですかね。

○岡村福祉総務課長

そのように理解していただいています。

○大田委員

では、その下の生活保護事業において、昨年度よりも1,500万円も下がったのかというのを教えてほしいんですが。

○岡村福祉総務課長

先ほど説明でも申し上げましたように、本市におきましては生活保護につきまして年々減少傾向にありますので、そこを見込んで扶助費総額として減少を見込んだところでございます。

以上です。

○大田委員

先ほどの説明で299世帯が279世帯に下がったから、399人が322人に下がったから1,500万円下がったということの解釈なんですか。

○岡村福祉総務課長

医療扶助等も含めてそのぐらいの減少を見込んだということになります。
以上です。

○大田委員

今、物価高騰もあるし1,500万円も下がるというのはどうかなと思うんですが、一番下の進学準備給付金30万円は何ですか。

○岡村福祉総務課長

進学準備給付金は生活保護世帯の子どもたちの自立を助長することを目的としておりまして、生活保護世帯の子どもたちが大学や専門学校に進学するときに新生活の立ち上げ費用として、自宅通学生に対しては10万円、自宅外通学生については1人当たり30万円を給付するものでございます。

○大田委員

それは中学から高校ではなくて、高校から大学、高校から専門学校へ行く人のための給付金のようにお聞きしたのですが、それでよろしいですか。

○岡村福祉総務課長

そのとおりでございます。

○大田委員

それで、自宅から通える人は10万円、自宅から通えない人は30万円の給付ということだったら、これは30万円だから自宅から通えない人の1人分を見込んでいるということですか。

○岡村福祉総務課長

現時点ではその想定で予算を計上しております。

○大田委員

それでは、その後のお手伝いをしてあげるといことは考えていない。要するに準備金だから、もし大学に入った場合にはアパートを借りるか何かするためにお金があるだろうから一時給付金を30万円ほど支給するということであつたと思うんですが、そこにずっと通って生活するという場合においては、あとは奨学金で賄えということかなというふう感じたんですけど。

○岡村福祉総務課長

生活保護者制度においては、国の制度において生活保護を受給しながらの大学進学等は認められておりませんので、委員仰せのとおり奨学金等の活用できる制度の御紹介に努めているところでございます。

以上です。

○大田委員

認められていないのに準備金の給付金が出るんですか。

○岡村福祉総務課長

準備金については、言葉が適当ではないかもしれませんが、生活保護世帯の子どもたちが保護から抜け出すために必要な準備のためのお金として給付するものでございますので、生活保護を受けるということとは別物と考えております。

○大田委員

ちょっと頭が追いついていかないんですが、生活保護を受けていた人が大学に行った場合には、その準備金、アパートを借りるにしても、学費を納めるにしても30万円ほどお一人様用に予算を取っておられると、それは別物と考えているというところを教えてください。

○岡村福祉総務課長

国の制度では生活保護を受けながらの大学の通学は認められないということです。この進学準備給付金については、生活保護をやめる前に給付するものですので、その準備金としてお渡しするものとなります。

以上です。

○松村福祉保健部長

この進学準備の給付金につきましては、生活保護を受けている世帯のお子さんが大学に行かれる場合の給付になります。生活保護を受けながら大学に通うことはできませんし、世帯から外れることによって生活保護の支給対象ではなくなりますので、そういったお子さんがそうは言いながらも勉強して自立したいというようなことを支援するためのものがございます。

以上です。

○大田委員

了解しました。扶助費が1,500万円も下がったということは、今後、受ける人も大変だろうと思っているのですが、物価高騰もありますから先のこともいろいろと考えてほしいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

説 明：加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

予算書の99ページ、大和老人憩いの家を廃止したことで28万円減というようなお話だったのですが、総合管理計画に基づく大和憩いの家に関する今年度の動き、所管としてどのように動いていくのか、そのようなどころをお示しいただけますか。

○加川福祉保健部次長

12月議会で廃止の御議決をいただきました7施設につきましては、新年度に1施設につきましては経済部に所管替えを行います。残りの6施設については解体作業を進めてまいりたいと考えております。

それと、残る4施設につきましては、引き続きまして利用者の方と譲渡または廃止に向けての話を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○田中委員

続けて、101ページに西部憩いの家指定管理料ということで上がっておりますが、先日の補正で地域包括支援センターが入るようになりましたので、その影響についてお聞かせいただけたらと思います。

○加川福祉保健部次長

地域包括支援センターが西部憩いの家に入って実施するというごさいますけれども、西部憩いの家の一室でごさいます機能回復訓練室、こちらは入って奥の部屋になるんですけども、こちらの部屋を地域包括支援センターとして使用する方向で準備をしております。

現在、その機能回復訓練室にはマッサージ機6台等が設置されておりますので、これについて空きスペースとなっておりますロビーのほうに移設するなど一定の作業が生じます。

ただ、移設後につきましては施設環境が変わることによって利用者の方が少し戸惑われるということは想定されますけれども、憩いの家としての機能は維持されるため影響はないと考えております。

あと、この3月につきましては準備期間で、いろいろと準備に向けてカウンターとか机とか椅子とかの設置、あるいは様々な業者が出たり入ったりするというごさいますので、若干、利用者に御迷惑をおかけすることにはなるかなというふうには考えております。

以上です。

○田中委員

分かりました。中を見たことがないので、また機会があれば見に行かせていただけたらと思います。

今回、場所が移るということで設備とか人の配置等、変わらないサービスが受けられるようには整備されると思いますので、そこをしっかりとお願いできたらと思います。

そして、97ページの高齢者就労事業について、先ほど5か所を継続してやられるとい

うことだったんですが、見通しについて人数等も含めて、もともと人数が減って場所を減らしてきたので、その見通しについてお知らせをいただけたらと思います。

○加川福祉保健部次長

人数につきましては、昨年度、4か所を減らしまして、今、定員が39名でございます。1月末現在で申しますと人数は33人ではございますが、予算につきましては定員の39人を見込んで計上しているところでございます。

以上です。

○田中委員

人員の確保的にはできているのか。それともこれも減少傾向にあるのかというところで教えていただけたらと思います。

○加川福祉保健部次長

利用の申込みというのが年間で数件ございます。採用されるケースと所得等によって採用とならないケースもございます。あとはやはり定年を設けていますので、80歳ですけれども、その年齢に達した方で辞められるという方や、その他、自己都合等によって辞められるという方もございます。人数については、やはり若干の減少傾向にはあるというところでございます。

○田中委員

それで、この事業目的なんですけど、過去の経緯もありながら高齢者の就労事業ということで行われていると思うんですけど、その中でやはり清掃をきちんとするという部分の目的もあるかと思しますので、この事業目的について、今一度、確認をさせていただけたらと思います。

○加川福祉保健部次長

この事業の目的でございますけれども、低所得高齢者の生活安定を図るために市が指定する公園等の除草や清掃などの就労機会を提供するという経済的支援、それと併せて公園等の環境美化を目的としております。

○田中委員

経済的支援と環境美化という2つの目的があって、前年度9か所から5か所になって、実際に作業箇所でなくなったところは、結構、地元住民の方から、やっぱり皆さん一生懸命やってくださっていてきれいになっていたので、市民サービスとして質が落ちたということをしごく耳にして、ずっと1年間聞いてきました。

福祉部門から各所管に渡すということでやってきたんですけど、福祉の視点で考えると、先ほど総務のほうでもありましたが生活自立支援のほうの事業でここを活用するとか、例えば若者のひきこもりとか低所得者の就労場所として活用するとか、障害者のB

型就労とか、A型でも金額的にはいけると思うんですけど、そういった福祉の視点での活用をして、今、持っている仕事を活用して経済的支援と清掃の部分の目的を達成するというのを、今後、考えていかないと、これを高齢者だけに絞ったらどんどん人数が減って縮小していってしまうのではないかなと思うんですけど、そのあたりの考え方をお聞かせいただけたらと思います。

○加川福祉保健部次長

今は高齢者の就労事業として行っております。先ほど申しました最初の目的であります低所得高齢者の生活の安定といったところを我々は特に第一目的としてやっております。今すぐにこの事業をどうするということは、現時点で決まっているものも何もありませんけれども、将来的にこの事業を検討していくに当たっては委員が申された障害者の方であるとか、そういった活用というのは緑化事業という点では1つの選択肢にはなるのかなというふうには考えております。

○田中委員

多様性がある中で福祉がここを持っているという部分を反対に強みにして取り組んでいただけたらと思います。今後、期待しておりますのでよろしくお願いいたします。
以上になります。

○森戸委員

今のところの関連なんですけど、高齢者の就労事業に参加をしたいという方はどこにどのように申込むんですか。

○加川福祉保健部次長

高齢者支援課の窓口のほうに御相談、申請のほうをしていただければと思います。

○森戸委員

実際にこの緑化事業に入るのは誰がどのように決めるんですか。

○加川福祉保健部次長

申込みがあった場合に、低所得者というところの制約が1つございますので、所得等の確認を御本人の同意をいただいた上でさせていただいて、あと健康状態等の確認をした上で決定をしております。

○森戸委員

採用自体の判断はそういうふうな条件に基づいてやるんでしょうけど、それは誰が決めるんですか。

○加川福祉保健部次長

我々職員のほうで決めております。

○森戸委員

了解しました。

○河村委員

今の高齢者就労事業の続きで、この事業の39人、現在は33人お勤めということなんです。これはどういった費用だったんですか。人件費なのか、それから積算をする際に給料と言いますか、報償で出されているのか、そこがちょっと分かりませんが、今日は何時間勤務だから例えば単価を掛けて幾らというふうに計算されているのか。それから、高齢者就労事業管理委託料という、この管理委託をしている方はどなたなのか、そのあたりを説明してください。

○加川福祉保健部次長

まず支給につきましては、報償金として日額でお支払いをしております。それから管理委託料のところでございますが、こちらにつきましては就労現場が5つございますが、その間、それから市との連絡調整等を行うための組織として光市高齢者就労事業運営協議会というものを設けておりますので、こちらのほうに先ほど申しましたあたりのことを委託しているというところでございます。

○河村委員

ということは、例えば1日1時間あるいは4時間とかそういうことに関係なく、日額、報償費ということでお支払いをしているということですか。

○加川福祉保健部次長

そのとおりでございます。

○河村委員

普通で考えたら、時間単価で最低賃金にならないような性格の取扱いであったような気がしていましたが、昨年に源泉徴収の問題があったりしたので恐らく整理をされたんだろうと思いますが、要は申込みのときに所得が低い人と、始めた当時に比べるともう無年金者ということはないんだろうと思うんですが、そのあたりのところの集計と言いますか、整理をされていますか。

○加川福祉保健部次長

そのあたりの所得の制限であったりというのは、福祉のほうで平成26年度以降に事業を受け持つことになっておりますが、その後、見直しはしておりません。

○河村委員

それから運営協議会で調整役だというふうにおっしゃったんですが、それは高齢者の就労事業に出ておられる方ではなくて、その運営協議会は独自にそういった方がいらっしやって、その人の報酬がこの26万円に当たるということなんですか。

○加川福祉保健部次長

こちらにつきましては、従事をされていない方と、あとは各現場の責任者による組織となっております。

○河村委員

各現場の5か所の責任者の方と、あと運営協議会に別にいらっしやると、それは任意の会なんですか、どういった会なんですか。

○加川福祉保健部次長

任意の会になります。

○河村委員

任意の会ということになると、今、図書館の下のところに高齢者就労事業の運営協議会ということで看板がかかっているよね、家賃等についての徴収をするようになるが、そのあたりの整理はどうですか。

○加川福祉保健部次長

図書館のところにある建物につきましては、今、建設部のほうで所管されているということはお聞きしておりますけれども、家賃等を徴収するとかしないとかというあたりにつきましては、特に私のほうからはお話はしておりません。現在、確認もできておりません。

○河村委員

そういったところの整理をする時期にきていますので、どうしても必要ならその会のほうで会費を徴収するとか、いろんな形で整理をしていく必要があるんだろうと思いますし、これから先ずっと続けていくというのは、もう時代に合っていないような気がしますけど、そのあたりについては、十分、御検討いただいて、あの建物についても今まではずっとそのままにしておきましたが、常時、人がいらっしやるような気がしますので、活動状況についても把握をしておいてください。

今、聞いた話では各事業所の現場責任者が5人と世話をする人ということでしたから、会議に入られるとかというのであれば、そういった勤務外とか、何かそういう特定の時間だと思しますので、結構、頻繁に出入りをされているような状況だと思えます。

それから、先ほどの99ページの憩いの家の話の中で、解体費というのはどうするんですか。これは普通財産に戻してという形になるんですか。どこに解体費が上がってくるのか。

○加川福祉保健部次長

解体費につきましては、民生費のほうで上げる予定としております。こちらにつきましては12月補正の議案審議の際に御説明をさせていただきましたけれども、6月にも補正として計上したいと考えております。

○河村委員

6月にもう1回補正を組んで解体費を出すということなんですね。新しい事業だから、それに付随して何か補助があるとか、起債があるとかということではなくて、普通のなら、もうはなから予算計上したほうがいいと思いますよ。

○加川福祉保健部次長

我々もそのようなことも検討しておったんですけれども、補正のときにも、若干、御説明申し上げましたけれども、解体に当たりましてアスベストの調査の必要性があるということでしたので、調査を行うということになると当初のほうには間に合わないという事情がございましたので補正で対応させていただきたいということでございます。

○河村委員

95ページ、長養園のことでお尋ねをします。

整備補助金、それから利子補給、入所初期費まで上がっておりますが、歳入として自己負担金というのがありましたよね、そのあたりの説明と言いますか、昔だったら建設費の4分の2とか4分の3とかというような補助だったんですが、今はもう補助事業そのものが変わってきて、1ベッドが幾らとか、何かそういうふうに変わっているんだと思うので、その内訳の説明をお願いできますか。

○加川福祉保健部次長

養護老人ホームにつきましては、委員言われたようにかつては国庫補助がありました。国2分の1、県4分の1、あとは市と設置者が8分の1ずつというのがございましたけれども平成18年に廃止となっております。

これに伴いまして県のほうが新たに補助制度というのを設けておりまして、こちらにつきましては、委員が言われましたように1床当たりということで、1床当たり360万円でございます。

今回、周防長養園が整備をされるのが50床の予定でございますので、県におきましては360万円掛ける50床で1億8,000万円を令和5年度の予算に計上されているということで聞いております。

市といたしましては、補助制度があった時代の県の補助額の2分の1相当ということでございましたので、そのあたりを勘案して県の補助額の半額の9,000万円を補正したいということでございます。

以上です。

○河村委員

ということは、市は幾らしなければいけないという基準がないというふうに捉えますが、どうするんですか、今、ほかにも特別養護老人ホームとかいろんな施設があるわけですが、そういった県の半分を出すんだということでもいいんですか。それから個人負担の話が抜けているから一緒に。

○加川福祉保健部次長

まず個人負担のほうから先に説明をさせていただきたいと思います。

個人負担1,444万3,000円につきましては、実際に入所されている方の収入状況に応じて自己負担金が発生します。こちらのほうがゼロ円から多い方で8万円を超えるぐらいの自己負担になるわけでございますけれども、その自己負担額の現在の現状を鑑みまして算出した上で歳入分として上げております。こちらにつきましては、先ほど申し上げました建設事業とは関係ございません。

それから、支払いの補助金の根拠でございますけれども、光市社会福祉法人に対する助成に関する条例と同条施行規則というのがございます。先ほどもちょっと申しましたけれども、こちらの方で、国、県補助がある場合はここに補助率、補助額等の定めがあるんですけれども、本件につきましてはそれがないということでございますので、予算の範囲内で、その都度、市長が定める額という条項を適用しております。

それから、ほかの施設が手を挙げてきたときにはどうかというようなお話もありましたけれども、それにつきましては、その都度、検討することになろうと思いますが、今回につきましては、この周防長養園が市内唯一の措置施設であること、それから環境上、経済的な理由によって自宅で自立生活が困難な方の受入れ先として不可欠な施設である、それから光市からも平均25人程度が入所をしておる等々の理由によりまして補助の対象にするということでございます。

以上です。

○河村委員

自己負担がゼロ円から8万円という話なんですけど、これは毎月の精算をして入居者が支払いになると、こういう話でいいんですか。

○加川福祉保健部次長

毎月の支払いとなります。

○河村委員

では、通常は特別養護老人ホームの個室の場合でも金額がすごく高くなりますが、今度の新しい施設というのは、やっぱり最近のはやりで個室対応ということになるんですか。

○加川福祉保健部次長

長養園からお伺いしたところによりますと、現在は2人1部屋でございますけれども、新しい施設では個室を考えているというふうにお聞きしております。

○河村委員

ということは、入居費が今は特養でも13万円ぐらいだったか、幾らぐらいになるんですか。

○加川福祉保健部次長

先ほどの自己負担といいますのは、措置の関連で請求をさせていただいているものでございまして、その他の施設のほうが入居費であるとか様々な費用を取るところとは少し別のものになりますので、現在、長養園のほうが利用者からどれだけ別の経費で取っておられるかは、すみません、把握しておりませんし、新しくなったところでそれがどのように変化するというのも、大変申し訳ございませんが、現在、把握はしておりません。

○河村委員

養護老人ホームだから県がという話は分からないでもありませんが、これだけの金額を補助するという事は、把握をしていただいて、ある意味では責任がついてまわるといふことに理解をしてもらったほうがいいと思うんですね。9,000万円からの補助金を出して、全くうちは知りませんよというのではなくて、ある程度の説明の中で、同じような特別養護老人ホームだったら昔はもっと安くて、いいという表現は難しいんですが、今の措置で入る養護老人ホームも個室対応になったら、当然、値段が上がるというのが普通なので、そのあたりのところについての把握はよろしく願いをしたらと思います。そうすると総事業費というのは3億6,000万円ぐらいなのか。

95ページの最下段の生きがい対策事業、生きがいと健康づくり推進事業委託料というのをお示してください。

○加川福祉保健部次長

生きがいと健康づくり推進事業でございますけれども、こちらにつきましては高齢者の生きがい、それから健康づくりの推進に資するための書や絵画の展示、それから歌や舞踊を披露する行事、いわゆる文化祭、あと健康フェスタ、運動行事、これらを開催するものでございます。

以上です。

○河村委員

老人クラブの文化祭の費用ということでもいいんですか。

○加川福祉保健部次長

老人クラブ連合会文化祭、それから老人クラブ健康フェスタということでございます。

○河村委員

それでは、97ページの老人クラブの補助金、それから連合会の補助金について、61クラブで3,064人とおっしゃったんですが、補助基準みたいな単価が決まっているんですか。

○加川福祉保健部次長

老人クラブ補助金、単位クラブのほうでございますが、こちらにつきましては1クラブあたり4万6,560円、これは国の補助基準額に基づいたものでございます。それに併せて人数に応じた人数割というのを若干設けております。

それから、老人クラブ連合会300万円ですけれども、こちらは補助基準と言いますか補助対象経費というのを設けておまして、それに応じて算出をした額でございます。

以上です。

○河村委員

ごめんなさい、その対象経費というのがよく分からないので、何を根拠にそれをやっておられるのか。

○加川福祉保健部次長

対象経費につきましては、補助につきましては活動促進事業、健康づくり、介護予防支援事業、地域支え合い事業、若手高齢者組織化活動支援事業等々、それぞれの額を算出した上で定めております。特にこれについては補助対象単価ということの設定はございません。

○河村委員

ということは、老人クラブ連合会が会報を出したりをされていると思うんですが、特段、何に幾らという割り振りはないということで、老人クラブ連合会の総予算は幾らか御存じですか。

○加川福祉保健部次長

令和3年度の数値でございますけれども、当初予算で約820万円ということでお伺いしております。

○河村委員

820万円のうち300万円が市からの補助という理解でいいですか。

○加川福祉保健部次長

当初予算ではそのような感じでございます。

○河村委員

その差額の500万円については、それぞれの地区の老人クラブのみんなが会費を出すということなんですか。

○加川福祉保健部次長

会費の部分も当然でございますし、市からの委託事業に関する委託金等もその中には入っているというふうに聞いております。

○河村委員

委託金というのはどこにあるのか。

○加川福祉保健部次長

820万円の中には300万円、それから会費と合わせて市から様々な事業を委託しているものがございますので、先ほど申しました文化祭であるとか健康フェスタでありますとか、そういったものも含めて、そういった事業委託に関する経費が含まれているというところでございます。

○河村委員

要するに委託をする分の予算はどこにありますか。

○加川福祉保健部次長

先ほど申しましたけれども、95ページの一番下の生きがいと健康づくり推進事業委託料であるとか、その1つ上の事業、地域福祉支援事業におけることぶき教室設置委託料、それから友愛訪問活動促進事業委託料、こういったものは市から委託をしているところでございます。

○河村委員

足しても200万円にしかならないよ。

○加川福祉保健部次長

先ほど予算ということで申しましたけれども、決算ということで申しますと、コロナの影響等もありまして580万円ぐらいとなっております。

予算の詳細につきましては、どのような歳入の構成になっているかというところまでは、すみません、今、資料を持っておりませんのでお答えしかねる状況でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○加川福祉保健部次長

老人クラブ連合会の収入の件でございますけれども、先ほど申しました補助金と委託金のほかでございますけれども、会費が約62万円、そのほか、雑収入を数万円見込んでおられて、あとは、254万円程度が前年度の繰越金というところでございます。

以上です。

○河村委員

結構繰越金が多いんですね。老人クラブの補助金で、令和4年度で61クラブで3,064人というふうに言われたと思うんですが、1クラブ当たりが4,656円で28万4,000円とすると、残りの一人当たり単価が1,100円ぐらいになるんですが、そういう計算でいいんですか。

○加川福祉保健部次長

老人クラブでございますけれども、組織割として1クラブ当たりが4万6,560円でございますので、それに61クラブですけれども、予算上はちょっと1クラブ増えた場合も想定して62クラブで上げておりますので、そのところが約289万円でございます。残りの部分が人数割といたしまして、会員50人を超える団体に一人につき1,000円を上乗せをするという補助をしております。

以上です。

○河村委員

実態調査といいますか、実際に、じゃあ、クラブに入っているいろんな活動をされているのかどうか。善意に考える以外はないんじゃないけれども、その辺りの、要は、運動会やったり、文化祭やったり、いろんなことをされてはいますが、そんな中でそういった活動者の把握的なものは何かされてはいますか。

○加川福祉保健部次長

全ての団体に訪問して確認をしたりということはなかなかしておりませんが、事業報告は受けておりますので、その中での確認はさせていただいております。

○河村委員

最近、子ども教室とか、あるいは、いきいきサロンとか、結構目覚ましい成果が出ているところもあるんです。そういう事業を伸ばしてあげて、要は、活動する実態調査じゃないんですが、そういうのを確認できるような事業にやっていただいたらなというふうに思っています。

それから、中ほどの敬老事業の委託金1,013万3,000円、これの内訳を教えてください。

○加川福祉保健部次長

敬老行事委託料につきましては、対象者は70歳以上としておりまして、その一人当た

り650円、それに人数をかけた額で算出をしております。

なお、算出に当たっては、70歳以上人口1万5,588人で見込んで計算をしております。以上です。

○河村委員

これは地域でやる敬老行事というんじゃなくて、どこにおられても、例えば、自治会で敬老行事をやった際の単価が650円ということでもいいんですか。

○加川福祉保健部次長

これは各地区社会福祉協議会を対象に委託をしておりますので、そちらで行われる敬老行事への参加というところの経費でございます。

○河村委員

地区社協が開催する敬老行事でなければ駄目という解釈ですか。

○加川福祉保健部次長

この事業につきましては、地区社会福祉協議会のほうに委託をしておりますので、ここで行われるものを対象ということにしております。

以上です。

○河村委員

ところによって中身が違うのかも分かりませんが、私のところの自治会では敬老会をやりよるんですが、地区社協から支援がありますが、その際の基準というのは地区社協ごとに決めているという解釈ですか。それとも、市の統一した基準でやっておられるのか。

○加川福祉保健部次長

それぞれの地区社協のほうで定められております。市のほうで統一的なところではございません。

○河村委員

その下の災害時要援護者把握事業、恐らく民生委員さんにだと思うんですが、ちょっと内訳を教えてください。

○加川福祉保健部次長

こちらのほうは、民生委員児童委員協議会のほうに委託をしております。対象者一人当たり380円で、対象者を3,962人と見込んでおります。対象者は、一人暮らし高齢者、二人世帯高齢者、寝たきりの方、それから、障害者というところでございます。

○河村委員

通常の民生委員業務の中でやっていることなのですが、要は、割増を払おうと、あるいは、この金額についてはどういう受渡し方なのか。通常調査に歩いていますよね。毎月1回じゃったかな。

○加川福祉保健部次長

この調査につきましては、年に1回、毎年5月1日を基準日として実施をしておりますので、令和4年でいきますと、5月1日を基準で、5月から7月にかけて調査をしていただくという形で、その実績に応じて支払いということでございます。

○河村委員

それは、だから、民生・児童委員協議会に対して払っているのか、個人に払っているのか。

○加川福祉保健部次長

失礼いたしました。こちらのほうは民生委員児童委員協議会のほうにお支払いをしております。

以上です。

○河村委員

恐らく研修に行ったりする際に使われているのではないかとと思いますが、結構大事な事業でもありますし、個人情報の問題にもなるんで、その辺りについてしっかり調査をしていただいて、要援護者としての登録、それから、やっぱり公表してほしくないという方もいらっしゃるんで、その辺りを整備をしていただいたらと思います。

その下の介護施設等整備補助金、小規模多機能というふうに言われたんですが、どこにどうなのかちょっと教えてください。

○加川福祉保健部次長

現時点で場所であるとか、事業者であるとかというところは決定しておりません。

以上です。

○河村委員

結構、今、小規模多機能だけじゃないグループホームでありますとか、あるいは、今回の老健の問題とか、この間から小規模の特養を造ったりしましたので、もう施設が過剰になりやせんかという心配があるんです。あともう5年ちゅうことはないですね。もう団塊の世代がそろそろ下り坂に入ってきますから、これからいろんな介護施設をはじめとして、過当競争になる心配も出ているんですよね。そのやり玉に上がるのが、やっぱりグループホームとか小規模多機能だと思うんで、どういう計画を持ってこれからやろうとしているのか。昔じゃったら、ゴールドプランか何かで総枠を常に掲げていまし

たが、今は、そういう状況ちゅうのはどないなったんですか。

○加川福祉保健部次長

この小規模多機能型居宅介護の施設につきましては、その総量というところの規制の対象にはなっておりません。それから、今回の整備につきましては、現在の計画、令和5年度までの計画ですけれども、それを立てる中で、需要等を見込みながら、必要性があるということで計画のように掲げておまして、それに基づいて、このたび予算を計上しているというところでございます。対象事業者等は今、決まっておきませんので、当然場所も決まっておきませんが、これから事業者等は探していきたいと、調査を行っていききたいというふうに考えております。

○河村委員

言われることは分かるんですが、だから、要は、多過ぎて困るような事態にならないかということの問いは。答えを。

○加川福祉保健部次長

現在の計画を、例えば令和2年度でございまして、を立てる段階におきまして、需要の見込み等を算出する中で、それに合った施設の数というところで、必要性があるということで、このたびは整備をしようということでございます。基本的には、その介護保険事業計画等を立てるに当たって、需要と供給等を鑑みながら対応をしているというところでございます。

○河村委員

要は、そういう事業所にアンケートちゅうか、取っていますよね。そういった中で、要は、希望があったという話はないわけね。今言われた話で言うたら、一応今回予算があるから、どうぞやりたい人は手を挙げてというふうに聞こえるんで、そうじゃなくて、そういう介護事業をやっておられる方とか、あるいは、老人ホームをやっておられるところに調査をして、こういう希望があって、今、4つに分けたんかな、光市を。その中で、まだこの部分については足らんからそれをやろうと、そういうふうな説明ができんかいね。

○加川福祉保健部次長

計画を作成する段階におきましては、事業所から整備をしたいというところで声が上がっております。諸事情により、そこの事業所はちょっと難しいという状況にはなっておりますけれども、確かに委員言われたように、調査等も踏まえた上で計画は作成しております。

○河村委員

分かりました。先ほどから述べましたように、そろそろ曲がり角に来ているんで、そ

ういったあまり過多にならんように、ぜひ一緒に考えてやっていただきたらと思います。
ページを元に戻るんですが、先ほどの長養園のところで、今、立野に建っておるんですが、何か室積のほうだというふうに聞いておったんで、ちょっと場所の確認をさせてもらっていいですか。

○加川福祉保健部次長

場所につきましては、室積7丁目を計画されているということで聞いております。

○河村委員

武田の山根町のアパートの後だというふうに聞きましたが、それでいいですか。

○加川福祉保健部次長

その予定と聞いております。

○河村委員

分かりました。とすると、今度名前も変わるということになるわけね。

○加川福祉保健部次長

今、周防長養園とつけられているその周防というのは、どういう意味での周防かというのは、ちょっと我々も把握しておりませんし、新しい名称をどのようにするのか、そのまま行くのか、その辺りは現状を把握しておりません。

以上でございます。

○河村委員

直接養護老人ホームを担当をしていないということもあるんだと思いますが、結構周防・立野地域には馴染んでいる。いろんな行事を地域の方も参加してやられておりますので、地元に対する説明をしっかりと移転をしていただくようお願いをしておきますね。

それから、先ほどうちの支援が9,000万円で、県が1億8,000万円だというお話あったんですが、総事業費は幾らじゃったですか。

○加川福祉保健部次長

建設の総事業費につきましては、約7億3,000万円ということで聞いております。

○河村委員

分かりました。

○大田委員

今のこと、長養園のことについてお聞きしたいんですが、定員が50人で、今現在入っ

ているのが30人で、光から25人程度と聞いておったんですが、それでよろしいですかね。

○加川福祉保健部次長

直近の数字で申しますと、定員50に対して、長養園、現在、今40人の入所と聞いております。そのうち、先ほど平均25人と言いましたけども、現時点では、光市の方は23人入所されております。

以上です。

○大田委員

光市の方が23人に対してから、9,000万円の補助金が出ていると。40人入っているから、あと15人ぐらいは、15人か18人、17人ぐらいはよその方が入っているということでありますので、よその市町に対してもこの補助金ちゅうのは出ているんですかね。

○加川福祉保健部次長

9,000万円、光市のほうから補助をしようとしておりますけども、建物の整備に関する補助に関して、他市町の入所者いらっしゃいますけども、この入所者のおられる市町からの補助というのはございません。

○大田委員

措置費は出ていると思うんですね。措置費は出ていると思うんですが。

○加川福祉保健部次長

措置費につきましては、それぞれの市町から出ております。

○大田委員

当然他の市町の建設補助費ちゅうか、補助金か。補助金に対しては、整備補助金に対しては出てもおかしくはないじゃないかと思うんですが、そここのところではいかにお考えか。

○加川福祉保健部次長

光市からも他市町への入所もされているかと思えますし、直近で整備があったかどうかはないんですけども、そういったのも求められる等もございませんし、まず、施設の入所者というのは動いておりますので、そのときでやはり、おるから払う、おらないから払わないというのではなくて、やっぱり光市に所在するということが市として補助しようというものでございますので、他市町、たまたまそのときに入所者がおるからといって、そこに補助を求めるといったものではないというふうを考えております。

○大田委員

光市にあるから、県の2分の1の出すというのは、これは、要するに、こういう施設を造るの、一応県の2分の1ちゅうのは、大体県と同じやったり、県の2分の1じゃったりするんですが、そういうような定めちゅうんですかね。それをつくろうとされてほしいんです、つくってほしいんですが、そのように決まり事を。今、決まり事がないような感じで発言じゃったと思うんですが、そこんところはどうか。

○加川福祉保健部次長

このたびは国・県の補助がないために独自で率等を定めておりますけども、国・県の補助金があるようなケースについては、補助率が条例規則において定められておりますので、そちらのほうの適用になろうかと思えます。このたびは国の補助がないという施設でございますことから、補助があった時代の数値を参考に算定をしたというところでございます。国の補助があるものについては、一定の基準がございます。

○大田委員

一定の基準がある、それは私らもある程度は知っちゃうんですが、このたびは県の補助に対してちゅうのも一定の基準があると思うんですが、それに伴って一緒に算定されたんじゃないんですか。違うんですか。県がやっちゃうから、普通は2分の1ぐらいやから、2分の1にしようか、まあそれでええかちゅう感じでやられたんか。

○加川福祉保健部次長

先ほども少し申しましたけども、平成18年頃までは国庫補助の、養護老人ホーム国庫補助の対象がございまして、そのときは国が2分の1、県が4分の1、市と設置者が8分の1でございました。その後、その補助がなくなったわけでございますけども、その補助があったときの状況を鑑みて、県の2分の1の額というところで算定をしているところでございます。

○大田委員

先ほども同僚議員も言われたんですが、大金を出しているの、今後の運用方法やらも一応しっかりと把握してもらいたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

概要書の40ページ。地域包括支援センターの運営事業が2,251万円となっているんですが、それについての御説明をお願いいたします。それで、そうすると、さきの補正予算の説明のときにも、今回、西部が中止になって委託されている予算が低いという答弁があったんですが、このたびの予算では幾らぐらいの安価になっているのか。特会なんですか。それで、2,252万1,000円ちゅうのは、市のほうから繰出金で出されるんじゃないんですか、違うんですか。

○加川福祉保健部次長

40ページの地域包括支援センター運営事業というところで、予算額は、特別会計の予算額で計上しております。その上のところに8億7,000万円という数字がございしますが、

これが特別会計に一般会計から繰出しをしているもので、その中には、地域包括支援センターの2,200万円の負担割合に応じたものも含まれているということでございます。

特別会計繰出金につきましては、保険給付費であるとか、様々な事業によって負担割合が異なっておりますので、それを積み上げたものが今8億7,000万円。その中には、地域包括支援センターの割合分も含まれているというところでございます。

○大田委員

それを、繰出金を出すから、それを把握されているんじゃないんですか。把握はしないんで、8億7,000万円出した中で好きなように分けてくださいよということなんですか。

○加川福祉保健部次長

当然積み上げておりますので把握はしておりますけれども、地域包括支援センター事業は負担割合が19.25%でございますので、おおむねその金額の19.25を掛けたものが一般会計からの繰出しになります。

○大田委員

それが2,252万1,000円でしょう。違うんですか。

○加川福祉保健部次長

2,200万円につきましては、介護保険特別会計の中の予算です。だから、その予算に対する割合を掛けたものが、8億7,000万円の中に含まれているという計算になっています。

○大田委員

まあええわ。それは市のほうが本当は把握していると私は思っておったんですよ、その2,252万1,000円に対して。それで一応お聞きして、また、特別会計は特別会計でまた別にお聞きしようと思うたんでその内訳をまず教えてもらいたかったんですよ。それがどうしても駄目と言われるんやったら、特別会計でお聞きするんですが、そのところは私は把握していると思うんですよ。まあいいですよ。

○委員長

いいですか。介護の特別会計で再度お尋ねください。

○加川福祉保健部次長

地域包括支援センター運営事業に係る一般会計の繰出金の部分でございますが、2,252万1,000円に19.25%をかけた433万5,000円でございます。

○大田委員

433万5,000円、いろいろ言いにくそうですから、特別会計でもう一遍詳しく聞きますよ、それでいいでしょう。分かりました。

説 明：温品子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

何点かお聞きします。

まず1つ目としましては、予算書の109ページで、先ほど病児保育事業委託料についての御説明がありまして、3月31日に向こうの事情で終了したいというようなお話があったと思うんですけど、その要因を教えてくださいでもいいですか。

○温品子ども家庭課長

病児保育を終了する要因については、これまでも新型コロナウイルスが感染拡大の期間中に、委託先である市内の医療機関と協議を進めてまいりました。そうした中で、このたび新年度予算の要求の状況、来年度以降の展開の方向性などを協議する中で、委託先の医療機関のほうから、やはり今後、5月に5類に移行しますが、産科を持つ医療機関として、引き続き感染リスクの危機管理はレベルを落とすことができないと。その一方で、市の事業として委託を受ける立場として、やはり市のほうにも御迷惑をおかけするというので、ここは一旦終了したいというのを、委託先の市内医療機関のほうから申出を受けたところでございます。

以上でございます。

○小林委員

状況については理解ができました。その上で、この病児保育というところは山口県の中でもしっかり協定を結ばれて、相互支援という形でどこでも預けられるというような体制が組みれていると思うんですが、そこはちゃんと理解できています。その上で、やはり光市としても、この病児保育についてはしっかりと前向きに検討をしていただきたいというふうに考えておりました、今後の方向性とか、そういうものがあれば、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○温品子ども家庭課長

今後の方向性でございます。申出がありましたのが今月に入りましてのことでしたので、現状ではまだ具体的な動きはできておりません。ただ、病児保育事業を実施するに当たっては、施設スペース面の改修、環境の整備が必要でございます。例えば、調理室を有しないといけないとか、そういった要件がございます。また一方で、職員の体制も、保育士が必要であったり、看護師が必要であったりという要件がございます。ですので、今後できるだけ早く、再開に向けて準備を進めてまいりますが、まずは、小児科の医療機関から可能性を見出していけるよう取り組んでまいりたいと考えているところでござ

います。

以上でございます。

○小林委員

分かりました。ぜひ前向きに御検討のほうをよろしく願いいたします。

続いての質問ですが、光市当初予算の概要の20ページです。デジタル保育推進事業というところについてお聞きをします。

先ほど、光市の中の2つの保育園に、登園管理を目的としたPCの増設ということで御説明を受けましたが、それ以外のところで、ほかに取組があれば教えていただけたらというふうに思います。

○温品子ども家庭課長

デジタル保育の取組でございます。先ほども説明したように、主には登園管理、そういった周辺業務を、今まで保育士が担っていた部分を簡略化させて、保育士を園児と向き合う時間を確保しようというものでございますが、それとあわせまして、職員も導入してから約半年が経ちまして、機器に多少慣れつつあります。まだちょっと不慣れな職員もおりますが、そういった中で、今まで紙媒体で発行していた園だよりやお知らせ、こういったものもウェブ媒体を活用、ICTシステムを使って発信していこうと、しっかり見ていただこうという取組を、今年度もしっかり進めていこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

しっかりと取組が進められているということもよく理解できました。

その上で一つ、デジタル保育を推進していく上で、一般質問の中で保護者から高評価を得ているというようなコメントもあったというのも理解しているんですが、実際にICTを活用している職員さんの声というところを把握されていますでしょうか。

○温品子ども家庭課長

ちょっと先ほども少し申し上げたんですけど、導入からまだ半年がたっておりませんので、職員の中にはまだ、今まで手入力でしていたものがこういったデジタルになりまして、不慣れな部分を感じている職員もいるのも事実でございます。ただ、先ほども言いましたように、園だより、まだそういった印刷を今までやっていたのが、大分、簡略されてきたというところで、多くの職員は業務が軽減されて、子どもにしっかり向き合う時間が取れるようになったというような意見をいただいているところでございます。

今後につきましても、こういったツールを使いながら、やはりその空いた時間を子どもに向き合う時間につなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

現状がよく理解できました。その上で、しっかりと職員が自分にやるべきことを明確にして、その上で業務を行っているということ、そこに対して、しっかりとICTも使った形でやっていくというところをよく理解ができました。

それと、もう一つ。今回のデジタル保育推進事業としては、この概要の中では247万7,000円が計上されているというところで、その配分の内訳というか、そういうものについても教えていただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

予算の内訳でございます。予算書113ページの保育所管理事業の中に通信運搬費92万2,000円ございますが、このうちの37万7,000円をICTシステムのインターネット回線通信料として計上しているところでございます。

それから、115ページのICTシステムの借上料、こちらのほうに月額4万150円の市内公立保育所4園の12か月分、1園当たり年額48万2,000円になりますが、それと、浅江東保育園と大和保育園の今年度拡充する部分のリース料を含めまして210万円のシステム借上料ということになっております。

以上でございます。

○小林委員

内訳はよく理解ができました。その上で、やはりこのデジタル保育を昨年度から始めたというところで、保護者の皆さんとお話をする、非常に先生とのコミュニケーションもやりやすくなったよというような声もいただいていますので、ぜひいろんな視点で前向きに取り組を進めていただけたらというふうに思います。

それと、もう一点、予算の概要のところ、インクルーシブ遊具整備事業についてお聞きをしたいというふうに思います。20ページです。すみません、20ページです。このインクルーシブ遊具等整備事業、この事業を実施するに当たった背景、こういうものについて、まず教えてください。

○温品子ども家庭課長

導入に至った経緯でございます。昨年策定いたしました第3次総合計画の重点プロジェクトにおきまして、障害のある児童に対する適切な対応についての環境整備を重点プロジェクトの一つとして、取組として上げているところでございまして、第3次光市障害者福祉基本計画においても、障害のある就学前児童に対してきめ細かな教育・保育を確保しようというところを位置づけているところでございます。そうした中で、園長会議等を通じまして、私立園のほうからインクルーシブ遊具の導入の要望があり、また同じタイミングで、県においても令和5年度から補助メニューが創設されましたことから、このたび、インクルーシブ遊具の導入を希望する私立園に対して補助金を交付することとしたところでございます。

以上でございます。

○小林委員

背景あるいは、その経緯についてよく理解ができました。その上で、少し何点か細かいところを聞きたいというふうに思います。

インクルーシブ遊具というところで、どのようなものを対象とされているのか、まずこれについてお示しをください。

○温品子ども家庭課長

どういったものを補助していくかというお尋ねでございます。県が創設しました補助メニュー、財源の有効な活用を考えてまいりますので、県の補助要件等を踏まえる必要があると思いますが、ただ、まだ現状、県のほうが詳細がまだ明らかになっておりませんので、現段階でこういうものを補助対象にするというのはお答えできませんが、一般的には、体を固定することができる仕様になったブランコとか、あと、急な傾斜の階段ではなくて、緩やかな傾斜のついたスロープによって上まで上がることのできる滑り台、こういったのがインクルーシブ遊具として紹介されているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

現状というところと、インクルーシブ遊具のイメージがよくできました。

あと、もう2つほど細かい質問があるんですけど、例えば、インクルーシブ遊具等を整備した場合に、費用に対する助成割合とか、助成の上限とか、こういうものについて教えていただいてもいいですか。

○温品子ども家庭課長

この事業の財源でございますが、1園当たり何回整備、改修いたしましても、補助自体は1回限りといたしまして、上限額は県の補助メニューで考えられている一園当たりの補助上限額102万9,000円、内訳としては、国3分の1、県3分の1というところでございます。この辺を踏まえながら、設置の要望のありました私立園2園の補助上限額を、今、計上しているというところでございます。

以上でございます。

○小林委員

すみません。もう少しあるんですけど、今回、対象を私立保育園に限定されましたその理由のところと、可能であれば、どこの保育園を対象にされたのかというところをお示しをください。

もう一つが、今回、2園の保育園を対象としたということをおっしゃられたことでもありましたので、じゃあ、その2園というのは、どこの保育園を対象とされたのか、この2つの点についてお聞かせをください。

○温品子ども家庭課長

委員仰せのとおり、今年度の新規事業の予算につきましては、私立園2園分を計上しているところをごさいますて、公立園につきましては、インクルーシブ遊具の設置についての予算計上は行っておりません。

なぜ私立の予算だけを計上しているのかというところをごさいますて、もちろん財源を活用するというところで、県が補助対象が私立園に限定されているというところはもちろんありますが、公立園につきましては、やはりインクルーシブ遊具の設置と改修につきましては、現在の園庭のスペースの問題や安全対策、この辺も検討や配慮が必要ですし、現在の園庭で遊ぶ子どもたちの安全を、ちょっと一旦、もう少し考えてみたいと思っております。

ただ、現在の遊具、インクルーシブではありませんが、現在の遊具を引き続き大切に活用するというのも、保育にとっては大切なことと思っておりますので、令和5年度につきましては、公立園につきましては、園庭にある現在の遊具を活用しながら、保育士が目配り、気配りをしながら、全ての園児が楽しく交流できるような体制を整えていきたいと思っております。

それから、補助対象と考えているのが、園長会議とかで要望がありました虹ヶ丘幼児学園と光井保育園、こちらのほうから要望があったところをごさいますて。

以上をごさいますて。

○小林委員

状況が非常にクリアになりました。その上で、光市の考え方とか、公立保育園と私立保育園の違いというところもよく理解はできました。その上でしっかりと子どもたちの安心、安全のために取り組まれているという考え方についても理解ができましたので、引き続き非常にいい事業だと思いますので、状況に応じて、実際に導入をしてみて、そういう感想等もぜひ聞いていただけたらというふうに思います。よろしくお願ひします。以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田中委員

2点ほどお聞きできたらと思うんですが、1点目が、予算書の105ページ、当初予算案の概要でも16ページにあるんですけど、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定事業ということで、市民ニーズアンケートを行うことになっておりますが、国の動向で子ども家庭庁ができる流れで、子どもの声を聞くということが必要になってくるかと思うんですけど、その辺りの取組について、どのように取り組むのかお聞かせいただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

今、委員から計画の策定の、こども基本法が施行される中で、子どもの意見をどう聞

いていくかという御質問でございます。

この4月から施行されます子ども基本法には、子ども施策を展開するに当たっては、子どもの意見を聞くようにというような規定がされております。

こうした中で、本市といたしましては、先ほども少し申し上げましたけど、新たな計画を新年度からつくっていくこととなります。そうしたことから、まずは計画の策定に当たり、御意見をいただく子ども・子育て審議会、ここを中心として、どういう方向で進めていくかというところも考えていきたいと思っております。

そうした中で、令和5年度の予算では、子どもの声を聞くための予算は直接的には計上しておりませんが、全庁的に、学生をはじめ、市民と対話を行う事業やツールが予定されておりますので、関係各課と連携を図りながら、そういった事業をするときに、例えば、子ども・子育て審議会の委員さんに入っていただくとか、もしくはテーマを子育てなどに関するもので展開をするとか、あと出前講座などもございますし、そういったことからちょっと関係機関と連携しながら子どもの声を吸い上げていきたいなと思っております。

以上でございます。

○田中委員

ちょうど策定する年度に当たっているのですが、なかなか国の全体像が見えない中で難しいところだとは思いますが、ぜひそういった聞く場を活用して取り組んでいただけたらと思います。また、小・中学校にはタブレットも入っておりますので、そういったものも活用して、子どもたちの声を聞いて生かしていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

もう一点が、予算書の105ページ、106ページのあたりになります。

乳幼児医療費と子ども医療費について、先ほど対象人数等も説明ございましたけど、令和4年度と比べて減額にもなっておりますので、そのあたりの説明と見通しについてお聞かせいただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

予算書の107ページに乳幼児医療費、子ども医療費が計上されておりますが。このたびの予算計上の考え方といたしましては、最初の説明でも御説明いたしましたように、子どもの医療分野のセーフティーネットという基本的な考え方の下、令和5年度につきましても、様々なコロナのような社会的な要因によって、医療給付費は結構、上下が、影響があると思いますが。そういったものに左右されず、子どもが安心して医療が受けることができる環境を整備するために、十分な予算を確保させていただいているところでございます。

まず、乳幼児医療費でございますが、令和3年度の実績が、1人当たりの助成額が3万4,847円で、助成者数が2,151人だったのに対し、令和5年度は、1人当たりの助成額を3万5,519円と設定し、助成者数を2,250人と積算しております。

また、子ども医療費につきましても、令和3年度実績が、1人当たりの助成額が2万

1,309円で、助成者数が3,459人だったのに対し、令和5年度は、1人当たりの助成額を2万8,295円と設定し、助成者数を3,500人と積算しているところでございます。

ただ、令和4年度との当初を比較すると、いずれも減額しておりますが、これは少子化の影響で高校生までの人口が減少しており、それに伴って対象者数も減少すると見込んでおりますことが大きな理由でございまして、予算が過度なものにならないようにも努めているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。実績に基づいて、ただ、その実績でもちょっと多い人数で、金額と人数で積算して出しているということで、実態に合った数字を出されていることは分かりました。

そしてまた、影響として人口減等で対象の人数が減るってということも踏まえて、この予算を出されているということで理解をしました。

ちょっとお尋ねしたいんですけど、さっきの補正予算等でもございましたけど、大幅な減額で、補正のときには1,750万円というのがある中で、議会のほうでも予算のときに言うのも何なんですけど、高校生までの無料もしてほしいってというような声も出ております。

そのときには、予算が約3,000万円かかるっていう部分があって、そして、セーフティネットの部分と予算の財源を確保することでっていうことがあったんですけど。

それも踏まえて、今年度そういったものはなかったんですけど、考えをもう一度、お聞かせいただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

今回の、今年度の予算計上に当たりましては、さきの本会議でも申し上げておりますけれども、高校生に対しましては、通院を伴う病気を患うことというのは、小中学校に比べて減少する傾向がございましてから、負担割合の大きい入院が必要になったときを想定した助成としているところでございます。

また、高校生までの拡充となりますと、当然でございまして、恒久的な一般財源の確保が必要になろうかと思っております。

先ほど、委員も少し御紹介されましたけど、新たに高校生までの拡充するということになりますと、およそ年間3,000万円程度の一般財源の負担が加わるということになりますので、新年度においては、令和4年度と一緒のスキームの中で展開をさせていただきたいと考えております。

ただ、報道等によると、令和5年度においても、県内の市町において拡充がされるというのはお聞きしておりますので、そういった動きについては、しっかり注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市川市長

今のお話であります、私は、子どもというのは、どこに行っても同じようなサービスを受けられるべきだというふうに思っております。今、都市間競争によって、医療費の無料化という格差が出てきているんです。

もう一つは、これはここの話じゃないですが、トータル的に言って給食の無償化というのは、やっぱり大きな格差として出てきているんです。

こういうことを踏まえて、先日、岸田総理とお話しする機会、私は直接はなかったんですが、お願いして、やっぱりそういう子どもはどこにいても同じようなレベルで福祉が受けられるようにということを、お願いをしております。私が期待しているのは、やはり、子ども予算が倍増する、まだ全く見えていませんが。

そういうところで、やはり、ここで都市間競争によって私たち自治体が疲弊するのではなく、国の制度としてお願いしたいなというのが今、私の思いです。

以上です。

○田中委員

市川市長も言われたとおり、都市間競争になって、過度にサービスの競争になって、サービスを受けられる者と受けられない者が出てくるというのは、私もよくないし、国のほうが取り組むべきことだと、そこは理解させていただいています。

この予算案の概要のほうの、内容の説明を見させていただきますと、ここには中学校3年生までの医療費の無料化について、所得制限の撤廃を継続し、おっぴかい都市宣言の町として、引き続き、全ての子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられる環境整備ということで書いております。

やはり、ここには、おっぴかい都市宣言をしている光市だからこそという思いも載っているのかなと、私は思っております。

所得制限の撤廃については、例の工業用水の収入を当てがってやるということで、市川市長の大きな決断でサービスを開始していただいて、これは子育て世代からもありがたい声がたくさん届いています。

そのときの予算計上のときの金額の覚悟を入れれば、私、そのときの覚悟の金額で、もう少しちょっと追い金は要るかもしれませんが、高校生までの医療費の無償化もできるのではないかと考えております。

この先、人口減少も続いていくっていう中で、じゃあ、その予算と決算の中の差額をどう扱うかっていう部分で、ぜひこの1年、数字の部分を実で考えていただいて、その覚悟した部分が子育て世代にしっかり届くように、拡充をしていただけたらと思いますので、そのことをお願いしまして、質問を終わります。

○森戸委員

予算書の109ページで、さっきの続きなんですが、病後児保育について少しお尋ねをいたします。

さっきは基準のようなお話をされたんですが、もう少し具体的な、細かいところの説

明を頂けますか、基準について。スペースとか、調理室とか、職員体制とか。あと何て言われたかな、改修、何でしたっけ。その辺のところを、もう少しお願いいたします。

○温品子ども家庭課長

病児保育を展開するに当たっての、要件のもう少し詳細な御説明でございます。

まず、病児保育の基準といたしましては、現場に保育士が必要でございます。これが、利用児童おおむね3人につき1人必要でございます。それから、看護師が利用児童10人につき1人必要でございます。

それから、施設面のことでございますが、その病院、診療所、保育所、そういったスペースに、まず、しっかりと児童の静養・隔離の機能を持つ、観察ができる、そういう静養できるパーティションで仕切ったり、そういった環境整備が必要でございます。

それから、先ほども少し申し上げましたけど、調理室を設けることが必要でございます。

それから、事故防止や衛生面にしっかり配慮できた環境整備にすることといったことがございます。

以上でございます。

○森戸委員

そういう基準を満たす場所と申しますか、それが病院なのか保育施設なのか分かりませんが、光市内では想定される場所があるんですか、すぐにできそうなところが。

○温品子ども家庭課長

先ほども申しましたけど、現状はまだ未定でございます。これから医師会とか医療機関としっかり連携をして、話をしながら糸口を見いだしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

光市内で病後児保育が始まったのは、恐らく私、議員になりたての頃だったと思いますから、20年ぐらいか18年ぐらいか、そのぐらかなあと思うんですが。

例えば、最初に市内の産科で始まったときも、こういう基準が恐らくあったのかなと思います。人件費もかかりますし、施設を整備すれば、何らかのものもかかりますし。

開設をするに当たって、行政からの支援と申しますか、何らかのものがあるんですかね。例えば、調理室を整備したりすれば、費用もかかるわけですから。それのところを制度としてあるのであれば、お示しいただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

初期費用についての補助がございます。改修1か所に当たり400万円の上限額、国、県、市、3分の1ずつというのがございます。

県に確認したところ、まだ利用の実績はないようでございますが、もっと大がかりな、例えば工事、改修、開設っていうことがあれば、基準額、制度としては上限3,892万4,000円の国、県、市が10分の3ずつ、10分の9と、設置者が10分の1というのがございますが。

これは、今まで活用されたことがないということなので、もし、これを使うようになると、それは今後、県とかとしっかり連携をしていかないといけない。こういった初期費用の補助はございます。

以上でございます。

○森戸委員

建物とかそういう部分に関してはあるんでしょうけど、人的な部分に関して、そういうものの支援っていうものはあるんですか、ないんですか。

○温品子ども家庭課長

人的な支援についてでございますが、今現在、現状の制度設計の中ではございません。以上でございます。

○森戸委員

光市としては、この病後児保育については、コロナですとできないような状況が続いていますので。トータル的な支援も含めて、今度、開設するに当たっては、永続的に続いていくことができるように、体制の確保・支援も含めた部分のところをやっていたらと思います。

それと、一旦は休止といいますかやめるということで、その辺の周知については、どのように今後、されていくんですか。サービスを受ける方に対してです。

○温品子ども家庭課長

周知でございます。まず、これから新規の利用を考えておられる方については、原則は市の窓口に来ていただいて、登録していただくという原則になっておりますので、まずは、この部分ではしっかり周知をしていこうと思います。

それから、平成31年4月から包括協定を結んでおまして、光市民が県内のそういった施設を今、使えるようになっております。

基本的には、市民の方は周南圏域の施設を利用されている可能性が高いですので、そういった医療機関にもしっかり周知をして、情報を届けていこうと思っているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

協定を結んでいるところと、サービスを利用される方に対して、しっかり周知をお願いいたします。

それと、先ほど遊具に関して、公立に関してはインクルーシブ遊具ですよね。整備云々の考えが、現在のところはなかなかないというお話だったんですが。

それに関連して、ちょっとお尋ねをいたしますが。そういった公立とか私立を含めて、遊具の管理とか安全点検も含めた、そういう安全対策に関しては、日常的にどういうふうに行われておられるんですか。何らかの定期的な点検とかパトロールとか、その辺の部分が分かれば、お示しいただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

まず公立についてですけど、公立は遊具の安全点検については、2年に1回予算を計上して行っております。それと、また日常的にも保育士・園長を中心に行っているところがございます。

私立につきましては、具体的に、今どういった点検をやっているかというのは、正式には申し上げられませんが、公立園と同様に、日常的に園長を中心に、その辺の確認はされているものと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

全国で事故が起こったりするたびに、一気にざらっと、助言をしたり指導をしたり、そういうふうな流れがほとんどだと思いますので。そういうことが起こる前の段階で、しっかり手を打っていただけたらと思います。

それと、115ページの、保育所のエアコンの設置のお話がありましたけれども、浅江東保育園という3歳児でしたかね。市内の公立保育園での設置状況を、ほかにやるべきところはないのか。その辺のところはどうなんですか、もうここで完了なのか。

その辺の全体像から見たところの状況を、教えていただけたらと思います。今後、順次、予算化していくのか、その辺のところも分かればお願いいたします。

○温品子ども家庭課長

エアコンの設置についてでございます。

まず、このたび要求させていただいた東保育園については、3歳児・5歳児クラスということで、配置基準等が多い20人ないし30人の大きい部屋のクラスに今、家庭用のエアコンが1台ついているだけのような状態ですので、大変、利きが悪いので、熱中症対策とかそういったことで、このたび設置をさせていただこうと思います。

それから、その他の保育園につきましても、基本的には各年齢別の教室にエアコンは全て設置がされているところがございます。

その辺は当然、状況を見ながら逐次、熱中症とかそういったことにならないように対応してまいりたいと考えております。

○森戸委員

これは、あくまでも公立なんですけれども、私立園に関してはどんな状況なんですか。

そういう熱中症への対策と申しますか、それに関してはどうでしょうか。

市がチェックすべきなのかどうかは分かりませんが、その辺のところは、どのように把握をされておられますか。

○温品子ども家庭課長

私立の保育園につきましては、認可、そういったものの権限っていうのは県にあります。ただ、運営上の権限については市のほうにございますので、基本的に、県のそういった監査指導のタイミングと一緒に同行させていただいております。

ただ、熱中症対策ということになれば、具体的にいうと、基本的に各園の取組を共有するために、月に1回、全ての園長が集まって会議をしておりますので、そういったときに情報を共有しながら、必要な対策とかそういったのは今、逐次、情報を共有しているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

ぜひ、遊具の安全対策であるとか、今のような熱中症の対策であるとか、当然、コロナはそういうふうな中でも流れていくんでしょうけど。交通安全の対策も含めて、しっかり情報共有をしていただけたらなと思います。

それと、211ページで、幼稚園の運営事業があるんですけども。

やよいの現状が分かれば、園児数ですかね。今年度の状況が分かれば、お示しをいただけたらと思います。

特に、充足状況と申しますか、定員に対するその辺のところを、中心にお願いできたらと思います。

○温品子ども家庭課長

すみません。やよいの定員の状況ですが、定員が60人に対し、18人の入所状況となっております。

○森戸委員

何年か見ていくと、将来的な部分の動向はどうのように見ているんですか。

○温品子ども家庭課長

今後の動向につきましては、幼稚園というのは公立に限らず、今、保育園ニーズの高まりがありまして、今、公立・私立かかわらず、若干、人数は減少傾向にございます。

そうした中で、本市がつくっております基本方針の中では、基本的にそういった公立園につきましては、私立園の補完機能という位置づけをしておりますので、私立の幼稚園の経営を、影響のないようなバランスを見ながら、今後は定員のまず縮小、あと再編、そういったのは今後、将来的に考えていく必要があるかと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

ここ最近コロナで、やよい幼稚園の現場がなかなか、卒園式とかお遊戯会とか見ることができなかったので、状況がちょっとよく分かりませんが。声も聞こえてきませんので。

今まで、3園を1つにするとか、3年保育の導入であるとか、募集の区域を市内全域に広げるということで、さつきの辺の頃からずっと関わってはきたんですけども。

やはり、幼児教育っていうのは、将来にわたる効果も大きいと思いますので。今のお話を聞くと、なかなか厳しい流れだとは思いますが、光市として、ぜひ、ここの機能は必要なことではないかと思っておりますので、研究機能であるとか、在り方にもきちんと書かれておりますので。ぜひ、その部分は担保しながら、幼稚園の運営に取り組んでいただけたらと思います。また、行事があれば、御案内等いただけたら、ぜひ見てみたいと思います。

それと、予算の説明資料の44ページなんですけど、障害児の保育費が、昨年度と比較して増えた理由とその要因について、分かればお示しをいただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

今、お尋ねの障害児保育費補助金につきましては、特別児童手当を受給されている方が、園児が1人につき月額9万円、その他、軽度なそういった障害が気になる子を保育する場合、1人につき月額4万5,000円を施設に助成するというものでございます。

それで、600万円、今回増額している理由でございますが、予算の算出に当たりましては、当然、各施設に対象児童を聞き取ってから積算するわけでございますが。

その中で、各園から出てきたのが、今、申し上げたうち軽度の対象者のほう、こちらのほうが、実人数が、令和4年度が14人に対して、令和5年度は27人と。実人数でいうと13人の増。これが延べで言いますと、156人分が増加となるということで、この辺が600万円の増加につながったものと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

では、もちろん金額的に人数が増えたんですけど、その人数が増えるという要因のところは、どのように考えておられますか。

○温品子ども家庭課長

要因でございます。直接的な要因は、はっきりとは申し上げられませんが、全国的に見てみましても、国の調査によりますと、平成22年から令和2年の10年間にかけまして、全国の保育施設における障害児の実数というのは1.7倍になっているというところがございます。

それには、またそういった傾向があるのと、あと、そういう障害傾向に係る検査の低年齢化。よく、しっかりサポートができてきているという意味での低年齢化と、あと、一般

的に障害児に対する理解も、昔に比べて徐々に理解がされて、よりクローズアップされてきているのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。先ほどのところではありませんけれども、やはり、公立の役割として、こういうふうが増えてきているわけですから、こういう部分をどう保育していくかとか、その辺の研究機能は、やはり必要だと思いますので。

民間園を公立として補完するというよりは、そういう研究のところでもリードをしていく。そういうところは、私は必要ではないかなと思いますので、ぜひ、その辺の研究をしていただけたらと思います。どういうふうに、そういう子どもたちが育っていくのかについてのところの研究を、ぜひお願いできたらと思います。

それと、同じくこの説明資料の中で、保育士の幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費ですかね、これは恐らく国の部分のお金がなくなったか、そういうことだろうと思うんですけれども。その辺のところから、全くもってなくなったわけなんですけれども、2,000万円近いお金が。その辺はいかがでしょうか。

○温品子ども家庭課長

処遇改善臨時特例事業費についてでございますが、この事業が、令和4年9月までの臨時的な補助事業でございました。

これが保育士の処遇改善を目的として収入3%程度、月額でいうと9,000円の引上げを継続的に、そういった取組をした施設に補助金を支払うというものでございましたが、令和4年9月をもって終了しております。

ただ、引き続き令和4年10月からは、国において、この特例事業と同水準の処遇改善等加算Ⅲという、子ども1人当たりの保育単価であります公定価格の中に、通常、加算分として創設されておりました、保育士の賃金面の処遇に対しては、引き続き改善の取組が継続されているといった状況になっております。

○森戸委員

その改善の取組のレベルは、同等なぐらいなら3%アップとか、その辺のところはどうなんですか。

○温品子ども家庭課長

特例事業と同等のものが、処遇改善Ⅲとして創設されております。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。

○河村委員

109ページの上段、保育料収納委託料。7園に委託ということですが、どういう状況なのか。各園に人数割であるのか、あるいは回収率についてもちょっとお示してください。

○温品子ども家庭課長

収納委託料についてでございますが、これについては、基本割と枚数割ということで、まず2つの柱があります。

基本割については、基本額を1園当たり年額33万4,000円の120人。120人というものは、私立園7園の定員平均でございます。その各園の定員で乗じたもので算出するというのが、施設割でございます。

それと枚数割っていうのは、納付書の枚数に100円を掛けて乗じたものでございます。

回収率でございますが、令和3年度は回収率100%、滞納ゼロ、令和4年度も回収率100%、滞納ゼロという現在の見通しとなっております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。

それから、先ほどインクルーシブ遊具についてのお話があったんですが、安全管理で、公立で2年に1回と日常点検というような話があったんですけど。

年に1回とかというんじゃないくて、公立の幼稚園で2年に1回でええんですか。通常、児童遊園地のようなところも毎年1回、あるいは毎月点検ちゅうのがあるんですが。

それから、事故情報について、どういうふうな報告が上がっているのか、併せて。

○温品子ども家庭課長

安全点検については、先ほど申した2年に一度行っておりますし、あと、修繕料として、当然、保育士が点検をしておりますので、何か子どもの安全を脅かす状態になれば、それは使用禁止にしたり、軽微なものとして修繕をしたりということは適時行っているところでございます。

それから、安全報告については、事故等については即時、子ども家庭課のほうに、何かあったときには、まず書面として連絡をする形にして、情報を共有しているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

保育士が点検をして、点検記録簿というのは整理をされているんでしょうか。

それから、保育園ですから3歳未満児、それから、それ以上、年少・年中とおるんですが。そのあたりの何人に1人、保育士さんの数が、配置基準が決まっているんだと思うんですが。そのあたりと、先ほど言った点検記録簿の話。

それから、虹ヶ丘と光井保育園って言われたと思うんですが。遊具はどっちも、まだ

新しかったような気もせんでもないんですけど。入れ替えるに当たって、既存の遊具は大方、撤去をするということになるんですか。

それと、その遊具そのものは、誰が発注するんですか。このお金は、保育園のほうにあげて、保育園から業者へ発注されるのか。そのあたりのところも、ちょっと併せて。

○山野井子ども家庭課保育指導担当課長

点検記録簿につきましては、各公立保育園・幼稚園は、点検記録簿を作成して、毎月1回、必ず担当職員が危険な箇所がないかを点検し、主任・園長に報告をしてというものを作成しております。

子どもの配置基準におきましては、保育士が、0歳児が保育士1人に対して子どもが3人、1・2歳児が保育士1人に対して6人、3歳児が保育士1人に対して20人、4歳・5歳が30人となっております。

以上です。

○温品子ども家庭課長

それから、インクルーシブの遊具の発注方法でございますが。

現在、県から事業概要・事業要件がまだ。先ほど申した負担割合であったり補助上限であったりというところしか、まだ示されておられませんので、新年度に入りまして、事業の実施要項とかを策定するときに、その辺はしっかりと定めていこうと思っております。

以上でございます。

○河村委員

公立についてのお話があったんですが、私立についてはどうですか。

○温品子ども家庭課長

すみません。私立のほうの遊具の点検状況については、市のほうでそこまで正式に把握しておりません。

以上でございます。

○河村委員

遊具ですから、身近にあるもんじゃし、ふだん目にするからというような、半分は安心感があったりすると思うんですけど。

バスに残した中で亡くなったというケースがあったと思いますけど、あれだって、まさかバスの中に残っちゃうなんて夢にも思わん、だけど、現実的には起こった話じゃないですか。

今まで、外にある遊具なんかでも、結構、大きな事故が出ているんですいね。だから、私立といえども、要は、そういう管理簿を作っているかどうか、日常点検をしているかどうかというのは、事故が起きた後には、大切なことなんで。

今回インクルーシブの遊具を入れるに当たって、そういう、例えば見本のようなものを、「こういうのでみんなやっていますよ」というようなものは、必要なんじゃないかなと思いますので。

せっかくいいものをといるときに、それまでのその点検基準とかを含めて、やり替えるということも大事なことじゃろうと思いますので、よろしく願いしたらと思います。

それから115ページ、児童館の管理運営事業なんですが、今、児童館っちゅうたら隣保館のことを言うのか、ほかにあるのか。内容についてもう一回、説明をお願いします。

○温品子ども家庭課長

児童館についての概要を説明いたします。

児童館につきましては、浅江地区に今、わかば児童館ということで市内1か所を設置しておりまして、対象者は満18歳までの児童全てが対象でございます。未就学児については、保護者同伴ということで行っております。

そこでの活動といたしましては、遊びの指導であったり図書の出し、そういったものを行っているところでございます。

利用時間につきましては、月曜日から土曜日の9時から17時までが開園で、休館日は日曜日・祝日となっております。

利用料は無料となっております、令和3年度の利用者数実績といたしましては、小学生が1,540人、乳幼児が555人、計2,095人が利用しているという状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

浅江南のところへあるのが、わかばだったかいね。今、2,090人と言われたんですが、延べで、実数は何人。

○温品子ども家庭課長

小学生の登録者数でございますが、令和3年度に52人が登録して利用しているというところでございます。

以上でございます。

○河村委員

乳幼児は。

○温品子ども家庭課長

すみません、乳幼児の実人数は手元にはございません。

○河村委員

役所じゃから、そういう資料は常に把握をしておいてほしいのと、これ、浅江南と人間的には兼任のような形ができる、全く別々なのか。

人数は3人でやられているということですが、休みも入れれば、それは3人おらんにゃあいけんのかな。そのあたりのところは、どんなですか。

○温品子ども家庭課長

わかば児童館の職員体制でございますが、3人と申しあげましたけれども、通年で従事している職員が、フルタイムとパートタイムの職員が1名ずつ。それに、夏休み、要は子どもの利用が特に多い時期に、期間限定のパートタイム職員が1名の3名で今、運営しているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。

○大田委員

現在、子ども、国においては異次元な少子化対策が数字に来ているというふうに聞いておりますが。各種手当の拡充なども考えているようにもお聞きしておりますが。

予算書の105ページと107ページ、児童手当と児童扶養手当の、それぞれの事業概要とその手当の積算方法を教えてもらいたいんですが。

○温品子ども家庭課長

児童手当と児童扶養手当の、まず概要でございます。

まず、児童手当の概要でございますが、目的は家庭等生活の安定の寄与、また次代の社会を担う児童の健やかな成長と、この辺が目的となっております。児童手当は、支給対象者は中学校卒業までの児童を養育する方となっております。

所得の制限や上限はございますが、先ほども少し申しあげましたけれども、3歳未満までが月額1万5,000円、満3歳から中学校卒業までが月額1万円。

なお、各家庭の18歳までの第3子以降につきましては、1万5,000円を年3回に分けて支給するというようになっております。

児童手当の予算の積算でございますが、3歳未満児の延べ数が、令和4年度予算と比べて461人少ない9,093人、満3歳から中学校卒業児までの延べ数が、令和4年度予算と比べて1,293人少ない4万6,363人。

先ほど少し申しあげました、所得制限のある5,000円の特例給付対象児童が、令和4年度予算と比べて274人少ない2,607人と見込んでいるところで、予算額は6億4,015万円で、前年度に比べて2,189万円の減となっているところでございます。

一方、児童扶養手当のほうでございますが、こちらは、目的は母子の自立の促進であつたり児童福祉の向上ということで、18歳に達する年度の3月末、大体、高校生卒業までになろうかと思っておりますが、児童を養育する独り親家庭や、または、基本的には、父または母が重度の障害の状況にある家庭などを主にターゲットにした手当でございます。

所得制限等ございますが、子ども1人の場合、月額最大4万3,070円を年6回に分け

て支給するというのが、児童扶養手当でございます。

予算の積算でございますけれども、平均支給月額として、令和4年度予算と比べまして305円高い4万2,415円を見込んでおります。

また、支給対象延べ数を令和4年度予算と比べて50人少ない3,720人と見込んでおり、予算額は1億5,778万4,000円で前年度に比べて97万1,000円の減となっているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

児童手当、児童扶養手当、児童扶養手当は独り親家庭が対象で、児童手当に対しては、中学校3年までを一応見ていくようにということでございました。

また、児童手当にして、令和4年度と比べて2,000万円ぐらい減額をされているんですよね。そのところをちょっと教えてほしいんですがね。

○温品子ども家庭課長

児童手当の令和4年度当初と比べての状況でございますが、先ほど少し申し上げましたけれども、少子化の影響で対象児童自体がちょっと減っていておりますので、3歳未満児の延べ数が令和4年度予算時と比べて461人減の691万5,000円の減、満3歳から中学校卒業全児童の延べ数が令和4年度予算と比べて延べ1,293人少なく、1,497万5,000円の減、合わせて約2,000万円ぐらいの減となっているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

人数減でその後が減になったということでございますので、せっかくだからもっと手厚い保障もお願いしたいところと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、予算書の109ページの障害児の保育もあるという観点でやられていると思っておるんですが、障害児保育補助費が載っておるんですが、その補助金の概要を教えてくださいなんですが。109ページ、109ページの真ん中辺ですよね。1,644万4,000円ですかね。そのところをちょっと概要を教えてくださいなんですが。

○温品子ども家庭課長

先ほども少し説明いたしましたけれども、その障害の児童を有する私立保育所等に児童の日常生活に係る経費を補助するというものでございまして、特別児童扶養手当の支給対象となっている児童を保育する場合に1人につき月額9万円の助成金。その他の軽度対象者が1人につき月額4万5,000円の助成ということになっておりまして、600万円の増の理由といたしましては、実人数が13人増えていると。延べでいいますと、156人分が増えて600万円の増となっているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

人数が増えたから600万円減ったというふうに解釈させてもらいました。障害児もいろいろあってやろうから、その手当ちゅうのもいろいろあるじゃろうと思うんですけど、手厚い補助をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、説明資料の44ページであるし、107ページの中ごろですかね。周南里親会助成2万2,000円が載っているんですが、まず、どういう団体なのかちょっと教えてほしいんですね。

○和久子ども相談担当課長

周南里親会につきましては、里親制度の普及や養育に関する研修、里親同士の親睦を深めることなどを目的にした周南児童相談所が管轄する地区、周南市、下松市、光市の3市となりますが、その周南3市の里親さんを会員とする組織ということになっております。

○大田委員

今、周南児童相談所が管理するといつて、親睦会が主であるということですが、会員数といろいろどのぐらいおられるんか。また、光市はどのぐらいおられるんか。また、光市の里親というのはどのぐらいおられるんか教えてほしいんですがね。

○和久子ども相談担当課長

令和4年4月1日現在の会員数になりますが、周南里親会の会員は全部で23里親さんいらっしゃいます。そのうち光市の里親さんは7里親さんということになります。

以上です。

○大田委員

7家族がおられると。ほかの23家族おつて、ほかは下松市と周南市だろうと思うんですが、その7家族分が予算の2万2,000円の根拠になっているんですかね。

○和久子ども相談担当課長

補助金2万2,000円の根拠といたしましては、光市、下松市、周南市、3市で均等割とそれぞれの人口割で算出をされております。

以上です。

○大田委員

均等割と人口割ちゅうことは、周南が10万何ぼで、下松が5万何ぼで、光が4万何ぼのその人口割ちゅうことですか。

○和久子ども相談担当課長

均等割が1万円、人口割につきましては、光市が1万2,000円で、合計で2万2,000円

となっております。

○大田委員

その親睦を目的として、年に何回ぐらい開かれる。

○和久子ども相談担当課長

研修事業、これは令和4年度の事業の計画になりますが、年3回を予定されていたり、親睦については詳細は把握をしておりますが、適宜、実施をされていると把握しております。

それから、普及啓発についても実施されておりますので、こういったことに関しては、10月の児童虐待の防止推進月間であったり、そういった期間を活用して啓発をされているとお聞きしております。

以上です。

○大田委員

それ事業して啓発活動なんかもされた、2万2,000円、3市で約10万円ぐらいじゃろうと思うんですが、えらい少ないなど。もっと補助金を出して、この啓発やら里親制度を設けたらいいんじゃないかと思うんですが。今後もそういうようなところを考えていてもらいたいと思っております。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：田中健康政策担当次長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、何点か質問させていただきます。

まず、令和5年度の光市当初予算の概要の20ページ、母子健康手帳アプリ事業についてお聞きをします。

本事業におきまして、令和4年度から利用開始となっておりますが、現時点でどれぐらいの利用者がいるのかをお示しをください。

○田中健康政策担当次長

利用者についてですが、2月末時点で母子モのアプリをダウンロードし、光市の郵便番号を登録された方が約370人となっております。

○小林委員

状況がよく理解ができました。その上で、いわゆる母子モ、今回のアプリなんです、

この利便性についてももう少し詳しく教えてください。

○田中健康政策担当次長

母子モは、スマートフォン及びパソコン向けの子育て支援アプリサービスで、紙媒体の母子健康手帳の補完的役割として活用していただくものです。

主な機能は4つございます。

1つ目が、母子健康手帳記録サポート。この記録は自分で入力していただくものですが、お父さんとお母さんがそれぞれにアプリをダウンロードし、情報共有を選んで設定していただくことでそれぞれがスマホで入力した育児日記や写真、予防接種歴などの記録を共有することができます。また、予防接種歴などを入力した内容から次の健診や予防接種の実施時期が近づくと、自動でプッシュ通知が届くなどのサービスもあります。

2点目の機能ですが、光市子育て情報の配信及びアンケート機能がございます。現在、月2回程度情報配信を行っているところです。また、アンケート機能は、今後、プラス葉酸、人生最初の1000日応援事業の際に食生活チェックに活用していく予定としております。

3点目の機能としては、AIコンシェルジュによる子育て相談がございます。これは、相談事項を入力すると、すぐそれに対応する子育て支援に関する情報が提供されたり、アドバイス等が表示されるというものです。

4点目の機能として、オンライン相談が受けられます。アプリから申し込むとメールで申し込んでいただくような形になるのですが、日程等の調整後、健康増進課の保健師等と自宅でスマホを通じて育児相談ができるというような機能でございます。

これら4つの機能全てが利便性の向上につながるものと考えています。

○小林委員

まず、利便性として、記録のサポートというところと情報の発信、子育てに関する、そしてAIコンシェルジュを使った相談記録、オンライン相談とか、様々な機能があって、それにより、即、利便性が向上できていることはよく理解ができました。その上で、実際にこの母子モを活用されている方、この利用者の声というのは把握されていまずでしょうか。

○田中健康政策担当次長

実際に活用された方の声としては、妊娠中からの記録ができてよいとか、特に予防接種管理、プッシュ通知が受けられることも含めて大変便利だというような、おおむね、好評の御言葉を頂いています。

○小林委員

私のところにもこの母子モを実際に活用されている人の声というところで行くと、非常にいろんな情報が入ってくるし、あとは、正直、旦那さんを一緒に育児に巻き込むときに活用できているということで非常に好評な声を頂いています。その上で、少し課題

点として、要望としては、実際にこのアプリを活用して、いわゆる登録者からの情報交換とかそういうのができたらいいなという声もあったので、ぜひ今後、検討いただけたらというふうに思います。

もう1つ、例えば、この母子モを登録している方が何かしらの事情で転出をされた場合、その場合、他市でもこのアプリを活用することができるのかという点。この点について教えてください。

○田中健康政策担当次長

母子モはアプリサービスになりますので、御自分で健康手帳記録サポート等で入力した情報とか写真とか情報管理機能はそのままサービスとして活用することができます。

また、転出先で新たにプロフィールの登録で新しい住所地の郵便番号を入力していただくと、今度はその新しい住所地の子育て情報が受け取れるというものになっています。ただし、転出された先の県とか市町が本アプリ機能を導入していない場合は、市町からの情報配信やA I コンシェルジュによる子育て相談、オンライン相談というものは利用できなくなります。

以上です。

○小林委員

情報をよく理解できました。せっかくすごくいい機能なので、光市だけではないですけど、ほかの市にもこういうものが広がっていけばいいなというふうに率直に思いました。

先ほどの質問の中でもお聞きをして、今、実際、370名の方が登録を頂いているという答弁があったと思うんですが。ただ、一方で、この機能を知らなかったよというような人の声も聞いたんですよね。そこで、この母子モのPRの方法、これについて教えてください。

○田中健康政策担当次長

この母子モについては、令和4年の6月から導入したものでございますが、導入した際にあいぱく光とか、市内医療機関、市内保育園、幼稚園等でポスターを掲示していただいています、そのまま掲示していただいていると考えています。

また、今年に入ってですが、もっと啓発を強化しようということで、市内産婦人科医療機関の診療時に新たにチラシを配布していただいたり、妊娠届出時、赤ちゃん訪問時等のチラシ配布で啓発の強化を図っているところでございます。

○小林委員

本当に機会を捉えて、そのタイミングでしっかりPRをしていくというところ、そこに対しても今年度も新たな取組というところもよく理解ができました。こういう御相談が来たときには、ぜひこのアプリがあるよというのを私のほうも推奨していきたいなと思いますので、引き続き、せっかくいい機能ですので、より多くの方が利用できるよう

にPRのほうもやっていただけたらと思います。
以上でございます。

○森戸委員

1点ほどお尋ねをいたします。

5年度予算の概要の23ページですかね。大和地域民間診療所誘致事業について、充実ということで上がっているんですが、この点については、コロナで活動ができなかったので広告を出すと、何紙か広告を出すということで、充実だと理解をいたしました。

例えば、こういった誘致事業に関してなんですが、広告を出す以外にどんな活動をされるのか。もしくはコロナで活動できなかったということであれば、その期間はどんな活動をされていたのか。その辺のところからお願いできたらと思います。

○田中健康政策担当次長

まず広告のところですが、5年度の新規の事業という形になっています。

広告については、見ていただいて、とにかく問い合わせただけのような形で作成したいと考えておりました、QRコードでメールを読み取って、すぐに資料請求していただけるような形で作成したいと考えています。

そういうふうな問合せに、随時、応じるとともに、コロナ禍の中でも同郷会等の機会をとらえて年1回程度、チラシをことづけて配布していただいたり、また、もちろんホームページには常に掲載しておりますので、問合せがあったときには対応できるような形で体制を整えております。

○森戸委員

実際に、例えばでいうと、令和4年度であればどのぐらいの問合せがあったんですか。

○田中健康政策担当次長

令和4年度は問合せはございませんでした。

○森戸委員

この条例自体はいつできて、どのぐらいの今まで問合せがありましたか。

○田中健康政策担当次長

こちらの条例は、平成26年度になりますが、平成27年3月に制定をされています。

今までの問合せ件数といいますのは数件程度という形になっておりますが、いまだ誘致には至っておりません。

○森戸委員

そのような状況ですけど、この誘致事業についての課題といいますか、そちらのほうで捉えられているといいますか、何かあればお示しを頂いたらと思います。

私はこれまでに、この条例に関しては拡大したらどうですかねというような質問をしたことがあるんですけども、なかなか問合せに至らない原因といたしますか、それはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○田中健康政策担当次長

なかなか問合せに至らないというところは、関心を持たれた方が少ないというような形かもしれませんし、コロナ禍になって周知自体がなかなかできなかったという状況もございます。

ただ、先ほども申しましたが、大和民間診療所誘致事業につきましては、令和5年度で平成26年度の誘致条例の制定から9年目を迎えるという形になりますので、今回の広告等の周知活動の強化と合わせて現状の整理もしていきたいと考えているところでございます。

○森戸委員

なかなか、地域での医師の確保もなかなかできないような状況と大和病院の診療科の変遷もいろいろあろうかとは思いますが、大和にない、関連するものでしたね。ないものでしたかね。どちらですかね。すみません。

○田中健康政策担当次長

失われた診療科目でございます。

○森戸委員

失われた診療科目でしたね。診療科目自体のほうもいろんな変遷があろうかとは思いますが、その枠を拡大するのか含めて検討していただけたらと思います。

以上でございます。

○河村委員

119ページの牛島の保健衛生事業ですが、今もう看護師も、病院が持つんかいね、これ。

○田中健康政策担当次長

看護師のほうは市が、直接、雇用しております。

○河村委員

それどこに上がって。

○田中健康政策担当次長

看護師等の雇用の費用につきましては、1行目の医師執務手当等の中に含んでおります。

○河村委員

ごめんなさい、事業内容を説明してほしいんですが。今は医者が週2回だったんか、1回になったんかいね。それから看護師についての執務状況。

○田中健康政策担当次長

牛島診療所は今、毎週土曜日、週1回開所しているということで、年間開所は50日間を予定しております。

診療体制につきましては、光総合病院から派遣、来ていただく医師1名と、看護師は3名の登録看護師がおりますが、そのうちの2名、そして牛島地域で雇用している事務職員1名の4名を基本としております。

○河村委員

その看護師さんの執務状況はどんなんですか。

○田中健康政策担当次長

執務状況につきましては、土曜日に2名と、検査等があるときに週中日に1回、1名が執務をするというような状況でございます。

○河村委員

牛島の看護師さんというのは、同じように週、毎週土曜日だけ。今3人おられて2人出てくるという話と、それから牛島に1人おるといってその話で整理をしてくれると。

○田中健康政策担当次長

看護師は3名のうちの2名が毎週土曜日に執務いたします。また、事務員として牛島にいる方を雇用しております、事務員1名は毎週土曜日に出ていただいております。

○河村委員

一応その医師が1人、それから看護師が2人、事務員が1人の4人ほど毎週土曜日におられると。牛島に常駐の看護師さんがおられるわけじゃないんですね。はい、分かりました。

123ページの予防接種で何かこうやったら接種率が上がるというような、今回、特別なことがありますか。

○田中健康政策担当次長

各種予防接種につきましては、全て個別通知で接種勧奨をしております。

ただ、その中でなかなか接種率が伸びない予防接種というのもございます。接種率がなかなか伸びていない予防接種としては、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種等は接種率が低い状況もありますが、接種率が低い予防接種については、時期を見て再勧奨

のはがきを出すというような形で啓発を強化しているところです。

また、先週土曜日にも実施しましたが、土曜日の子どもの予防接種週間等に併せて、土曜日の相談場所の開設等も実施しているところです。

以上です。

○河村委員

ごめんなさい。土曜日の相談場所というのは、あいぱ一くでやっておられるということなんですか。

○田中健康政策担当次長

先週子ども供予防接種週間に併せて、あいぱ一く光の健康増進課において、土曜日の1日相談場所を設置いたしました。

○河村委員

なかなか自分でも予防接種行かんにゃいけんと思うんですが、なかなかそう動作に出てこないところがあって、何かええチラシとか告知の方法だと思うんですがね、日々考えておられるじゃろうとは思いますがね。御努力をお願いしておきます。

それから129ページの真ん中、食育推進のところ、食生活改善推進員訪問活動委託料ですが、中身は健康教室という話でございました。これ各地区の公民館でやっている健康教室のことを指すんであって、実際に家庭訪問をされているとかそういうことじゃない。

○田中健康政策担当次長

食生活改善推進員の活動の中に、健康増進課で実施した食生活改善推進研修で得た健康上の知識、食育の知識について、お隣さん、御近所さん、また地区の方に啓発していくという訪問対話活動がございます。こちらの委託料につきましては、そういう形で御近所の方や地域の方にチラシ配布等をしていただいた対話訪問と、健康教室の委託料というのが入っております。

○河村委員

内訳を教えてくださいませんか、費目の。

○田中健康政策担当次長

対話訪問につきましては、1件につき100円かける9,500回、健康教室のほうにつきましては、1万円かける7地区となっております。

○河村委員

申し訳ありません。3年度から4年度の実績は分かります。

○田中健康政策担当次長

3年度の実績になります。対話訪問などの個別活動は1万6,363回、健康教室がグループ活動に入っております。322回になっております。

○河村委員

訪問が1万6,363回やったのに、上限で9,500回というセッティングなんですか。

○田中健康政策担当次長

毎回上限を設けさせていただいての委託でございます。

○河村委員

通常は実態に合わせたお金の支払いというのが望ましいと思うんですが、こういうものはその倍近い活動をしなごうというふうな、専門職じゃから意欲の減退ちゆうことはないんじやろういね。

○田中健康政策担当次長

食生活改善推進員さんにつきましては、令和3年度で77人いらっしゃいまして、ボランティアとして活動していただいております。特に、上限回数については申出がございません。

○河村委員

分かりました。できれば実態に見合うぐらいの補正を組んででも支払いをされるほうがやりがいが出てくるのではなごうかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○大田委員

概要書の23ページと41ページと、予算書の123ページと125ページに載ちよると思うんですが、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種委託事業で、2価が4価になり、9価になってから新たにワクチンの接種も開始をするということで、昔、子宮頸がんワクチンでいろいろあったんですが、これがまた新しく出てきたんですが、そのところをもう少し詳しく説明してもらいたいと思うんですが。

○田中健康政策担当次長

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種につきましては、令和4年度から積極的勧奨を再開しております。再開当初から2価、4価ワクチンを医療機関で相談されてから受けられる方が選ばれて、どちらかのワクチンで決められた回数を同じ回数で受けるという形が基本ということで実施してまいりました。2価で始められたら2価ワクチンを3回受ける。4価で始められたら4価ワクチンを3回受けるということでございます。

このたび、9価ワクチンとして、より効果の高いワクチンが4月1日から定期接種に

含まれるということで開始をされます。基本的には、同じワクチンで接種を完了していただくということになります。規定の回数が終わってない方には、2価で始めた、4価で始めたという場合であっても、残りの回数を4月1日以降は9価ワクチンで終えていただくということが可能になるということが示されております。

○大田委員

以前、子宮頸がんワクチンで副作用がいろいろどうのこうのとかがいろいろ噂されて、一時期、休止みたいな感じになっと思ったと思うんで、また、このたび、これが9価で新しくやるようにとこういうふうになったんですが、そののところがちょっと分かりやすく説明してほしいんですがね。

○田中健康政策担当次長

子宮頸がんワクチンにつきましては、定期接種として接種が開始された後に、委員仰せのように積極的勧奨が控えられた時期がございました。それが平成9年から平成17年度生まれの方、女性が積極的勧奨を控えられた時期の方という形になります。

ただ、令和4年度から積極的勧奨は再開されておりますので、今は希望されれば接種ができるという状況の中で、今回、2価、4価に加え、新たに9価も追加されるというような形になるということでございます。

○大田委員

それで125ページに載っちゃう3,000人分ですかね、年を経過したので打っておられる方に対しての補助金が161万6,000円ですかね、載っているんですが。そののところがもう少し詳しく説明してほしいんですがね。

○田中健康政策担当次長

こちらのヒトパピローマウイルス感染症予防接種、子宮頸がん予防接種につきましては、先ほど申しましたように、積極的勧奨を控えていた時期に接種機会を逃したという方が存在するというので、令和4年度に積極的勧奨が再開された折に、国のほうがその積極的勧奨を控えた時期の女性に対して3年間の限定的な措置ではあるんですが、キャッチアップ対象者として規定の年齢が過ぎても接種ができますよという制度をつくりました。ただし、125ページに載っておりますこの補助金につきましては、積極的勧奨が控えられたときに、定期接種の対象は高校1年生までなんです。例えば高校1年生までに接種を悩んでやはり受けたいというので二十歳で接種を受けられたとかいう方もいらっしゃる状況です。そういう方々に対して、もう既に受けられた接種費用を補助、助成金という形で補助するというような形の事業がヒトパピローマウイルス感染症予防接種費補助金です。こちらは、30人の申請を見込んで予算計上をしております。30人の3回接種分ということで予算計上をしております。

○大田委員

それは先に受けられた方、今から受けられる方。

○田中健康政策担当次長

もう受けられた方という形で領収書等も添付していただき、申請していただくような形になっております。

○大田委員

それは申請、それともこっちから問合せ。

○田中健康政策担当次長

こちらの事業については令和4年度から開始しておりますが、開始した折に、対象者の方にはこういう制度が始まりましたという個別通知で御案内を差し上げております。その上で御本人さんのほうから申請をしていただくという形になっております。

○大田委員

それが30人分、申請があったという感触になるんですね。

○田中健康政策担当次長

令和5年度は30人分で3回の接種分を予算に計上しているところでございます。

○大田委員

だから、こっち側から向こうのほうにできますよ言うてから、申請、こっちから問いかけて申請をされた方が30人分ということになるわけでしょう。

○田中健康政策担当次長

30人を見込んでおりますが、実際の実績はどのような形になるかはちょっと、今時点では不明でございます。

○大田委員

まだ完全に30人分とは決まっていなくて、28人かも33人かも分からないということ。一応予算としては、その申請が30人分くらい来るじゃろうという予想なので。はい、分かりました。しっかり対応してもらいたいと思っております。

それから、予算書の123ページと概要書の41ページに新型コロナワクチン接種事業として3億8,068万5,000円の、たしか、5,000人分を計上しちよつたと思うんですが。そのところ、6か月延長して、高齢者がまず対象にされるようにというふうな説明じゃったんですが、もう一遍、お願いしたいと思うんですが。

○田中健康政策担当次長

令和5年度のこのたびの当初予算につきましては、令和4年秋開始接種を受けていな

い者のうち5,000人を接種対象者と見込んで、6か月分の予算を計上しております。

こういうふうな予算計上になったという点でございますが、こちらは、予算編成の折に、まだ国において詳細が示されていなかったために、そういう形で見込んで予算を計上しているという形になります。

ただし、国においては2月上旬から、審議会において令和5年度の新型コロナウイルスワクチンの接種についての本格的な協議が始まっております。昨日の審議会で令和5年度の方針がほぼ決定しております。

令和5年度の方針につきましては、1年間は現行の特例臨時接種として国が費用負担し実施期間を延長すること、高齢者等重症化リスク等のあるものを対象とした5月開始の春夏接種及び初回接種を終了した5歳以上の全ての者を対象とした9月開始の秋冬接種の2回を実施する方針が示されたところでございます。

なお、令和5年5月開始の春夏接種は、令和4年秋開始接種に使用したオミクロン株対応ワクチン2価ワクチンを基本として接種することが決まっておりますが、令和5年9月開始の秋冬接種のワクチンについては、現在は未定で、今後、検討されるということになっております。

こちらの予算につきましては、当初予算には計上しておりませんので、国のほうで昨日方向性が示され、明日自治体説明会が開催予定となっておりますことから、早い時期に補正対応いたしまして、適切に対応していきたいと考えているところです。

○大田委員

これに載っているのも10分の10国予算で、プラスそれが補正予算で載ってくる可能性があるということ。

○田中健康政策担当次長

令和5年度の1年間の接種につきましても、国10分の10で継続される旨が決定しております。

○大田委員

だから、次の9月の。

○田中健康政策担当次長

現行の予算に計上している部分、令和4年秋開始接種の接種残しの方については、令和5年4月末まで接種が可能ということも併せて昨日示されましたので、令和5年度に入って受けられた場合も10分の10の公費負担となります。併せて、新たに決まりました2回の接種につきましても10分の10国負担となっております。

○大田委員

しっかり皆さんに啓発をされて、100%はいかないかも分かりませんが、100%の接種ワクチンをお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

概要書で13と41ページで、多分、予算書では129ページにあると思うんですが、プラス葉酸☆人生最初の1000日応援事業ということで、たしか、この未熟児用療育医療給付費になるんじゃないかなと思うんですが、それで1,000日間のために口から入れる葉酸になるんじゃないかなと思うんですが、これちょっと概要書と予算書が分かりにくいんですね。分かりやすいように、今度、書いてもらいたいと思うんです。ここの説明、もう一遍、お願いします。

○田中健康政策担当次長

予算概要書の41ページの下から4段目のプラス葉酸人生最初の1,000日応援事業の38万5,000円につきましては、予算書の129ページの食育推進事業の2行目の消耗品の中にサブリ700個分の費用として、この74万2,000円の中に入っているという形のものでございます。

○大田委員

口から葉酸を入れてからして、要するに、せっかく目玉事業として書いちゃってんだから、予算書を見てもすぐ分かるように書いてほしいんです。今みたいに勘違いすることがあるから。要するに、先ほどの同僚議員が言った大和地域の民間診療所誘致事業においても、多分125ページの中の一般保健事業の中の4項目か5項目に分かれて、がっとならしてあるようなことを言われたんですが、去年よりも増額されて、広告費やら出してやろうとされているんだとしたら、せっかくここに書いてあるんだとしたら、予算書にもこういうふうになりよるなというふうに分かるように今後は書いてほしいんですが、どうでしょうか。

○田中健康政策担当次長

予算書の中事業につきましては、事業の目的ごとにまとめておりまして、プラス葉酸☆人生最初の1,000日応援事業につきましては、食育推進の目的ということで、消耗品の部分をこちらに記載をさせていただいているところです。

また、大和民間診療所誘致の経費につきましては、一般保健事業のところ、目的には医療関係の事業をまとめておりまして、そちらのほうにまとめているところですが、予算書に大和民間診療所誘致という言葉が出てきてはいないのですが、目的ごとにまとめているということで、御理解をいただければと思います。

○大田委員

初めごろは書いてあったんですね。最初の平成8年ぐらい前、7年ぐらい前には確か書いてあったと思ったんです。民間診療所の委託で36万円とか書いてあったんですが、今回は書いていないから、あれと思ったんですが、分かりやすく、この次から書いてくださいますようお願いいたします。

それから、概要書の41ページの出産・子育てしっかりサポート★ひかりで3,240万円がついておるんですが、その説明、多分、予算書の129ページに入っていると思うんで

すが、そのこのところをも一遍説明してもらいたいんです。

○委員長

大田委員、これは子ども家庭課ですので、次にまとめてお願いいたします。

○大田委員

分かりました。そういうふうには、分かりにくいから、今度はしっかりと予算書と合わせるようにしてください。終わります。

○笹井委員

123ページのコロナワクチンについて、先ほど説明でおおむね理解はしましたけど、ちょっと分からないところがありますので聞きます。予算書は見込みで6か月分計上されたというのは分かりまして、高齢者とか重症リスクのある方は5月から今のまま継続で打つということですが、これはまた案内が来てから打つという今までの流れの継続ということでしょうか。そして、高齢者とか重症リスクのない若い方とか、あるいは5歳以上の子どもとかについては、秋まで打たなくていいということなのでしょうか。

○田中健康政策担当次長

高齢者の来年度のワクチン接種ということでございますが、高齢者は令和4年度までに、秋開始接種で5回接種の機会がございました。来年度に入ってから5月開始の春夏接種につきましては、また新たに6回目として行われますので、個別通知を出していきたいと考えております。それから、小児の接種のお問合せですが、小児の接種については、実は昨日の審議会でも、5歳以上11歳以下の小児に対する3回目、4回目の追加接種について、新たな小児のオミクロン対応2価ワクチンの接種が、3月8日、本日より開始されることが昨日示されております。この新たな2価ワクチンにつきましては、小児のワクチンは成人のワクチンと違っていて、まだオミクロン対応ワクチンが薬事承認されていなかったのですが、2月28日に小児用のファイザー社のオミクロン対応2価ワクチンが薬事承認されまして、それが今後使われるということになっております。こちらにつきましては、今日からということですが、昨日示されたことでもありますので、早速、昨日から準備には入っておりますが、本市では春休み前の3月下旬に開始できるように、至急準備を進めているところでございます。こちらでも個別の案内は差し上げたいと考えております。

○笹井委員

分かりました。予算は見込みで計上するけど、現場というか全国的な扱いで国の通知がつい直近で出たということですので、それはまた追々案内もあると期待しています。

今までのワクチン接種で、メーカーで言えばファイザー、モデルナ、いつときアストラゼネカ、それからノババックスも承認されたと。光市内の工場でも作っています。こ

れを選ぶときは市のメニューで選べるようになっていたと思うんですけど、ただ、ノバボックスは市内では結局打てなかったんですが、今後もこの状況は変わらないんでしょうか。

○田中健康政策担当次長

武田社製のノバボックスにつきましては、市内では光総合病院で接種の機会を今も設けているところですが、こちら昨日、また変わりました。今までは18歳以上の方が接種できるというところが、12歳以上が接種できるように変わりましたので、そちらの周知も至急図りたいと思います。

○笹井委員

分かりました。これも日々変わるので、私も自分が打ったときの状況しか把握していなかったんで、今そういう状態ということであれば、今後も自分の番が来たときには、また選びたいと思いますし、当然、ホームページとか案内は最新の状況がアップされると思いますので、周知のほうをよろしく願いいたします。終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

せっかく今の介護保健施設の民営化準備室長さんがおいでになっているので、今の状況を説明してもらっていいですか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

現状、優先交渉権者を設定しまして、現在、相手先とお会いして、お話を、まだ1回、2回ですけれども、させていただいたというところです。

○河村委員

職員の方に聞き取り調査をやられたということでもいいんですか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

職員の方には準備室としてそういった聞き取り調査はしておりません。職員は病院局の職員ですので、病院局にて行われるものと考えております。

○河村委員

相手のある話を、まだしよるわけね。できるだけ細かい、相手に対して事前契約ということではないんですが、しっかりと枠をはめていただいて、それでも、ある意味で口約束みたいなものだから、なかなか何年も継続するということが難しいんだろうと思います。しっかりと枠をはめてもらったらと思います。

ちなみにちょっと聞くんですが、この間、病院のところで計算していなかったんです

けど、退職金というのは、今、想定されている金額がありますか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

退職金につきましても、病院局で退職をいたしますので、病院局のほうは金額ははじくことになろうかと思えます。退職数につきましても、まだ何人退職するというのは決まっていますし、まだ相手先とも交渉中というところもありますので、そこまで病院局のほうでは事務は進んでいないものと思っております。

○河村委員

退職者数が問題じゃなくて、今のまほろばの会計を閉鎖するというところで、帳簿的には、まほろばとして清算せんにゃいけん。その辺りの計算がされているのかなと思ったのですが、それはないのか。アバウトな……。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

帳簿的な計算というのが、まほろばの予算の予定では、確か1,800万円くらいの現金が残るというようなことだったと思うんですけど、これもまだ譲渡が決まっておきませんので、まだ決まっていないというところで予算はつくられていると思えます。予定では6年4月1日ということになっていきますけど、もし仮に4月1日となった場合には1,800万円の現金が残ることになりますが、退職者が何人おられるか分からない、何とも言えないですけども、この金額では多分足りないと思えますので、一般会計のほうで負担していくということになろうかと思っております。

○河村委員

そのとおりの話だったんですが、現金が1,500万円くらいですが、今、退職金の積立では1億4,000万円くらいあることになっている。実際には1,500万円しかないけど。それに確か割増が5割増とか、そういうふうな計算方法だったと思うので、最終的には、例えば病院のほうへ移動したら、病院を辞めるとき以外には退職金の清算はしないということであったので、部署の配置替えでは退職金についてはやらないと。だから、普通、大卒の想定数字ぐらいいは持っておいてもいいかなと思いましたが、何かの参考にしてください。

以上です。

○大田委員

せっかくここに書いてあるんだからお聞きしようと思うんですが、本施設が抱える様々な課題を解消しという、様々な課題というのはどんなものですか。13ページ。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

まほろばが抱える課題について、経営する立場でもない市長部局が回答するべきかどうかは分からないところなんですけれども、様々な課題というのは、サービスの維持、

まほろば介護保健施設の継続的な運営をしていくことができるかどうかというところだと思います。現状は基準外の繰入れを行いながら、何とか経営している状況ですけれども、これが継続的に一般会計が負担していくということがなかなか難しいので、安定的、継続的に運営していくために民間譲渡を行うものというふうを考えております。

○吉本副市長

当初予算（案）の概要資料に記載している内容は、1年前に、この施設を民間譲渡によって再生していく方針を示したときの文書です。ですから、この様々な課題というのは、おととしの12月、昨年3月、これまでも委員さんに何度も説明をさせていただきましたけれども、この施設運営に係る様々な課題、これを解消するためには、この施設を民間譲渡によってやっていくしかないんだと、そのときも断腸の思いだというふうに私も説明をさせてもらいましたけれども、そういったことで、今回、この文書が入っているわけでございます。ですから、もともと民間譲渡に至るまでの決断に至った内容でございます。1年前に、病院局がこの委員会でお示しした資料を、もし今お持ちであれば、そこを確認いただいたら一番分かりやすいかなと思います。

以上です。

○大田委員

だからそれを解消して、より質の高いサービスをするためと。それは民間譲渡すればできると。

○吉本副市長

1年前も何回もやり取りをさせてもらったのですが、ちょっと読み上げましょう。

○大田委員

どうぞ。

○吉本副市長

本施設における様々な課題を解消し、将来にわたって安定的かつ効率的な運営ができる施設として再生するためには、本施設の民間活力の導入の手法として、民間事業者への譲渡が最善の方法である。これにより、民間事業者の経営ノウハウを幅広く活用した安定的かつ効率的な施設運営への転換が期待できるとともに、介護サービスを求める人々が安心して本施設を利用することができ、より質の高いサービスを受けることができるものと考えている。こういったことを期待して、光市として、そういう決断を1年前にしたところですが。昨年の4月から、福祉保健部内に組織として準備室を設けて、粛々と民間譲渡に向けての準備を進めて、やっと昨年の12月1日に公募をして、年が明けて、応募者がいたから、今回、ようやく優先交渉権者を選定するに至ったといった状況です。

○大田委員

今、言われたように、様々な問題を解消してと、その具体的な例を挙げておられないじゃないですか。

○吉本副市長

1年前に出した資料に、本施設の運営上の課題、これをもう1回申し上げますよ。

1つは利用者の確保。

それから2点目として、介護サービスの向上。

それから3点目として、効率的な職員体制の構築。

4点目として、この中に2つ上げているのですが、財政の健全化。その財政の健全化の中に、1つは運転資金の確保、それから給与費比率の適正化。

5点目が施設規模と老朽化対策。

そういった課題を1年前の資料でお示しをして、丁寧に説明をさせていただいたところです。

以上です。

○大田委員

だから、そのときにいろいろお聞きしたでしょう。運転資金ができないというのは平成30年だったかな、住宅機能強化加算をやったから、そういうのが問題になったんじゃないかとお聞きしたことがありますよね。それを解消したらどうかと、こちら側から提案したことがあります。それは解消しないとかいうあれだったのですが。そういうふうに解消できるところを解消しないで、そのままいったわけでしょう。

○市川市長

端的に申しますと、様々な課題の中で、一番が、このままあそこをやっていくことによって基準外の繰出しをしなければならぬ。そうすることによって、毎年、約1億円ずつやらなきゃいけないというのは、誰が見たって分かるわけです。今のシステムからいうと、やはり職員給与を下げることはできないし、そういうことを考えてみると、誰がどうやってもこれは正常な運営ができない。そういうことによって、これは民間活力を利用することによって、民間に任すことによって、今までの課題を解決する。これで私は苦渋の決断をしたというふうに言ったわけです。とにかく、今は民間の活力を活用することによって、今まで私たちがうずうずしてきた、そういう課題を解決してもらい、することができる、こういう思いを持って、私は民間に譲渡する、これが一番であるというふうに今まで申してきたわけでありませう。

以上であります。

○大田委員

私が言ったようなのをしたら、その課題も解決したんだろうと、私は思っているから。だから、それで言わせてもらっただけであって。その課題を解決するために、民間のよ

り質の高いサービスを入れるとか言われたんです。様々な課題を解消といたら、様々な課題とはどういうことかとお聞きしただけです。様々な課題を市のほうでは、よう解消できなかったわけでしょう。

○市川市長

課題が解決できなかったです。だから民間活力を利用する。様々な委員の皆さんから様々な提案をしていただきました。それがほとんど解決に至らなかった、できなかったというのは、特に私たちの努力が足りないと思ったら、それは甘んじて受けるほかはないというふうに私は思っています。しかしながら、これは課題を民間活力によって解決できる。これは、私は今、確信をしているところでありますので、ぜひ、そういう民間の、先ほど委員さんからも言われましたが、様々な一つの交渉もあることでありますし、これをうまく来年の4月1日に向けて、やはり努力していかなければいけない。こういう決意を私は持っているところであります。

以上であります。

○大田委員

そういう決意を持たれるのは、それはいいですよ。だからその解消に向けて、本当言うたら、市で解決してほしかったわけです。それができないから、民間に譲渡する方向に向けられたとされているんです。

○吉本副市長

委員さん、何で1年前に時間を戻されるのか。そこが私は全く理解できないんですが、1年前に、市としてそういうふうな決断に至ったという説明をいたしましたし、その後、議会の一般質問でも、委員さんから何回も御質問いただいて、担当部長のほうから丁寧に説明をさせていただいていると思います。それを時間が戻ったかのような発言を、私どもお聞きするので、大変残念です。ただ、我々は、そういうふうに決めたことに基づいて、今からそういう課題を解消して、明るい未来に向けて、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。それから、1年前の資料をもう1回御確認をいただいたら、よくお分かりになると思うんですが、特に最終ページ、今後の方向性、ここにしっかり書き込んでおりますので、そういったことで、今から市としてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○大田委員

だから、様々な解消をしと言うから、それはどねえなのじゃったかというのをお聞きしただけじゃないですか。これが1年前に戻るとは一つも思っていないですよ。

○委員長

大田委員、もう首長の判断で決められたので、この責任は、もうあちらにあるわけな

ので、この後は、もうこれを致し方なく受けるしかない。それで行くべきだと思うんですけど、まだあれば。大田委員。

○大田委員

私は1年前に戻るとは一つも言ってない。様々な問題を解消しと、ここに書いてあるから、様々な問題とはどういう問題があったのかとお聞きしただけ。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第3号 令和5年度光市介護保険特別会計予算

説 明：加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

59ページの地域自立生活支援事業、580台と。これは何を指すのか。もう1回説明をお願いします。

○加川福祉保健部次長

地域自立生活支援事業のところで、580台ということにつきましては、上から3番目の緊急通報装置設置等業務委託料でございます。

○河村委員

あれは市がやりよるのか。ちょっと制度を言ってくれるか。

○加川福祉保健部次長

緊急通報装置につきましては、まず申込みのところから御説明をいたしますと、申込みにつきましては、各民生委員さんを通じて申込みがされます。まず対象者でございますけれども、おおむね65歳以上の虚弱な独り暮らし高齢者。それから独り暮らしの重度心身障害者。それから65歳以上の虚弱な高齢者及び重度心身障害者のみの世帯としております。申込みをいただいた後に、業者委託により装置を設置するわけでございますけれども、緊急時にボタンを押せばコールセンターに連絡が行き、そこから消防等、それから事前に御連絡をいただいております親族と関係者の方に御連絡が行くというものでございます。

○河村委員

コールセンターに行くというのは、普通、首から下げるものだったよね。あれだったら携帯と同じようにかけることも可能なのか。

○加川福祉保健部次長

電話機のボタンを押せば連絡が行くというものもありますし、そういったペンダントのものも支給しています。

○河村委員

この間、知らん人がおられて、緊急通報と同時に自分でも使えるよというような話をさせてもらったんですが、もうちょっとそういう独居な方に対する案内といいますか、そういうものがあってもいいような気がする。民生委員だけに任せているということではないとは思いますが、その辺りのところは告知、啓発については工夫をしてください。以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

4 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第1号 令和5年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：萬治商工観光課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、質問させていただきます。

光市の当初予算の案の概要15ページ、予算書167ページ、「光に住んで、働こうやー！」支援事業についてお聞きをします。

日本の経済というところは、緩やかな景気回復基調が維持されている一方で、世界的な原材料価格の高騰や円安などによって、市民の漠然とした不安は高まっています。

本市においては、「光に住んで、働こうやー！」支援事業というところを、この令和5年度からスタートするということで、知名度向上や、ブランド化、人材力の向上につながる研修、そして市内での社員寮の借上げに対する補助制度を創設するとございますが、先ほどの説明の中でも触れていただきまして、例えば、人材力の向上、先ほどリスキリングというキーワードが出てきましたが、具体的などのような取組を考えているのかということをお教えください。

○萬治商工観光課長

それでは、「光に住んで、働こうやー！」支援事業のうち、人材定着定住支援補助金の取組について御説明します。

この補助金は、デジタル人材など時代の潮流に即した従業員の育成や、本市への定住促進に資する取組に対して補助を行うもので、例えば、人材力の向上につながる従業員のリスクリングに要する経費や、従業員に定着につながるその他の研修への参加、開催経費を想定しております。

さらに、この中では、社員寮の借上げに要する経費などに対しても補助をすることとしており、補助率2分の1の助成を考えております。

上限額は、人材育成に資する研修等経費は30万円、社員寮の借上げは、50万円を考えているところです。

以上です。

○小林委員

では、今回「光に住んで、働こうやー！」支援事業というところで、これをやるに当たっての背景というか、中小企業抱えている課題、本市に登記がある中小企業抱えている課題、これをどのように捉えているのかというところを教えてください。

○萬治商工観光課長

業種や業態ごと様々な課題を抱えておられると思いますが、「光に住んで、働こうやー！」支援事業に予算計上したように、本市の中小企業においては、やはり人材不足が大きな課題となっていると認識をしており、商工会議所からも、強くお聞きしているところでございます。

また、中小企業に限らないと思いますが、電気料金の高騰や物価高騰をはじめ、また、それらに伴う価格転嫁といった課題、さらには、アフターコロナに向けて事業をどのように継続・発展していくかといったことも課題であると認識しております。

このほか、事業者によって程度の差はあると思いますが、DXやデジタル化、グリーン化など、社会変革への対応も課題であろうかと思っております。

以上でございます。

○小林委員

人材不足、そして物価高騰による、もろもろな課題、そしてDXといったところのキーワード出てきました。その点について、はい、理解ができました。

それでは、もう少しだけ、例えば、中小企業の行政に対する、今、課題というところを触れていただきましたが、例えば、ニーズというか、この点については、どのような把握をされていますか。

○萬治商工観光課長

先ほどお答えした課題の裏返しになりますが、人材不足に対応するための人材の確保、

育成、定着に対する支援、物価高騰、価格転換など、昨今の様々な情勢を踏まえた事業継続や、発展に向けた支援を求めるニーズがあるものと認識をしております。

以上です。

○小林委員

引き続きそういう課題とニーズということをしっかりと把握をされているというところで、やはりしっかりと関係団体のほうと密に連携をしながら、今後も対応していただけたらというふうに思います。

最後に、この事業をしっかりと市全体にPRをする上で、周知の方法、この点について教えていただいてよろしいでしょうか。

○萬治商工観光課長

市の広報やホームページ、メール配信サービスなどの一般的な周知、商工会議所や商工会、ハローワークを通じた事業者への周知、さらには、事業者と接する様々な機会を通して積極的に周知を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○小林委員

様々な機会を通じて、本事業の周知というところを従来の方法に加えてやっていただけるということで、安心をしました。ぜひですね、今年度始める事業ではございますし、より多くの中小企業の方がそれを知っていただいて、必要に応じて使っていただく、こういうことが非常に重要になってきますので、PRのほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○田中委員

すみません、ちょっと関連してくるところだと思うんですが、予算書の167ページのインターンシップ促進補助金というものがあって、先ほど御説明の中で、要件緩和というようなキーワードも出ていましたけど、来年度、どのように取り組むのかをお聞かせいただけたらと思います。

○萬治商工観光課長

インターンシップ促進補助金は、今年度から実施している事業ですが、学生の市内就職の選択肢を広げるとともに、人材不足に直面する事業者が学生に自社をPRする機会づくりを後押しし、将来的な地元就職の促進や、離職の防止等をつなげるために学生のインターンシップを受け入れる事業者を支援する補助金で、今、学生1人受入れにつき、1万円、1事業者当たり上限10万円で実施しております。

これまでは、山口県インターンシップ推進協議会を通じたインターンシップを対象に限定してきておりましたが、より使いやすい制度となるように、5年度は、対象要件の緩和を考えており、例えば、大手の就職・インターンシップのマッチングサイトを通じ

たものや、直接、事業者と大学等がやり取りをして結びついたインターンシップ等にも広げることを検討しております。

以上でございます。

○田中委員

今、御説明をいただいて、令和4年度を取り組んできた中で、課題というものが見えていたと思います。というのが、経済部所管なので、企業に対してのPRという部分を重点置かれて、4年度取り組まれていたんですけど、そもそもが、これ自体が、学生がインターンシップに手を挙げていただかないと、企業側の受入れもないというところで、それは委員会のほうでも指摘があったかと思うんですが、県の流れのあった中で、今回は拡充で、大手マッチングサイト、大学との連携ということもございしますが、高校生の就職も含めて、生徒たちに、いかに地元企業に興味を持っていただくか、手を挙げていただくかということで、5年度、どのように取り組まれるのかをお聞かせいただけたらと思います。

○萬治商工観光課長

周知が大事だと思いますので、これまでも県の協議会に加盟している事業者には個別に周知をしておりますし、今年の「はたちの集い」では、この制度をお知らせするチラシを配布しております。

このような、いろいろな機会を捉えて、周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○田中委員

はい、分かりました。「はたちの集い」で取り組まれているということだったんですが、大学との連携というお話もありましたが、市内高校2つありますし、市内から市外に通っている高校生、そして高校があることによって、御縁が生まれて、光市に通っている学生というのがあって、それは御縁で光市に就職をしていただける機会にもなってくるかと思うんですけど、そういった意味での高校へのPR等はどのように考えられているかをお聞かせいただけたらと思います。

○萬治商工観光課長

今のところ、この制度は、高校生を対象にしておらず、大学生等になっていますので、高校生のことは今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○田中委員

分かりました。高校生は今回対象にしてないということで理解しました。

大学生に向けて、周南公立大学等、すごい、今、人気があるみたいですので、連携の中で積極的に取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、予算書の165ページの下のほうですね。

商工業振興費の周南地域地場産業振興センター負担金ということで説明いただきました。これ、3市1町で持ち合いだと思いましたが、負担割合を少し聞かせていただけたらと思います。

○萬治商工観光課長

地場産業振興センターへの負担金は、構成団体である光市、周南市、下松市及び田布施町の3市1町で負担しております。センター全体の予算規模は5年度で約9,400万円で、センターの自主財源である施設使用料や受託事業収入を除いた8,089万円が市町負担となっています。

負担割合は、設置所在地である周南市が多く負担する仕組みで、まず、市町負担額の2分の1を周南市が負担し、残りを周南市が70.3%、下松市が13.61%、光市が13.22%、田布施町が2.87%負担することとし、本市は534万6,000円負担しています。

以上です。

○田中委員

はい、分かりました。これ、持ち合いで持っているのですね、ここをいかに活用していくのか、負担割合はそれぞれの市町で違うんですけど、いかに光市の事業者さんたちに手を挙げていただいて活用していくかというところは、持ち合いの、パーセントでの制限は受けてないと思うので、どういったふうに取り組んでいくのかが重要になるかと思うんですが、今までの取り組み、そして5年度、どう活用していくのかというところをお聞かせいただけたらと思います。

○萬治商工観光課長

センターの役割は、周南地域の地場産業の振興にあります。

中小企業等総合支援事業として、ものづくり支援、人づくり支援、ネットワークづくり支援の3つを柱に実施をされており、特に、ものづくり支援の周南サポート事業では、商品の試作研究、事業化・商品化、販路拡大・販売促進の3部門で支援や補助を行い、ものづくりに係る調査研究から、試作、事業化、PRまでを支援されています。

事業効果としては、市内事業者も30年度から4年度までの5年間で17事業者が支援を受けており、今年度も数事業者が支援を受けていると聞いております。

支援を受けた商品の中には売上げが好調なものもあると聞いていますし、また、周南ものづくりブランドという認定をされており、光市の事業者は過去から4年度まで累計で19品認定を受けております。

このように、センターでは、経験が豊富な職員によるものづくりへの支援が受けられることから、市内事業者等から相談を受けた際にはセンターにつなぐなど活用していきたいと思っております。

また、周南サポート事業は、募集が5月ぐらいから始まりますので、チラシの窓口設置や市のホームページで周知する等、しっかりPRしてまいりたいと思っております。

以上です。

○田中委員

詳細、ありがとうございます。光のほうでも、ブランド創出事業とか、特産品販路開拓補助金ということで取組がありますが、この地場産のほうはですね、早くからブランド化とか販路、そして事業者同士のマッチング等もやってですね、商品開発に取り組んでおりますので、うまいこと光ブランドでいうと光市内の視野になりがちなんですけど、広い範囲で光のものをつくっていくというところで連携していけばですね、将来的に広がっていく可能性も大きくなってくると思いますので、事業者にも、しっかりお知らせしながら、連携して取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上になります。

○森戸委員

今の先行委員の話の流れの中で、ふと思ったので聞いてみるんですが、例えば、これまでに認定された、ものづくりブランドですか、幾つかあると思うんですけども、例えば、そういった部分は、どこかにまとめて掲載をされているんですか。例えば、市のホームページの中から、そこに、きちんとたどり着けるであるとか。というのが、以前は市役所の現課のところでも光市の産品等を陳列していたわけなんですけれども、そういうのを撤去して、デジタルの時代になりましたから、こういう流れなんだろうと思うんですが、その辺はいかがですか。

○萬治商工観光課長

市のものづくりブランド認定品は、直接、市のホームページに掲載しておりません。地場産業振興センターのホームページに掲載しておりますので、そこにたどり着くような工夫をしたいと思っております。

以上です。

○森戸委員

もう十数年前に地場産に行ったときに開発された商品等は、店頭ではお見かけするので、その成果は出ていると思いますので、その認識というのが恐らくないと思いますので、消費者のほうにはですね、せっかくお金をかけてやってきている商品ですので、今後のことも含めてですね、分かるような形をぜひ取っていただけたらと思います。

それと、「光に住んで、働こうやー！」支援事業についてなんですけど、これはちょっと重なるところもあるかと思いますが、お聞かせいただけたらと思います。

概要の15ページですけど、ここに書いてあるとおりでとは思いますが、5年度はこういうことをやるというような書き方なので、全体としては、光に住んで働こうやというこの選択肢が恐らくたくさんあって、5年度はこれをやるというふうなことだろうと思うんですが、5年度はこれで、ほかにも、何かまた今後出てくるとか、そういうふう

な何らかの危機感を持って、この政策をやろうというふうにとどり着いたのか、その辺の背景が分かれば教えていただけたらと思います。

というのがですね、この前、高校生議会でもですね、卒業して光市で働いていこうみたいなところの手は挙がらなかったわけですので、すごく危機感を持っていますので、そういう質問をしてみた次第です。

○萬治商工観光課長

ここ数年間、商品券事業等、コロナに対する経済対策に特化し、実施してきましたが、コロナの感染症上の位置づけの移行も見込まれる中、緊急的、一時的な経済対策から、中小企業等が抱える課題に対し、腰を据えて継続的に取り組む施策にシフトしていく必要があると考えました。

例えば、新産業団地や地域課題に対応する事業進出への支援などございますが、喫緊の課題である中小企業等の人材の確保・育成への支援がまさにそれに当たると考えております。

一般的に中小企業等の人材不足は、人口減少、生産年齢人口の減少や、知名度の不足から求職が大企業に偏りがちなことなどに原因があると思いますが、これは本市においても例外ではないと認識しております。

先ほど申し上げましたが、会議所からも、人材不足に課題を抱える事業所が多くあるということをお聞きしておりますし、そういった御要望をいただいたところでございます。

とりわけ、若手人材の採用に御苦労されている状況と伺っており、本事業に対する一定のニーズがあるものと考え、企業を知ってもらうことから始まり、インターンシップで就業体験し、就業した後には本市に住んでもらって働き続けられるよう、従業員を育成する取組をセットで支援できる事業を提案したものでございます。

6年度以降のことを具体的に何か想定しているわけではありませんが、まずは、この5年度の事業をしっかりとやって、実績や効果などを考えて、さらにその先のことは、今後の検討課題と考えています。

以上です。

○森戸委員

例えば、インターンシップ自体は、大卒、大学生ということであろうかと思うんですけど、基本的には大手企業以外の中小企業がありますよね。そこで求められる人材というのは、例えば、高校卒業された方なのか、大学を卒業された方なのか、その辺の部分の分析というのは、されておられるんですか。

○萬治商工観光課長

大学生か高校生かという分析はしておりませんが、インターンシップ促進事業は、インターンシップの県の協議会を通じてのものなので、大学生等に限定しましたが、ほかの事業については、対象は大学生、高校生に区別はなく事業所が実施できるものとなっ

ています。

○森戸委員

分かりました。小学校とか中学校では、光市内の中ですけれど、キャリア教育というのがあって、将来どういう仕事に就くかということで、実際に現地現場で働いてみてということをやられているわけなんですけれども、それは光市の市役所の管轄の中の話なんですけれども、そういうキャリア教育自体は、高校とかそういうふうな段階でもあるんですか。というのが、そこがどうなるかによって、市外に出ていかずに光市に決めるというところのポイントになってくるような気がするんですが、その辺のところはどう思いますか。

○萬治商工観光課長

高校生に対する具体的なキャリア教育を把握しておりませんが、市の事業でいうと、「雇用の日」メッセージフェアでは、中学生を対象に、働くことの意義や働きがい等を市内事業者の方から発表いただくキャリア教育には取り組んでおります。

以上です。

○芳岡経済部長

若干補足をさせていただきます。

今、高校生に対するキャリア教育ということでお尋ねがありましたが、中学生のように、キャリア教育を中学2年生の期間で行うような形ではございませんが、商工会議所の工業部会さんが市内の高校に出向いて、経営者の皆さんが自分たちの会社の魅力や求める人材、会社に入ってから苦勞ややりがい等をお話させていただく場を持っております。

また、会議所の青年部さんが、今年度、学校に出向かれ、自分たちの仕事の取組等を生徒に直接お話する機会を設けさせていただいております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。とはいえですね、一旦、大学生になって、この光市を出ていくと、私らの時代もそうでしたので、なかなかですね、地元に行かなくなるといいますかね、募集自体も、学校に来る、大学のほうにも来るわけですから、いろんな就職の資料がたくさん来ていましたから、その中で光を選んで働こうという、たどり着くのはとても厳しい状況にあるのかなと思いますので、私は今、商工会議所の取組のような形も、連携をしながらですね、そこも充実させながら、大学のインターンシップも、という、相乗効果が出るようにやっていただきたいと思います。

私は、ポイントとしては、やはり、高校のところにあるのかなというふうに今聞いていて思いました。

今回、昨年、インターンシップ自体は、予算は少なくしているんですが、その少なく

した理由というのは何だったんですかね。

○萬治商工観光課長

令和4年度は、インターンシップ促進補助金として20事業所分、200万円を計上しておりました。令和5年度は中小企業等人材確保・育成・定着支援事業、「光に住んで、働こうやー！」支援事業に組み込みました。

「光に住んで、働こうやー！」支援事業の3つの補助金は、いずれも10事業所分を基本に考えていましたが、このインターンシップ促進事業は今年度からの継続事業であることや他の補助金と異なり、対象を中小企業に限定していないことから、10事業所分にプラス分を見込んで12事業所分としております。

結果的に、昨年度の20事業所分と比べると、見込み事業所数が減り、予算減額となっています。

以上です。

○森戸委員

また聞きましょうね。ちょっと、理解が少しできないところがありますので。

それと、市内での社員寮の借上げの部分がありますよね。これは具体的に、先ほど金額もありましたけれども、そのニーズ自体は、もう何らかの要望といいますかね、実際にそういうものがあったんですか。

○萬治商工観光課長

庁内プロジェクトチーム「光つながり創出チーム」が実施した市内従業員に対するアンケートで聞いた光市在住者の居住地決定要因では、「職場への近さ」や「社宅があること」を挙げられた人も多かったように聞いております。

事業者は、社員寮や社宅を積極的に借り上げていただき、まず光市に住んでいただくことが、企業の人材確保、本市への定住につながるものと考えました。

ハローワークでの求人ベースにはなりますが、光市内で、現在、大企業、中小企業を合わせて10社程度は社宅ありの条件で求人を行っていると考えていますので、ニーズはあるものと考えております。

以上です。

○森戸委員

社員寮というよりは、社宅というか、そんな感じなんですかね。具体的にもう少し教えていただけますか。どういうふうに、借りたらどういうふうに補助するみたいなどころの枠組みの辺を、もう一度お願いします。

○萬治商工観光課長

詳細は今後詰めていくことにはなりますが、例えば、通常の民間のアパートを社員が住むものとして借り上げれば対象にしたいと考えています。借りて最初の1年間限定には

なりますが、そういったことを考えております。
以上です。

○森戸委員

これは法人に対しての支出になるわけですね、この仕組みの部分は。

○萬治商工観光課長

従業員さん個人ではなく事業所に対する補助金になります。
以上です。

○森戸委員

分かりました。やってみてということだろうとは思いますが、その積極性といえますか、何とかしてというところは伝わってきますので、この1年ですね、頑張っていただけならなというところがございます。

それと、予算書の171ページなんですが、周南広域観光連携推進協議会負担金。この観光連携をしている部分で、最近ではですね、どんなイベントなり、ものがあるんですかね。最近はどんな感じのがあるんですかね。コロナ禍でもありましたので、その辺のところ分かれば、お願いします。

○萬治商工観光課長

4年度に実施した取組を紹介します。まず、ぐるりんスタンプラリーは、3市全26か所を巡るスタンプラリーで、少人数で参加できるため、コロナ禍でも実施可能で、市内対象施設を10か所、実施期間を9月から11月の2か月間で行いました。

それから、「周南地域魅力！発見ツアー」というバスツアーを10月、11月、2月の3回に分けて3コースほど実施しており、最近で言いますと、2月23日、笠戸島の河津桜から梅まつりを見学していただく日帰りツアーを行っております。

以上です。

○森戸委員

このコロナ禍はですね、地元よさを見直す絶好のチャンスだったと思います。県外とかに行かずに、地元、もしくは周南エリアで、ゆっくり、じっくり見て回るとかですね、そういう切り口というのはとっても大切なことだったと思うんですが、このコロナの3年ぐらいを振り返っていくと、どうですか、じわじわ認知度も高まってきて、数も増えてきて、みたいな、そういう肌感覚での実感的なものは、何か感じておられるところがありますか。

○萬治商工観光課長

ぐるりんスタンプラリーは、3年間やってきましたが、なかなか遠くに行けない中で、参加者から、近くでも今まで知らなかったところが発見できた等の意見もいただくなど、

よかった点だと思っています。

先ほど紹介しましたバスツアーは広島から誘客しましたが、それまで県内や3市内ということから県外から来ていただくように、広がってきており、徐々にコロナ前に戻っていていると感じております。

以上です。

○森戸委員

こういった連携を、観光の連携を利用しながらですね、まずは足元から固めていくというのが必要だと思いますので、ここを深く掘っていく形を、ぜひ今後もですね、力を入れていただけたらと思います。

以上です。

○河村委員

ちょっと理解を深めるためにお尋ねをいたします。

143ページ、上ほどですが、中小企業退職金共済等掛金補助金で、中退連というやつですかね、この掛金補助金と言うんですか、どの程度の今、加入状況があって、そのうちの、この補助金というのは何を指すのか、教えてください。

○萬治商工観光課長

この補助金は、中小企業退職金共済制度と特定退職金共済団体が行う退職金共済制度に定める掛金の一部を補助するもので、加入者につき、1年以上納付した場合、最初の1年分、1人当たり月額500円、年間に直せば6,000円を限度に補助することになっております。対象者は185人分を見込んでおります。事業者数は3年度実績で、58事業者で、過去実績はおよそ60ぐらいの事業者数になります。

以上です。

○河村委員

58事業所というのが、どのくらい続くというか、増加傾向なのか、下降気味なのか、そのあたりも一緒に。

○萬治商工観光課長

元年度からの事業者数を言いますと、元年度が49、2年度が60、3年度が58になっておりますので、およそ60前後で推移すると思っております。

○河村委員

中退共だから、別に新卒であろうがなかろうが、そんなことじゃなくて、就職をしていただいた方の新規の1年分のうちの500円を一人当たり補助すると。ちゅうことは、まあ、大方横ばいぎみの就職率ではあるという解釈でいいんですか。

○萬治商工観光課長

一人当たり500円は月額のため、1年間で6,000円になります。就職率までは把握しておりませんが、およその対象人数は160人から180人あたりになっており、大きな変化はないものと思っております。

以上です。

○河村委員

事業主の方と懇談するような機会というのはあるんですか。

○萬治商工観光課長

事業主の方と直接懇談する機会はありません。この事業について個別に問い合わせがあればお話することはありますが、定期的に場を設けて会う機会というものはありません。

以上です。

○河村委員

まあ、もちろん、会議所とか商工会を通して、いろんな御意見を聞くのもいいんですが、直接、そういった、その機会が、こういったときに生じるんで、いろんな場面を想定しながら意見聴取というのをお願いできたらと思います。

それから、その下のテクノキャンパス研修センターですが、収入が17万ほどあったんですけども、今、利用というのはどんな状況なんですか。

これでいきますと、光熱費、それから清掃委託、除草、ほか維持管理のお金が随分かかっててですね、もう少し簡素化できないのか。研修センターというても、実際には体育館だけなんかね、これ。ちょっとその辺の説明をお願いできますか。

○萬治商工観光課長

テクノキャンパス研修センターで貸し付けている施設は、体育館部分と和室と会議室があります。

利用が多いのは体育館部分、アリーナになっております。

4年度の利用状況を2月末現在で申し上げますと、延べ638件、7,057人の利用があり、19団体が利用されております。

時間帯としては、平日の昼間は空いていることもありますが、それ以外の時間帯、午前中や夕方以降は多く利用されている状況です。

以上です。

○河村委員

いや、ちょっと、平日は、通常、日中は利用者があるけれども、土日については今ないと言われたのか、語尾をしっかりと言わんと。

○萬治商工観光課長

失礼しました。土日の利用はもちろんあります。あまり使われてない時間帯が平日の昼間だけと申し上げたかったところです。

以上です。

○河村委員

市民の方にどんどん御利用いただいている状況ならば、やむを得ないとは思いますが、通常、小学校の体育館開放とかというレベルと比べても、ちょっと光熱費あるいは維持管理に少しお金がかかり過ぎているのではないかなど、一度見直しをされることが望ましいと思います。

それから、下段のワークプラザですが、収入が、収入のほうがちょっと上回っていたと思うんですが、ちょっと利用状況をお知らせください。

○萬治商工観光課長

ワークプラザは、森林組合とシルバー人材センターが入居されているというのは御承知のとおりだと思います。

○河村委員

これは運営事業の家賃というか、どういうふうな計算になっているのか、今言うた、収入のほうがちょっと若干多いということは、そういうことを見込んだ家賃設定をしているのか。

○萬治商工観光課長

ワークプラザの使用料は、条例で定めており、1 m²あたりの単価を3,300円で設定しております。

シルバー人材センターは514m²で約169万円、森林組合は128m²で約42万2,000円となっております。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

165ページ下段。地域力活用強化事業補助金。各種と、こういろいろ言われたんですが、久しぶりの委員会なんで、どんなのがあるのかちょっと教えてください。

○萬治商工観光課長

例えば、地域にぎわい事業として、ここ数年中止はされておりますが「きものでぶらり」や商店会が実施するイベントであったり、人材交流事業として従業員表彰であったり、地域力発信事業として、ここ数年中止が続いておりますが「まちゼミ」事業やサ

マー共同チラシ発行事業、また情報発信事業として「ほっとショップひかり」の活用などが実施されております。

以上です。

○河村委員

後の分にもこう通じるんですが、そういう説明資料というのを何かこう付けといってもらいと非常にありがたい。ひとくくりで補助金390万円ですとこう言われても、何か判断のしようがない。次のページの小規模企業経営支援事業補助金、記帳機械化推進事業補助金ということで、大和の商工会にそれぞれなんですけど、これもちょっと中身を教えてください。

○萬治商工観光課長

小規模企業経営支援事業補助金は、商工会が実施する小規模企業に対する経営指導に要する経費の一部を補助しております。例えば経営計画策定支援セミナー、決算・確定申告の相談会、金融相談、経営指導等を行っております。また事業計画策定の支援なども行っていると聞いております。記帳機械化推進事業補助金は経理業務、パソコン指導に要する経費の一部を補助するもので、記帳専任職員や記帳指導員による指導が行われております。これまで「ネットで記帳システム」という商工会が持っているシステムで行われていたところ、これが商工会クラウド会計に移行され、新しくなったため、その導入支援なども行われております。

以上です。

○河村委員

そういうのは県からの裏付けというか、何か支援も一緒にセットというのではないんですか。従前は通常こういういろんな事業補助金については裏があるというか、支援があるものがほとんどだったんですが、市単独でこういうことを今やっておられるんです。

○萬治商工観光課長

この事業につきましては市の単独になっております。

以上です。

○河村委員

じゃあその下の中小企業育成支援事業補助金、これもちょっと概要だけでいいですか。

○萬治商工観光課長

こちらは、光商工会議所への補助になりますが、創業経営セミナーや中小企業大学校へ従業員等を派遣をした場合の補助、景況調査等を実施しております。基本的には経営の指導とか専門のアドバイザーの派遣等による相談支援や経営セミナーになろうかと思

います。

以上です。

○河村委員

これは会議所に対してお金を払って、それで何かを買うとかというんじゃないで、いろんなセミナーを今やるという話だったわけですが、そういった人件費になるということ、主な出費としては。

○萬治商工観光課長

この事業を行う者自体への経費にも当たりますので、人件費にも当たっているものと認識しております。

以上です。

○河村委員

私がこうお尋ねするぐらいのことについては、できりゃあ何かこう明細書というか、そういったものをぜひ付けておいていただけたらと思います。

それからその下の雇用の日々の交付金で、先ほど中学生がというような話もちよっとあったんですが、この金額の主な支出を教えてください。雇用の日ということで、よくニュースで流れるのは見るんですが、じゃあ実際に何をそのやっているのかというのがちょっと理解できなかったんで。

○萬治商工観光課長

雇用の日々の費用についてですが、主なものは講師謝金とか旅費等になります。令和5年の予定は、65万円程度かかると思っております。

それから、パンフレットの印刷や記念品、会場にプリンター等の設置、また、生徒送迎用バスの借用等の経費で30万円程度となっております。

以上です。

○河村委員

はい、分かりました。

それから下段のほうへ行って、産業団地の管理事業で環境整備の委託料500万円で、草刈りというふうに言われたんですが、結構毎年支出をしてると思うんですが、草刈り以外にも何かこう事業内容があるんですか。

○萬治商工観光課長

草刈り以外には、樹木の伐採や側溝の土砂撤去もございます。

以上です。

○河村委員

それは誰がやるの。この産業団地の皆さんが何か組合みたいなものをつくって、その維持管理に努めておられるのですか。

○萬治商工観光課長

団地企業の敷地内であれば、企業が自分でされますが、そうでない市が管理している法面や道路部分を市でやっております。

以上です。

○河村委員

毎年こうやっていくと、北側の法面、もうコンクリートで固められるんじゃないかというぐらい出ておるんじゃないかと思うんじゃないけど、そういうふうな計画的なものちゅうのはないんですか。もう毎年ずっとこの草刈り料500万円出し続ける。

○萬治商工観光課長

今現在、法面をコンクリートで固めることは検討しておりません。

以上です。

○河村委員

あそこの北西と言いますか、調整池がありますよね。あれに土砂がたまっているというような話も聞きますが、その土砂の浚渫もこの中に入ってるんですか。

○萬治商工観光課長

今回の予算の中では、調整池の土砂撤去費用は入っておりません。

以上です。

○河村委員

そうすると、調整池のそういった整備というのは、今の説明でいくと、個人の土地じゃないんで市のものということになるから、そういったものの整備、環境整備は市がやるという理解でいいんですね。

○萬治商工観光課長

調整地の浚渫をする必要がある場合は市でやることになると思います。

以上です。

○河村委員

調整池に、要は土砂がたまるということがあると、じゃあどっかから土砂が流れてくるという話になるんですね。最近、道路でも結構その吸い口があったりするといきなり陥没したりする、そういうケースがあるんで、調整池の点検というのも年に1回ぐらいはしっかりやっていただく、やっておられるかどうか、先に聞きましょうか。

○萬治商工観光課長

調整池の専門的な点検はしておりません。現場に行って、状況を確認したことはありますけれども、そのレベルです。

以上です。

○河村委員

ぜひ年に1回ぐらいは点検していただくようお願いをしておきます。

その上の、新産業団地の整備事業ということで、補助もついておりましたので安心はしておりますが、ここは調整池はどこに持っていきますか。

○萬治商工観光課長

今まだ測量調査、設計中ですので確定ではありませんが、場所としては北側のほうになろうかと思えます。

以上です。

○河村委員

周防の工業団地をつくってですよ。要は調整池を通して、雨水や何かがみな排出するんですが、全部その虹川へ排出しよるんですね。想定以上の水が流れてくるもので、つくってすぐに虹川の護岸の改修と、それから浚渫をやってます。その雨水、排水がもう耐えられるような状況でもなかった。今ある虹川をその倍ぐらいにすれば別ですが、現状の中で矢板を打っても浚渫もしたりしてるんで、ほとんどそのキャパいっぱいになっていますから、そのあたりのところは、しっかり県と相談していただいて、整理をしていただくようお願いをしておきます。

それから、169ページの下段のほうに、観光施設の管理事業の修繕料100万円というのがあるんですが、これは何を指しますか。

○萬治商工観光課長

最も多いのが公衆トイレの修繕で、漏水とか詰まりの修繕、トイレの照明の修理、こういうものを想定しております。

以上です。

○河村委員

最近、結構トイレきれいにいつも維持をされてるんで、特段指摘はありませんが、壊れたときに結構対応を、早めをお願いできたらと思います。

171ページ、中ほどにA E Dの借上料の7万3,000円というのがあるんですが、これは夏季の期間だけですか、何台分を想定されているのか。

○萬治商工観光課長

これは夏季の期間で2台、虹ヶ浜と室積、それぞれ1台ずつでございます。
以上です。

○河村委員

AEDは年間の借上料が3万6,000円、1台あたり。分かるかね。今、役所の中、高いところは4万2,000円ちゅうところもあるけど、ほとんどのところが3万6,000円。そうすると、1か月、2か月やったら、残った分はほかのところで活用するとか。何かそういうふうな使い方もできるんじゃないかと。どこから借りるんか知りませんが、使い方としたら有効的な使い方ができると思いますので、お願いをしておきます。

それから一番下の観光協会で、案内所、それから花火という話で、夏場を中心にいろんなものをセッティングされてるんだと思うんですが、観光協会って自主財源が何ぼあったですかいね。総予算が何ぼで、そのうちの自主財源が何ぼあるのか。

○萬治商工観光課長

4年度の予算でお答えしますと、会員からの会費が予算上は50万円となっております。それから、事業収入として、キャンプ場の収入や商品売上収入などで211万5,000円。その他、預金利子等若干あります。

以上です。

○河村委員

いや、総事業費は。

○萬治商工観光課長

一般事業分になりますが、1,738万2,000円が4年度の予算です。

以上です。

○河村委員

観光事業が、今回の補助金が1,869万4,000円。前年度の協会の総予算が1,738万円ということは、会費収入、それから今のキャンプ場等の運営収入が両方合わせても260万円ぐらいじゃったんですが、ほとんどが市のお金ということなんでしょう。

○萬治商工観光課長

先ほど申し上げたのは一般分予算なので花火は別でございます。一般分で言いますと、多くは市の補助金で賄われております。

○河村委員

だとするならば、もうちょっと中身を、協会補助金で、いやあ2,000万円ありましたという話じゃなくて、中身についてこういう事業をやるんだという、あくまでも予算書がこういう書き方をするのなら、説明資料、参考資料には内訳をしっかりと載せるように。

そうせんと、観光はもうあと全部お任せじゃと。じゃあ観光で何かあったときとか、あるいはじゃあそれ不採算があったときとか、人も誰も来なかったときに誰が責任を取るのかという話になるから、しっかり内訳明細は入れてください。

以上です。

○大田委員

予算説明資料の50ページに、中小企業雇用奨励金が100万円から20万円に落とされているんですが、なぜ落とされたのか、その根拠があったら教えてください。また、使用される件数、何社ぐらいあるか。

○萬治商工観光課長

中小企業雇用奨励金は、新規に常用従業員を雇用し、従業員が順増、雇用後1年間継続雇用した場合に10万円の奨励金を3年間交付するものです。新規の認定は令和3年度をもって終了をしており、5年度は認定済みの2名分を見込んでいるため20万円を計上しております。昨年度は認定済みの5名分と3年度中の新規見込み予測分5名を合わせた10人分を予算計上していましたが、今年度は認定済みの2名だけになりますので80万円の減額となっております。

以上です。

○大田委員

これは1年だけの支払いということですか。3年ぐらい、今3年計画とかいうようなちらっと言われたんですが、1年分だけの奨励金ですか。

○萬治商工観光課長

奨励金の支給は、認定した人に対し3年間続きますが、予算計上は1年分ごとしか計上しませんので、このたびは認定済みの2名分になります。

○大田委員

ちょっと理解しがたいんじゃが、3年間継続されて、4年度からまた始められたのが10人分で100万円と、それで5年度は2人分で20万円というふうに今私は思ったんですが、そやから10人分は3年間継続されるんで、市のほうからも補助金として出るんじゃないんですか。それは出ないんですか。

○萬治商工観光課長

認定した者については出ます。10名と言ったのは、既に認定していた者の5名分と、その後、新たに認定された場合に備えた5名を合わせた10名分の予算を計上しておりますので、実際10名を認定したものではありません。前年度の認定済みの5名についても、全員が1年目ではないので、3年目の場合はそこで終わりますので、今残っているのがあと2名ということですよ。

以上です。

○大田委員

そしたら5名認定済みで5人が認定されるだろうと言うんで10人分を昨年度やって100万円の予算を付けたんだけど、今年はそれが認定されるかどうか分からないので、新しく2人分しか見ていないと。

○萬治商工観光課長

新規認定は令和3年度で終わりましたので、今後新規で認定するものではありません。令和5年度は認定済みの確定した2名だけなので、2名を計上したものです。

○大田委員

そしたら、この奨励金ちゅうのは新しく認定されようとする意思はないという思いでおっていいわけですか。

○萬治商工観光課長

この奨励金は新規の認定はございません。
以上です。

○大田委員

今後もう続ける意思はないというふうに市のほうは思っておられる。

○萬治商工観光課長

先ほど申しあげましたように、この事業では、3年度で新規認定は終わっていますので、あとは今認定済みの方の3年間分を出したら終わりです。
以上です。

○大田委員

今後はその雇用奨励金というのはいちよるから、それが終わったらあ奨励金を出すつもりは市のほうはないというのでよろしいんですね。

○萬治商工観光課長

今、認定している者に対する交付が終わればもうございません。
以上です。

○大田委員

まあせつかくこういうふうがいい制度ができちよるんだから、今後も続けられたほうがいいのではないかと思っておるんですが、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。
続いてその下の光消費喚起について、昨年度は3,000万円付いておったのですが、今

年はゼロになっているんですが、なぜゼロになったのか教えてほしいんですが。

○萬治商工観光課長

光消費喚起補助金は、新型コロナの影響により受けた地域経済の回復を図るため、事業者団体が主体的に行う消費喚起事業を支援することを目的に、緊急的、一時的な経済対策として4年度に限って実施したものです。4年度限りということで、5年度の予算計上はございません。

以上です。

○大田委員

緊急的に、臨時的にやったんだから今年は付けなかったよという解釈になると思いますが、せっかく喚起のために付けられたのだから、今後も継続してやってもらえたらと思っています。

続きまして、その2行下ですかね、新型コロナウイルス感染症に伴う不況対策特別融資・利子補給が約400万円ぐらい増えているんですが、その理由を教えてください。

○萬治商工観光課長

この利子補給は、令和2年3月に創設した新型コロナウイルス感染症に伴う不況対策特別融資を受けた事業者に対して3年間利子補給を行うものです。昨年度は令和2年度、3年度の2年間の借入れ分に対し3年度中に支払った利子分を補給することとし、予算を計上しております。5年度は2年度から4年度、3年間分の借入れ分に対し実際に4年度中に支払った利子分を予算計上しております。対象となる期間が1年分多くなり、その分件数も増えるため、予算も増えております。

以上です。

○大田委員

それだけ、出してから期間が長くなったからその分増えたということですか。分かりました。

その次、事業所設置奨励金が4,294万5,000円から652万9,000円に下げられた。せっかく設置奨励金を付けて事業所を設置されようとされてるのに、5年度でこれだけ下げられたということはちょっと惜しいような気がするんですが、そのところを教えてください。

○萬治商工観光課長

この奨励金は、市内に新たに事業所等を新設・増設した事業所に対して、固定資産税相当額を3年度間奨励金として交付するものです。4年度は6事業所7件でしたが、5年度は5事業所6件となっております。これは見込みではなく、指定したものに対する確定額の計上になりますので、額が減ったからといって奨励金に後ろ向きになったということではございません。

以上です。

○大田委員

今、令和4年度になってそのままが来たので、下がったのをそんなには気にしていないような感じで言われたと思うんですが、せっかく設置奨励金の固定資産税なんかを免除するように出されたというふうにお聞きしておりますが、せっかくですので事業所奨励金、もっと事業所を設置するような融資を今後とも働きかけていてもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

予算書の167ページか。今までも全部、先行委員がお聞きされているんですが、どのぐらいの事業内容と何件分くらい今まで出そうとされているのかちょっと教えてもらいたいんですが。

○委員長

大田委員、どの事業でしょう。

○大田委員

中小企業人材確保育成定着支援事業の中で知名度向上のブランド化補助金と人材定着定住支援補助金の事業内容と、件数がどのぐらいあったかというのを、どのぐらい予定されているかというのを教えてほしいんですが。

○萬治商工観光課長

まず、知名度向上・ブランド化補助金は、補助率2分の1で上限30万円を10事業所分を見ております。

次に、インターンシップ促進補助金は1事業者当たり10万円を限度に、12業所分見ております。

それから、人材定着・定住支援補助金は、従業員の能力向上に係る経費は補助率2分の1、上限額30万円を10事業所分。社員寮の借上げに要する経費は上限額50万円を5事業所分見ております。

以上です。

○大田委員

12事業所と10事業所と5事業所というふうにお聞きしましたが、せっかくええ制度が設けられておるんですから、今後とも事業所にせっかくのPRして、こういうのが光市は持っているよということをPRしてから、この補助金を使われるようにやっていてもらいたいと思っております。

花火に対する475万円が付いているんですが、夏の風物詩として、市長はいつも、光市民のためにこの花火大会を催しをするんだというように言って、475万円がこのたび付いているんですが、この費用対効果というものを一応考えておられると思うんですが、光市民にとってこの費用対効果ちゅうのはどのぐらい見込まれておられるのか、お示し

ください。

○萬治商工観光課長

光市を代表するのはやはり海だと思っており、夏の海を盛り上げる風物詩が光花火大会であろうと思っております。市からの補助金は475万円ですが、花火大会の全体予算は850万円程度になりますので、残りは協賛金等で賄われており、市だけでなく多くの賛同者によって成り立っている大会でございます。花火大会当日は小さな子どもから大人まで海岸に座って花火を見上げ、終了したときには自然と拍手が起きる様子からは皆さん非常に楽しまれていることが伺えます。また、市外から来られた方には海岸から見上げる花火という珍しさもあり、本市のPRにもつながり、この辺が効果だと思っております。費用対効果、経済効果のことであろうと思いますが、花火大会の経済効果は、一般的に言いますと、飲食費、お土産買物費、宿泊費、交通費等を元に算出されるもので、花火大会は幅広い世代の方に楽しんでいただけるだけでなく、地域の商店での買物、飲食等の売上げも見込まれることから、地域への波及効果もあると考えておりますが、現状経済効果を金額として持ち合わせておりません。

以上でございます。

○大田委員

いろいろな今、費用対効果といえて、また市民の満足度ちゅうのもあると思うんですが、大体、光市民の満足度として、市民がどのぐらいこの鑑賞に訪れておられるかというのを把握しておられますか。

○萬治商工観光課長

花火大会は、7万人から8万人来られていると思いますが、そのうち市民の方が何人で、市外の方が何人かは把握しておりません。

以上です。

○大田委員

夏の風物詩として光市に今のところ定着しておるんですが、その費用対効果もいろいろ、経済効果ちゅうのはなかなか計算できないし、市民の満足度、市民がどのぐらい満足度を持っておられるかというのもなかなか把握されていないみたいなんですが、近隣の下松・周南・柳井なんかは早々と花火大会を中止されているんですが、その中止されているのを、なぜ中止されたかというのを把握されておられますか。

○萬治商工観光課長

近隣のいくつかを聞いておりますので御紹介しますと、周南市の徳山みなとまつり花火は、平成23年度に東日本大震災を受けて、コンビナート近くで花火を打ち上げる安全性への懸念から中止され、以降は開催されていないと聞いております。また、下松市の笠戸島大城温泉花火大会は平成30年度の豪雨災害を機会に中止し、以後はコロナの影響

から開催していないと聞いております。さらに、柳井市の柳井金魚ちょうちん祭での花火は2年度以降コロナの影響で中止されていると聞いております。

以上です。

○大田委員

こういうふうに近隣の市なんかは何かのきっかけで花火大会を中止して、このたび、光市は夏の風物詩として花火大会をやられると。そのために475万円の予算を付けられたんですが、今後もずっとこのぐらいの予算でやられると思っておられるんですかね。

○萬治商工観光課長

今後の費用は、そのときの状況によるため申し上げることはできませんが、開催を続けるのであればこのぐらいの費用はかかるものと思っております。

以上です。

○大田委員

付近住民の方もいろいろ交通渋滞とかいろいろ言われて、それの方々の意見もだいしょうお聞きされたらと思うんですが、今後ともこの花火大会についてはいろいろな問題なんかも起きると思いますので、慎重な考えを示していただきたいと思います。

以上です。

○小林委員

すみません、1点だけお聞かせください。予算の概要書29ページ、予算書167ページで、地域課題対応型事業所設置タイプ別奨励金についてお聞きをします。

新型コロナの感染拡大に伴って、デジタルが急激に進展をして在宅ワークをはじめとして、労働者の働き方が大きく変わりました。具体的に言いますと職種にもよりますが、会社に出なくてもデジタルを活用することで業務が行われるようになりました。私自身も、コロナ前と今コロナ禍でいくと非常に働き方が変わったという意識もしております。こうした状況からも、この地域課題対応型事業所設置タイプ別奨励金に対するニーズというところが今後増えてくるのではないかと推測をしております。

そういう中で、この奨励金を受給される条件として、サテライトオフィスや空き店舗等を活用した事業を開設した場合とございますが、サテライトオフィスや空き店舗等に関する具体的な条件というところをお示しください。

○萬治商工観光課長

この補助金は、サテライトオフィス進出タイプとテレワークオフィス等開設タイプと空き店舗等活用タイプの3つのタイプを設けております。3タイプの共通の条件は市税の完納要件のほか、市内で1年以上継続して営業することが見込まれること、市が実施する広報活動に協力していただくことがあります。これに加え、それぞれのタイプで条

件があります。サテライトオフィス進出タイプは市外に本社・本居を置く事業者が市内にサテライトオフィスとして事業所を設置し、進出しようとするものを対象としております。1年以上同種の事業を営んでいること、市外に本店所在地を置いていること、さらに情報等システムの開発・運営管理等を行う業務、各種設計・デザイン・編集等を行う業務等の条件をつけておりますが、これに加えて、この事業所で勤務する従業員のうち1人以上は市内に居住する見込みであるといった条件をつけております。

空き店舗等活用タイプは、空き家・空き店舗・空き工場等を活用し事業所を設置しようとする事業者を対象とするもので、市内に所在し、概ね3か月以上空き店舗となっている店舗等に入居することや、大型商業施設・ショッピングセンターなどの大規模小売店舗施設内のテナント物件ではないこと、空き店舗等の所有者が申請者の親族や申請法人の役員でないことなど条件をつけております。

以上です。

○小林委員

サテライトオフィス、あるいは空き店舗等に関する条件というところと、支給要件には様々な条件が必要だということが、より一層理解が深まりました。

細かいことを少しお聞きしますが、このサテライトオフィスというところでいくと、自宅、こういうものは認めるということは考えられないのか。

○萬治商工観光課長

サテライトオフィスは、企業や団体の本社、本拠から離れた場所に設置されたオフィスのことで、自宅で行う在宅勤務とは区別して考えております。あくまでオフィスですので、その空間や業務に必要な機材を会社が用意したものであるかどうかといった点がサテライトオフィスか否かを判断する基準になると考えております。従いまして、例えば、自宅であってもそのスペースを会社が賃貸借して、情報通信環境をはじめ机、椅子、プリンターといった仕事に必要な機材を会社が用意し、会社のオフィスとして認めるものであれば、個人の住宅であっても対象となり得るかと思いますが、オフィスですので、その自宅に住んでいる人以外の従業員が使用できるかどうか、個人の生活空間とは区別されているかどうか、いわゆるオフィスの体をなしているかの総合的な判断が必要と思っております。したがって、基本的には該当するのはなかなか難しいと考えております。

以上です。

○小林委員

やはり、企業によってはコロナ禍にもよって事業の再編とかを行う会社も多くあって、その中で、いわゆる会社が保有していた営業所の再編というところも行われていると聞きます。そういう中で、このサテライトオフィスというところ、こういうところが非常に今、企業としてフォーカスが当たっているので、自宅として認めるのかというところについても、いろいろな条件があることはよく分かりました。

もう少し細かい点なんですけれども、この事業の運営として、90万円今回予算を計上されていますが、例えば1件あたりの資金あるいは奨励金の上限額、あるいは何件程度の申請、こういうものが見込まれているか教えてください。

○萬治商工観光課長

1件あたり30万円の定額で3件見込んでおります。また、別のタイプの併用も可能としております。

以上です。

○小林委員

最後です。ホームページとか、いろいろと本事業の周知というところがあるんですが、記載は分かるんですけど、例えばホームページ、いわゆる従来型のPRとは以外で何か考えている、本事業の周知方法について教えていただきたいと思います。

○萬治商工観光課長

ホームページ等以外で、周知用のチラシなどは、商工会議所、大和商工会へ配布し、内容を説明して、周知依頼をしております。また、市内金融機関に対してもチラシの配布、説明を行って、周知をお願いしております。サテライトオフィス等は市外、県外の事業者が対象ですから、県が出展する企業誘致イベントや民間企業が主催するサテライトオフィス誘致マッチングイベントへのチラシ配布依頼等も行っていきたいと考えております。

以上です。

○小林委員

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：太田農業委員会事務局長 ～別紙

質 疑：なし

説 明：西村経済部次長兼農林水産課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

147ページの中段。やまぐち農林振興公社というのを、ちょっと説明してもらっているんですか。

○西村経済部次長

やまぐち農林振興公社負担金11万円の説明ですが、まず、やまぐち農林振興公社は、山口県の農業経営基盤の強化促進、農林水産業事業の担い手の確保育成、農林漁村への定住促進及び森林整備、緑化推進等の事業を行い、農林水産業の持続的かつ健全な発展、農地及び森林の有する多面的機能の発揮を図り、農村・漁村の振興及び県民福祉の向上に寄与することを目的に設立されております。また、山口県から農地中間管理の指定を受け、担い手農業者への農地集積を推進する農地中間管理事業にも取り組んでおります。以上でございます。

○河村委員

何かよく分からないんですが、緑の募金の窓口をやっているのが確か振興公社じゃったんですけど、メニューとして、要は地域貢献をするようなメニューをお持ちなのか。公社がやりよることについて、会費負担金を払うということで、宣伝というか、県民のそういったいろんな事業に対する周知を図るといようなことはないんですか。

○西村経済部次長

やまぐち農林振興公社は、地域緑化ボランティア団体活動支援事業を行っており、委員御案内のとおり、緑の募金が財源になっております。この事業の目的は緑化ボランティア団体等が行う地域の特色を生かした森林整備等の自主的な緑化活動を支援することによって、地域緑化の推進と緑化思想の高揚を図るとともに、緑の募金の普及啓発に資することを目的としています。

助成金の交付対象となる経費は資材の購入費、用具・器具購入費、機材購入借上料などボランティアをするために必要な機材を支援することができます。現在、海岸で松葉収集等の様々な活動を行っていただいているボランティアの方々にこういった事業をお知らせし、積極的にボランティアに参加していただけるよう情報提供をしているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

ありがたい説明じゃったんですが、まさか負担金を出しているとは思わなかった、県の団体なんでね。もう4回ぐらいもらったんです。ものすごい使い回りのいいお金でね。できれば市がそういう関わりがあるなら、もっとそういう、今海岸ボランティアの話が出ましたが、パンフレット等を取り寄せて案内をしてほしいなと思います。

それからその下の、周南地域野菜等振興協議会負担金、これもちょっとついでに。

○西村経済部次長

周南地域野菜等振興協議会は、野菜等の生産販売に必要な事項の調査・検討を行うとともに、関係機関が一体となり、周南地域の野菜生産の積極的な振興を図ることを目的としています。構成団体は周南3市とJA山口周南統括本部、周南農林水産事務所、県

等が連携して活動を行っております。

活動内容は、旧 J A 周南農業振興計画に基づき、周南地域の多様な自然条件と消費地等の社会的条件を活かし、経営目的に沿った多様な販売方法の提案による担い手育成を推進することとして、販売戦略に沿った園芸作物の生産販売や園芸作物の生産条件の整備、担い手の掘り起こし、旧 J A 周南農業振興計画の進捗管理等を行っております。

以上でございます。

○河村委員

要はどういうところで関わりを。園芸作物というものを、どうその地域の住民に対して関わりが持てるのかという話が欲しいだけなんですけど。

○西村経済部次長

周南地域で3市、その J A と農業に関連する団体が常に協議調整を図りながら、いろいろな地域で行われている取組について情報交換を行うなど関わりがあると思います。

以上でございます。

○河村委員

ではその下の、周南地域農業改良普及協議会、団体の中身もちょっと知らないの。

○西村経済部次長

周南地域農業改良普及協議会は、周南地域の農業改良普及事業を助長・促進し、農業の近代化を図るとともに、農業経営の安定と農業生産力の向上を目的とした研究活動、農業団体等の活動促進を行う協議会です。周南管内で活動する様々な団体の連携及び周南管内で農業大学の激励会などを行いながら、農業振興に努めているところです。

以上でございます。

○河村委員

それから下段の南すおう地域花き振興協議会。塩田のほうの花きを持っていくんかいね、これは。南すおう地域というのは柳井か何かにあるあのことを言っているんですかね。ちょっと説明を。

○西村経済部次長

南すおう地域花き振興協議会は、南周防地域の花き生産販売に関する団体及び行政間の連携を通じて、花き生産の拡大、流通の改善及び消費の拡大を図り、花き産業の振興に資することを目的としています。活動範囲は旧大和町、田布施町、平生町、上関町になります。活動内容は農家への指導や研修会の開催、育苗実証試験、寄せ植え体験教室の開催などを行っております。

以上でございます。

○河村委員

周防の菊か何かを温室栽培しよったのは、ここで該当するようなもんじゃないの。

○西村経済部次長

エリアが南周防地区、大和地区、田布施町、上関町辺りになるので、委員が言われたところが該当するかどうかは分かりません。

以上でございます。

○河村委員

うちで菊を始めたときに、要は柳井のその花き市場しか持ってくところがなかったんで、そういったことを確か取り入れる際に、借り入れとかあのとき随分あったと思うんじゃないけれども、そんな記憶はない。

○西村経済部次長

この団体が行っている事業は、いろいろな花き栽培の実証実験や花のPRをするイベントの実施などで、補助金を出してなどはないと思います。

以上でございます。

○河村委員

一番下の地産地消推進型園芸施設整備事業補助金40万円。これもちょっと。

○西村経済部次長

地産地消推進型園芸施設整備事業補助金は、地産地消の推進を図るために、ビニールハウス等の園芸用施設の整備に要する経費補助金です。補助の上限は10万円で、ただし里の厨出荷者に対しては出荷する場合は15万円まで上限が引き上げられます。対象となる施設は園芸作物、これは野菜とか果樹とか花き等の栽培において、作物の生育環境の改善及び収穫効率を高めるための構造物、いわゆるビニールハウスとかガラスハウスなどの設置に対する助成を、3分の1ということで補助するものです。

以上でございます。

○河村委員

それから149ページ。先ほどちょっと説明を頂いたんですが、上段の真ん中辺り、農林水産物高付加価値化促進事業補助金、今の加工委託とか機械と言うんですが、もうちょっと詳しく。

○西村経済部次長

農林水産物高付加価値化促進事業は、市内農林水産業の活性化及び地産地消を促進するため、地元産農林水産物のブランド化及び加工商品化等の高付加価値化に向けた取組を支援し、農林漁業者の所得向上、光市の特産品開発を促進するものです。補助メニ

メニューは、まず、農林水産物ブランド化支援事業として、加工していない地元産農林水産物を新たにブランド化するための取組に対して経費の一部を補助するもの、また、農林水・商工連携支援事業として、地元産農林水産物を使った加工委託等に対し試作品づくりに必要な経費の一部を補助するもの、そして、機械設備導入支援事業として、地元産農林水産物の加工による新たな商品作成に向けた機械や施設の新規整備にかかる経費の一部を補助するもの、以上三つのメニューで構成された事業となります。

以上でございます。

○河村委員

対象者というか、そういったニーズがあるということでええんですか。

○西村経済部次長

ニーズはあると見込んでいますが、昨年から進めている事業の要件が、6次産業化に取り組みたい方々にマッチしていないところが見受けられたため、その部分を新年度は少し改善して事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

その下の遊休農地活性化事業補助金、何か利用権の設定って、もうちょっと詳しく説明してください。

○西村経済部次長

遊休農地活性化事業補助金36万円は、荒廃農地の発生を未然に防ぐため、遊休化された農地の賃借にかかる経費、賃借料を支援することで遊休農地の利用を促進するものです。補助対象は光市の農地を利用権設定する個人で、加えて、1号遊休農地を新たに3年以上利用権設定し、規模拡大を図る人となります。補助率は10a当たり8,000円となります。

以上でございます。

○河村委員

利用権を設定する農地の賃貸借で、10a当たり8,000円ということは、でも今は結構安い料金で借りられるから、そういう意味じゃあええのか。

それから、その下の、地産地消推進事業ということで、里の厨200万円、体験あるいは加工品のような話なんですけど、継続事業じゃったと思うんですが、どのくらい今利用されるんですか。

○西村経済部次長

令和3年度決算の主要施策の成果で報告していますが、令和3年度は農業体験5コース、228人、調理体験1コース、93人の参加がありました。

以上でございます。

○河村委員

それから下段の周南地区畜産振興協議会をちょっと説明してください。

○西村経済部次長

周南地区畜産振興協議会は、研修等による畜産農家の技術向上、繁殖経費の支援、畜産物の流通改善等の活動を通じて、周南地区の畜産振興の推進を図っております。構成団体は周南3市、周南市・光市・下松市、山口県農業協同組合周南統括本部、東部家畜保健衛生所、周南農林水産事務所となっております。

以上でございます。

○河村委員

分かりましたが、何をする。繁殖とか。

○西村経済部次長

例えば、食肉市場において優秀な枝肉などを表彰する山口県の枝肉共励会に参加する、奨励するための費用を出したり、あとは年間のいろいろな、例えば繁殖を頑張った人など、畜産農家の人たちを表彰することにより畜産振興を図っていくという団体でございます。

以上でございます。

○河村委員

151ページの上段。県営土地改良事業借入金償還補助金。最近で、土地改良事業をやったのはいつですか。これ特別借入れというのは、どういう状態の人の償還金の補助をしようという話ですか。

○西村経済部次長

この事業は、農業経営基盤を整備し、農業生産力を向上させるため、土地改良法に基づき行った土地改良事業で、金融機関から特別借入れを行った地元農業者に対し特別補助を交付するという事業です。県営圃場整備事業、昭和50年代から平成11年に実施した圃場整備事業に対して補助をする事業で、償還年月がかかるため現在まで至っているものでございます。事業自体は平成11年に終了しております
以上でございます。

○河村委員

最長で何年なの。普通30年以上の償還がある。

○西村経済部次長

昭和57年から償還が始まり、合併後の平成17年にその償還の計算を見直し、令和5年まで償還が継続することとなっております。

以上でございます。

○河村委員

じゃあ今年度で終わりということでええんですね。この償還金の金利部分についての補助という理解でええんですか。

○西村経済部次長

補助は、事業費に対して町が13.75%、地元が11.25%、その部分の償還になります。以上でございます。

○河村委員

結構補助率が高かったと思うんですが、元金についてこれは補助しようちゅうんじゃない。金利部分についてのじゃない。

○西村経済部次長

県営事業を行い、当時の町と地元が生じた負担金を1回では返すことができないということから年月をかけて償還していくもので、その町と市の地元負担分を償還しているということです。から元利金も利子も両方とも必要になるということになります。

以上でございます。

○河村委員

制度がそういう制度なんで、元金についても市の補助金でやろうと。千田郷をうちが補助整備をやったりしたときの返済で、ほとんど支援値がない。もちろん元金について支援するはずがないんで、それはその当時のそういう事業じゃったちゅうことでいいんですか。

○西村経済部次長

当時の旧大和町が要綱なりを整備して、その中で進めてきたものと認識しております。以上でございます。

○河村委員

分かりました。

その下の土地改良施設管理事業の一番下、道水路補修用資材、水路補修で120万円、1件当たり10万円という話じゃったんですが、これは前年実績はどのくらいあったのか。それからこれは、光市土地改良事務所に補助金として出るのか、市のほうでその都度清算していくのか。

○西村経済部次長

まず、この道水路補修用資材は、いわゆる原材料支給で、自治会に10万円単位で支給するものです。現状、農道は、建設部が維持管理を所管しておりますので、水路の維持補修に関する費用でございます。

○河村委員

だから、それをやるのは市が窓口となって、要は原材料支給をやっているということ
でええんですか。

○西村経済部次長

水路の維持補修に関する窓口は、農林水産課で対応しております。
以上でございます。

○河村委員

それから、その下段の地籍調査訂正委託料、どの程度まだあるんですか。

○西村経済部次長

年間で1件、2件程度、多いときは3件、まだそういう御相談がございます。
以上でございます。

○河村委員

いや、それでその140万円もかかる。

○西村経済部次長

個別の内容により測量の範囲が広くなったりする場合もございますので、費用はおお
むね実績等を考慮しながら決めております。
以上でございます。

○河村委員

農地の場合でも、そうか。ポイントは打ってあるが、そのポイントについての疑義だ
からということか。分かりました。

その下の光市土地改良事業補助金199万円。これについては、どういうお金なんです
か。

○西村経済部次長

大和土地改良区と千田郷土地改良区、2つの改良区に対する補助金で、事業費の85%
を補助する事業となっております。
以上でございます。

○河村委員

いや、だからそれは何をする事業。

○西村経済部次長

圃場整備を実施したことにより土地改良区は、多くの水利施設を所有しております。これらの施設の長寿命化対策として、更新、修繕等を継続して実施しておりますが、この費用の一部を200万円ぐらいを限度に85%まで支援するものでございます。

以上でございます。

○河村委員

島田土地改良区は今なくなったんで、もう当初から言うと相当年数が経過してると思うんです、土地改良区についての。維持管理もとても今できないような状態ではないかと思うんですが、その辺りは検討されてるんですか。

○西村経済部次長

予算書の151ページの一番下、多面的機能支払交付金2,476万円は、そうした老朽化に伴う修繕や長寿命化対策などの工事も最高200万円を限度に実施できる事業となっております。我々としてはこの事業に、農業団体の方に取り組んでいただこうと考えており、今年度は小周防の殿山と中郷の団体が新たに新規参入してくるということです。こうした新規団体をさらに拡大しながら、維持管理にも対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

この多面的機能ちゅうのは、7組織って言われたのは大和だけじゃなくて、今の周防の殿山やら中郷とすると、旧浅江あるいは三井のほうまでみんな入れて、こういう事業の推進しようということであらうんですか。

○西村経済部次長

昨年度までは千田郷の保全会のみでしたが、今年から下中郷と殿山が参入してきました。かつては三井の水上の辺りでも取り組んでおられましたので、今後もこうした事業について周知を図りながら、農業団体や水利組合等も含め、こうした事業に取り組んでいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。ぜひ川下というか、今の川西のほうの水利についても、お願いをしておきます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

153ページの中ほど、農村整備事業ということで、大和農道あるいは周南広域というふうに言われたんですが、策定等委託料、ちょっと金額が大き過ぎるんですが、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○西村経済部次長

計画策定等委託料3,100万円は、基幹農道となる周南広域農道、大和農免農道が供用開始から長期間が経過し老朽化が進んでいるため、長寿命化対策として機能保全を図るための保全計画、いわゆる個別施設計画をつくるための調査等の費用になります。今回この計画策定等委託料3,100万円で挙げておりますのは、大和農免農道全線の個別施設計画をつくるための費用として委託料を計上しております。

以上でございます。

○河村委員

それは実施設計をやるところという話なんです。延長がどの程度あるのか。

○西村経済部次長

延長は、約2.7kmあります。

以上でございます。

○河村委員

実施設計なの。

○西村経済部次長

実施設計といいますか、個別施設計画として、大和農免農道がどの程度の老朽化具合かをいろいろと調査を行って、科学的にどれぐらい悪いというのを出して、それを元に長寿命化対策工事を実施するというものでございます。

以上でございます。

○河村委員

設計業者というかコンサルというか、どういう人がどういうことをしようとするんですか。

○西村経済部次長

調査は、農免農道、道路など舗装が劣化している場合、路面性状調査、要はどれくらい支持力があるかを測定して、それを数値化したもので、どういう補修をしたらよいか計画を考えるものです。その他、土質調査や橋であれば橋の劣化具合、ひび割れがどれぐらいあって、それが何年持つのか、どういう対応をしたら長寿命化できるのかななどを

検討する委託料となります。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。

それから155ページ下段。海岸松林保全事業で結構な金額を上げていただいたんですが、年間を通してということなんですか。それとも、ボランティアを含めた、いろんな下刈りをやったりするケースの補助をしようというのか、もう少し具体的な中身を。

○西村経済部次長

海岸松林保全事業委託料1,593万円のうち、1行下、海岸松林保全事業委託料1,500万円は、海岸松林保育事業として、虹ヶ浜、室積海岸松林の下刈り等を行い、また海岸松林だけではなく、浅江の海岸から少し離れて松が生育している辺りの下刈りも併せて行います。

それと、松がなくなったときに新しく植林しなければならないため、その育苗事業を三井の溝路で行っているものと、海水浴シーズンの前に海水浴場開設予定地周辺を調査し、危険なものを切ったり、あと道路の沿線に張り出した松を伐採したりなどを行っております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。海水浴シーズン前にやっていただければ、その分ありがたいことなので、お願いをします。

それから市民の森保全事業、その下ですね。千坊コバルトラインの中で10か所と言われたと思うんですが、こっちのほうは金額がそんなに大きくないんで、どんなことをされるんですか。

○西村経済部次長

こちらも下刈りで、草が結構生えますので、公園を活用しやすいように、草刈り等の整備を行っております。

以上でございます。

○河村委員

上の市民の森というか、公園そのものは県のような気がしたけど、あれはもう全部市のもんという理解でええんですか。

○西村経済部次長

公園整備は、県が実施主体となって整備されましたが、その後の維持管理は光市で実施することとされております。

以上でございます。

○河村委員

沿線の、道路は市道じゃから建設部のほうじゃろうとは思いますがね、なかなか奥の公園なんで、整備するのに結構お金がかかりそうな気がするんで、できるだけお願いをしておきます。

それから、157ページの有害鳥獣のほうで、2人ほど採用してということなんで、職員の中に組織したのは実動隊と言うたんじゃったですかね。今現状で、それから有害鳥獣の捕獲奨励金ですが、イノシシ4,500円じゃったと思うんですが、今実績がどんな状況なのか、とりあえずお示しいただけますか。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

職員で構成しているのは、実施隊で、職員のみで構成しております。イノシシに関する捕獲奨励金は、現在、5,000円お支払いしております。実績は300頭前後となっております。

以上です。

○河村委員

下段のほうに集落環境整備事業委託料、やぶの伐採、里山をつくるというようなイメージなんだろうと思うんですが、委託料とはどういうお金の使い方なんですか。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

集落環境整備事業委託料107万2,000円は、地域の集落環境診断結果に基づいて、鳥獣被害の防止を図るため、市が管理する農業施設や市有地などのやぶを伐採し、集落環境の改善を図るもので、主に2地区予定しております。1地区は周南広域農道で、昨年度から何度かイノシシが出没して事故等も発生しておりますので、その辺りのやぶの伐採。

もう1点は、集落環境診断を行った結果、有害鳥獣対策としての草刈りが必要となった市有地について、地元と連携し、年3回の草刈りを行うこととし、このうちの1回分を当該事業で実施することとしております。

以上です。

○河村委員

分かりました。そういう市の診断を受けるということなんですね。

それからその下の公用自動車の購入費ということで、軽四のダンプを買うというふうに乗っておったかと思うんですが、今、環境事業課のほうに軽四が3台、資源回収用の軽トラックがおるんですが、年がら年中利用しているわけではないですよ。これ増やすのはえんじゃけど、維持費を含めて切りがない。今、何台あったんですか、120台ぐらい市が持っているから。どういう管理の方法をされるのかということと、今回の導入

に至った経緯についてお話をください。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

これまでも環境事業課の軽トラを借りて使用してきたところですが、あおりを簡単に取ることもできず、その中で箱わな等々を積み込む、積み下ろすのに苦勞しており、また、こちらは時間待ったなしのため、借りるとなると時間調整ができかねるものですから、農林水産課が所有する軽バンの荷物を全部下ろして使うなど大変苦心しています。さらに、豚熱等々も発生する中、消毒はもちろんしますが、いろいろなところが汎用するのに苦慮しており、豚熱の回収も山奥にいくものですから、はまったこともございまして、いろいろ苦慮した結果、ダンプトラックでの作業が最適ではないかと思い、この度の結果になっております。管理は農林水産課有害鳥獣対策係で行います。

以上です。

○河村委員

分かりました。通常の機械類についても一緒ですけど、消耗品と一緒に維持費が随分かかってきますので、ダンプがあつてすごい便利にはなるんで使い勝手はええと思いますが、その分、維持管理費は余分に高くなりますので、よっぽどしっかり管理をしていただいて、極力業者でそういった維持管理については対応されるように、お願いをしておきます。

それから159ページ。市有林の管理事業の中で、管理事業委託450万円、14路線ということだったんですが、これは林道を管理する、管理委託をしているお金ということでええですか。

○西村経済部次長

市有林管理事業委託料は、まず、作業道14路線に係る維持管理で、草刈り等を実施しております。また、それに加えて、市有林における造林、間伐、下刈り等の森林整備も併せて行っております。

さらに、住宅地、学校等に近接する市有林については、木が繁茂したりしないよう適切な伐採等を行う市有林造林維持管理事業を含め3つの事業を行っております。

以上でございます。

○河村委員

その14路線の中に、光井の鮎新から家近にかけて林道があるんだけど、それ入っちゃう。

○西村経済部次長

委員仰せの箇所がどこなのか分かりかねますが、光井の作業道は、金山、阪山、高畑の3つございます。

○河村委員

分かりました。

つい先日行ったときに、草ぼうぼうで、車で中入れんような状態だったから、昔は歩いて中入ったり、車でも中に入っておっただけど、最近はまだ林道については、維持管理はないなと思うんですが、そうじゃなくて、その人たちが維持を求めなかったということでええですね。

○西村経済部次長

山の中に林道は数多くございますことから、我々が管理しているのは、市有林を管理するための作業道14路線に限り、草刈り等維持管理を行っています。

○河村委員

その下の小規模治山事業。懸山と言われたんですが、いつの災害、30年の災害と言っちゃったですかね。ちょっと場所が頭の中に入らないのですが。

○西村経済部次長

これは、平成30年7月豪雨災害のときに懸山の市有林が崩壊しJRが不通になりましたが、その崩壊したところは、これまで復旧を続け、今年度でほぼ完了しているところです。ここの下松側、ちょうど光市と下松市の境の谷あいには土砂の流出を防止する施設が設置されており、県が現場を確認する中で、これらの施設の老朽化が進捗し、今後、豪雨等に見舞われた場合、土砂が流出するなどJRに影響が出る恐れもありますので、これらの施設を小規模治山事業を活用して復旧するものでございます。

以上でございます。

○河村委員

頭の中にまだ飲み込めないんですが、下松との境界というよりは、懸山そのものじゃないの。あそこをずっと下松市のほうへ線路沿いに行ったところの山の崩落のことをいう。

○西村経済部次長

ちょうど市境のところになります。縦方向に水が流れる場所があって、その水だけならよいのですが、土砂まで流出してしまわないように、これらを止める施設が造られています。今回は、その施設を復旧する工事となっております。

施設自体は、下松市と光市をまたいでおりますので、歳入に90万円を地元分担金として計上し、下松市にご負担いただくようになっております。

以上でございます。

○河村委員

161ページ。上段の光・熊毛地区栽培漁業協会。内海地区水産環境整備事業負担金と

ということで、キジハタの話をされたんですが、今キジハタの漁獲高というのがどのくらいありますか。

○西村経済部次長

キジハタの漁獲高については、今、データを持ち合わせておりませんが、栽培漁業協会、栽培漁業センター本場で放流しているキジハタは令和3年度で約5万9,000尾となっております。

以上でございます。

○河村委員

本場でやる分についてはあれだけど、要は、光市の内海水面に放流しようということ言うてんじやろうと思うんだけど、そうすると、放流する限りには漁獲がないと、何のために放流しおるかということになりゃしませんか。

せっかく中間育成して放流する限りにおいては、最終的にはそれがフィッシャーの漁獲高につながるという形でないと具合が悪いんですが、そのあたりの把握はない。

○西村経済部次長

実施主体の山口県がキジハタの栽培漁業を推進している中で、光市もその一部として魚礁を設置していますが、現時点で漁獲高等については把握しておりません。

○河村委員

ぜひ、そういうふうな考え方で整備をしてほしいというのは、前に本場に見学に行ったときに、島田川の近くでトラフグを放流しようと、待つてよと、最近うちでトラフグの漁獲はないし、要は何のために中間育成しよるかというところの基がどうも切れたら具合が悪いんで、中間育成をする限りにおいては、最終的に漁獲につながる、漁業者の経営安定につながるというふうに、制度そのものを整備していただいたらというふうに思います。

それから、その下の漁業振興事業の中で、漁場開拓事業補助金360万円、ごみ処理だと言われたんですが、ごみ処理の事業をどのようにされているのか教えてください。

○西村経済部次長

光市の地先海域は、小型底曳網漁業及び建網漁業等の好漁場であります。近年、プラスチック、ビニール、空き缶等生活廃棄物の堆積による漁業環境の悪化により、操業に支障を来しております。

このため、山口県光漁協では、組合員全員を対象にごみの持ち帰り運動を実施するなど漁場の環境改善を行っており、これらに広域につながりますことから、本事業に対して補助を行っているものでございます。

以上でございます。

○河村委員

説明はそうであっても、今の話でいったらごみの持ち帰りをやりよるから、漁師さん自分で網を入れて、ごみが一緒に魚と上がってくるから、その上がってきたごみを持って帰るだけの話のように聞こえるちゃ。

○西村経済部次長

海底ごみは、なかなか収集するのが難しいものだと思いますが、光漁協は縦網漁をしておりますので、その際に引っかかったものをそこに捨てて帰るのではなく、持ち帰ってもらった意識啓発も含めて補助しているものだと認識しております。

以上でございます。

○河村委員

底曳をやったら、そのまま網の中に入ってくるんだから、そのために、要はごみの回収のために網を入れているということではないわけね。

ふだんの自分らの魚を捕る範囲内で、捨ててきたごみを自分らで処理しようと、例えば、360万円の中には、処理費についてはどういう処理をしよるわけ。

○西村経済部次長

処分の状況は、漁業者が海上に出た際に網等に引っかかったごみを陸上げして袋に詰めた後、市が回収を行っています。

以上でございます。

○河村委員

ということは、普通のごみ処理というか、光市がやりよる分別処理にして、袋で回収していくということは、市のほうで、税金で回収して帰ると。

ということは、この360万円は、今、漁業者が、例えば何日以上出漁するとか、あるいは持って帰った分についてグラム別にするとか、支払い方法ちゅうのはどういうふうになっているわけ。

○西村経済部次長

3kg当たり600円で算出された額の2分の1を光市が負担しています。

以上でございます。

○河村委員

税金でやる事業なんで、今これ見とって、何のお金だったかといったら、漁師さんが漁に行って、網にかかったごみを持って帰った、そのグラム数、処理費じゃないよ。処理するのは市がしよるわけだから。それにお金を、対価を払うというのが適切かどうかというのは、少し協議が要るような気がします。

プラスチックごみを回収しようやという大きな課題があるにしても、それは網にかか

らないから。ちょっと次元が違うんで、例えば漁師さん自身がわざわざごみを取るために網を入れるというなら、それはお金がかかる話だから、それは支払いをせんないけんのじゃけど、通常の、自分らの仕事のときに出てくるごみの処理について、市が適切に処理をするということで、本当はお金がかかっちゃうやけ、それ以上のお金がかかるちゃうのは、よう協議をしていただく必要があると思います。

それからその下の漁港施設管理事業の中で、航路泊地浚渫等工事、西ノ浜の浚渫なんですけど、結構頻繁にあるような気がするんですけど、何年置きぐらいに、今やっています。

○西村経済部次長

何年置きというか、前回行ったのは、平成20年になります。
以上でございます。

○河村委員

ということは15年か。今から西ノ浜のほうの、松原のほうの今から整備をしていけば、多少の変化が出るのかもわかりませんが、分かりました。

163ページ。公用自動車を20年使こうたから買い替えると、こういう話で、今回結構新しい車を何台か入れ替えるようになっているんですけど、電気自動車の話もありましたが、これはそういうところではない。

○西村経済部次長

電気自動車ではございません。
以上でございます。

○河村委員

さっきも言いましたが、公用車は結構数がたくさんあるんです。何か減らすような作業がどこかで要るんじゃないかと思いますけど、20年使うたから、ええとか悪いとかという問題でもないと思うので、現場は現場で、それがなきゃ困るんですけど。まあええです。分かりました。

それから、光漁港海岸保全施設整備工事1億4,200万円、それから用地購入費、家屋等補償金ということで、家屋補償金、漁港って言われたんですが、どこのことを指すんですか、この家屋補償金は。

○西村経済部次長

中松原自治会館の建物とその横にある建物の補償を指しております。
以上でございます。

○田中委員

すみません、1点だけお聞かせください。
予算書の149ページの光ひまわりプロジェクトの委託料ということで、先ほど説明も

ありましたが、新規事業なので農業法人に委託というような説明もありましたけど、少し詳細を教えていただけたらと思います。お願いいたします。

○西村経済部次長

光ひまわりプロジェクトは、耕作放棄地の解消や景観維持を目的に、1粒のひまわりの種から、農家や市民の協力を得て、太陽に向かって成長するひまわりを光をイメージする花として、日照時間が長い光のまち全体に咲かせようとするものでございます。

委託料60万円は、ひまわりの種まきから種の収穫までの実証実験を農業法人等に委託する委託料で、耕作放棄地での実証実験を10万円で6者に委託する予定としております。

実証実験の結果を踏まえ、令和6年度以降は、市民の皆さんに御参加いただける取組に発展させていくことを目指してまいります。

以上でございます。

○田中委員

ひまわりということで、非常に明るくていいイメージ、今10万円で6者にして、令和6年には市民も巻き込んでというお話があったんですけど、ちょうどひまわりを見ると、東日本大震災が12年たちますけど、島田中学校が、確かひまわりをテーマに取り組んでいたと思いますので、うまいこと連携して、本当に子どもを巻き込んで全体に広がるように、希望が持てる事業にさせていただけたらと思いますので、そのことをお願いしておきます。

以上です。

○森戸委員

1点ほど、155ページの市民の森の自然観察林の保育事業というか、修景伐採したところはここの予算のところでもいいんですか。修景伐採する予算取りのところは。はぎの平か何か修景伐採するって言いませんでしたっけ。

○西村経済部次長

修景伐採は、予算書157ページ、やまぐち森林づくり県民税関連事業の地域が育む豊かな森林づくり推進事業委託料になります。

以上でございます。

○森戸委員

その点についてちょっとお尋ねするんですが、令和4年度も安らぎの森をやられたと思います。新たにまた今年、はぎの平をやるということなんですが、ちなみに修景伐採をして、見晴らしが良くなったというような反応とございますか、そういうのがあるんですか。

もしそうなったということであれば、その辺はPRをするなり、何かしないと、せっかくかけたお金の部分に対して効果が見えてきません。それらのところはどういうふう

に考えておられますか。

○西村経済部次長

昨年も修景伐採を行っておりますが、これは、森林体験学習の実施場所にするというところがございました。

確かに眺望がいい場所というところで、今後、ホームページ、SNS等を使って情報発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

修景伐採というからには、そういうふうな意味合いがあるんだろうと思いますし、今年もそういう予算がついているので、県民税で活用してやったからには、そういうふうな効果が、どなたかに分かるようには、しっかりしておく必要があるかなと思いましたので、聞いてみました。

それと、今年度に森林整備促進事業を200万円増額、昨年からしているんですけども、その辺の理由なりが分かれば、お示しをいただけたらと思います。これは説明資料の48ページ、下段。

○西村経済部次長

森林整備促進事業補助金は、森林環境譲与税を活用し、間伐等森林整備事業を推進するため、令和4年度から3つの補助事業に取り組んでおりますが、このうち、所有者自身による森林経営の継続及びこれらを実施していない所有者に対し森林経営計画の参画を促すため、森林整備における事業費の個人負担分の軽減を図る間伐等促進事業の増額が主な要因となります。

本事業について森林組合からの聞き取りによると、森林所有者からの反応もよく、未整備森林との一体的な施策展開に大きな期待が持て、より効率的で持続的な森林経営につながることを期待しています。令和4年度は平均的な整備面積となる10haの1.5倍、15haを目標として事業を進め、最終的に想定を大きく上回る20haの整備が行われる予定となっております。

こうした状況を踏まえ、令和5年度は、整備面積の目標を45haに拡大し、前年度から150万円増額となる250万円の予算を計上することとしております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。

多面的機能が向上するということにつながろうかと思っておりますので、効果も広い範囲にわたるのではないかと思いますので、しっかりやっていただけたらと思います。

○大田委員

先ほど、同僚委員も言われたんですが、予算書の149ページの光ひまわりプロジェクトで、光市全体で農業法人6者、10aあたりで、ひまわりを植えるというんで、予算づけをされて景観をよくされようというのは分かりました。

咲いた後、それはそのまま放置されるのか、それともどうねえされるのか。

○西村経済部次長

ひまわりの咲いた後の処理に対するお尋ねでございますが、先ほども御説明したとおり、新年度、法人に委託し実証実験を進めていくこととしており、その中で、ひまわりを植えて、咲かせて、そして種を収穫することとしています。その後、どのような課題があるのかなど、委員お尋ねも含めて、実証実験の中で検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

ひまわりちゅうのは約2cmぐらいの幹になりますので、随分木みたいな感じで、後始末も大変じゃろうと、また根っこも張っちゃうはずですから、これも大変じゃろうと思いますから、そここのところの後始末、またひまわりというのは、ひまわり油というのができまして、すごい高価なものでありますから、せっかくこういうふうな実証実験をされるんじゃないら、将来的にひまわりを植えて、ひまわり油の名産地でもというような感じの持っていき方にされるようなプロジェクトだったら、私は大賛成なんですが、どうでしょうか。

○西村経済部次長

プロジェクトの実施に際しては、ひまわりの種を活用して新たな産業につながっていくようなものも頭の片隅に置きながら、このプロジェクトを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひともそういうような方向に、せっかく実証でやるんじゃないら、後々にもそういうようなことを考えて、後始末のほうもよう考えてやられたらと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

それから、有害鳥獣対策において、予算概要の43ページに、有害鳥獣捕獲対策事業551万8,000円というのが書いてあって、ちょっと説明されたんですが、もう一回詳しく説明してほしいんですが。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

予算書157ページ、有害鳥獣対策事業の1行下、会計年度任用職員489万円のうち336万4,000円、その下、期末手当、会計年度任用職員43万5,000円のうち26万4,000円、そ

の4行下、費用弁償、会計年度任用職員35万1,000円のうち22万7,000円、その2行下、消耗品10万円のうち7万円、その8行下、公用自動車購入費147万2,000円、その下、事業用備品購入費12万1,000円を合わせて551万8,000円となります。

以上です。

○大田委員

すごい広範囲にわたったんで、せっかくこういうの書いてあるんだったら、一段落で書いてほしいと思うんですが、分かりました。

それから、これの中に書いてないんですが、有害鳥獣対策課長の前に、有害長寿対策センター長とかいう大きな看板が立っちょるんです。あれはどういうことなのか、意味もよく分からんし、これ予算もついてないんですが、一体どういう事業名なんですか。教えてもらいたいんですが。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

令和3年の6月議会で部長より、光市有害鳥獣対策センターは、野生鳥獣被害の深刻化や広域化に対応するため、令和3年4月に農林水産課内に新設されたもので、光市有害鳥獣対策センターの新設により、これまで進めてきた里山の整備による緩衝帯の設置、農地への防護柵設置の推進、徹底した誘因物の除去等をより一層強化、推進するとともに、ICTを活用したスマート捕獲や広範囲な農地を囲む防護柵の範囲拡大、集落診断の推進等について地域と一体となった総合的な対策を展開していきますと答弁させていただいております。

以上です。

○大田委員

そうなる、予算もつくと思うんですが、ICTを活用するとか、里山の整備をするとかいうてやられたら。

○芳岡経済部長

本市においても、イノシシの出没により農地が荒らされるということが大きな課題となっております。そういった中で、それまで林務係内にあったものから有害鳥獣係に組織を別にした経緯がございます。

ただ、それでもなお被害が多く発生している状況にありますことから、さらに、先ほど課長も申しました取組を強化していること、そういった姿勢を市民にもより分かりやすく伝えるために、新たにセンターを設けました。市として力を入れてやっていきますといった決意表明と言えれば少し大げさかもしれませんが、市民にセンターを設けたので、何かお困り事があれば相談してくださいよという姿勢を示すためにも設置したものでございます。

以上でございます。

○大田委員

そうなると、センターのほうに何か対策をしてくださいとかいうんで、相談事なんかあったんですか。

○芳岡経済部長

センターができたからといって、センターに、係にといった個別に分けた相談はございません。これまでと同様に有害鳥獣に関する相談は多く受けております。

以上でございます。

○大田委員

なかなか理解しにくいセンターなんですけど、センターとしてしっかり運用、活用、今後もセンター活用しているよというような市民に分かるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○笹井委員

163ページ。光漁港海岸保全施設整備工事についてお尋ねします。

先ほどの説明でありますと、前松原排水路の延伸と養浜であると答えられましたが、養浜ということは砂を入れられるんでしょうか。そして、またここは、年度年度で少しずつ擁壁工を進められておったと思ひますが、擁壁工は5年はないんでしょうか。

○西村経済部次長

光漁港海岸保全施設整備事業は、室積海岸の浸食による浜崖、台風等による、高潮に対し、海岸保全と背後地の人命、財産を保護することを目的として実施するものでございます。

事業内容は、今年2月の3月補正予算の委員会で御説明させていただきました、令和4年度繰越工事となる前松原排水路の延伸について、整備延長50mのうち、基礎工40mの工事を実施することとし、現在、入札手続等を進めているところでございます。

令和5年度は、国からの交付金の状況により、内容は変更される可能性はございますが、まずは最優先で、前松原排水路の延伸工事を進めることとし、令和4年度繰越工事の続きとなる基礎工の残り10mと本体工事50mの整備を予定しております。

併せて、養浜に使用する砂の採取を予定している島田川下流等の調査を実施し、養浜砂としての適正を確認する予定としております。

そのほか、1万m³の養浜、建物補償、用地購入、支障物の解体などについても、国交付金の状況を見ながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

ということは、擁壁工はこの予算の中にはないということでもいいのか。そして、過去

この場所については、これ去年の予算説明資料ですけど、年度計画の図面がついておるんですが、今回ついてないのは、なぜでしょうか。

○西村経済部次長

まず、胸壁工は、この予算には計上されておりません。

あと、地図が載っていない点については、当該事業は既に10年以上継続している事業ということもあり、図等または位置等についても、十分に御理解いただいているものと考え、このたびは掲載しないこととしております。

また、詳細は、所管にお越しいただければ、より詳しい図面等をお見せすることもできますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：坪根公共交通政策課長 ～別紙

○中村委員

2点ほど質問させていただきます。

185ページの高齢者バス・タクシー運賃助成委託料について、バス・タクシーを利用する際の運賃の助成ということで、バス・タクシーチケットの件ですけれども、使用開始時期というのを教えていただければと思います。

○坪根公共交通政策課長

現時点では、新年度のバス・タクシーチケットの使用可能期間を、令和4年度同様、10月から3月までと考えており、使用開始は10月を予定しています。

以上でございます。

○中村委員

前回と一緒ということで分かりました。

もう一点、前回、1回ごとの使用枚数の上限というのがあったんですけれども、その上限を決めた考え方について教えていただきたい。また、今回も前回と一緒になるかどうか、その辺もお願いします。

○坪根公共交通政策課長

令和4年度のパイロット事業における利用可能枚数は、バスとタクシーのそれぞれの初乗り運賃が助成されるという考えの下、公共交通事業者との協議の上で、利用可能枚数を設定したものでございます。

バス1乗車につき1枚200円は、バスの初乗り運賃を助成しようとするものでございます。

また、タクシーは、最大3枚600円でございますが、これはタクシー初乗り運賃690円を助成しようとするものでございます。

こうした1乗車当たりの使用枚数は、令和4年度のパイロット事業において、おおむね円滑に実施ができたものと考えており、令和5年度も同じ使用枚数で継続実施したいと考えております。

また、使用方法は、乗車または降車のどちらかが市内であれば、1乗車につきバスでは1枚、タクシーでは最大3枚使用できることとしております。これに加えて、助成券をお持ちの方同士で相乗りされた場合は各自の助成券を同時に使用できるなど、より経済的に御使用いただける工夫についても、令和5年度継続実施をしたいと現時点では考えております。

以上でございます。

○中村委員

初乗りの運賃に対しての助成ということで理解できました。ありがとうございます。

交通弱者の方々への支援ということで、せっかくないい取組なので、皆さんに少しでも使っていただけるように、周知も含めた取組を今後ともよろしくお願いします。

以上です。

○河村委員

183ページ。公共交通総務事務費の中の清掃委託料というのは何でしょう。

○坪根公共交通政策課長

清掃委託料は、岩田駅前トイレの清掃に係る委託料でございます。

以上でございます。

○河村委員

今までも、公共交通でやっていた。

○坪根公共交通政策課長

令和4年度は、岩田駅管理運営事業に計上していましたが、岩田駅駅員の配置委託等を取りやめましたことから、この事業を廃止し、岩田駅前トイレの清掃は引き続きやる必要がありますので、総務事務費に計上したものでございます。

以上でございます。

○河村委員

それから下段の市営バス運行事業。委託料に、別に燃料費ということで223万7,000円入っておるんですが、それから修繕費の70万円。これについての考え方をお示してください。

○坪根公共交通政策課長

まず、予算書183ページの燃料費223万7,000円は、年間の市営バス運行に要するガソリン代を計上しております。ガソリン単価170円と想定し、月当たり1,096L掛ける12月で積算をしております。燃費はリッター8km程度で試算をしております。

また、その下の修繕料70万円は、車検に要する経費やエンジンオイルの交換、長距離走りますのでタイヤ交換等の経費も見込んでおります。

次に185ページ、市営バス運行委託料899万4,000円は、民間の公共交通事業者、タクシー会社に3年間の長期継続契約で委託をしているものの年額の運行経費で、主な内訳はドライバーの確保に要する経費です。

以上でございます。

○河村委員

あくまでも、市営バスということで、市役所のバスだから、今の燃料代、修繕費は市が持つと、市営バスの運行委託というんじゃないくて、運転手さんの借り上げ料というのは、どういう勤務形態になっているんです。

○坪根公共交通政策課長

勤務形態につきまして、市営バスは、1日6便運行しており、これを運行できる運転手を確保してもらうことになります。実際は3人の運転手をローテーションし、運行が絶えることのないように運用されていると認識しております。

以上でございます。

○河村委員

たしか2台だったよね。6便で3人の運転手をローテーションで使うということで、時間も結構あったと思うんですが、899万4,000円の積算根拠はどういうふうになっています。

○坪根公共交通政策課長

こちらは、事業者の方が入札された金額となっております。事務費と運転手の確保に要する経費として、給料月額をはじめ、各種保険等の加入経費等について標準的な経費から事業者の方が見積もられ、入札された金額が899万4,000円ということでございます。

以上でございます。

○河村委員

入札ということなので、やむを得ないというニュアンスはあるんですが、ちょっと金額が安いような気がするんです。3人ということになると、1人が300万円見当で、事務費をそこから落とすから、300万円未満。要は、バスの運転従事をする人にとって、どうも賃金が安いような気がするんですけど、この入札には何者ぐらいが参加をされるんです。

○坪根公共交通政策課長

実際の従業員数は、3人分ですが、あくまで運転する車両は1日につき1台を6便運行していますので、人件費は1人役分を予算措置しております。

ただ、実際は、3人程度の従業員を雇用し、ローテーションで運行されているということでございます。

入札に呼応した事業者数は1者でございます。

○河村委員

そうよね。要は、タクシー会社さんが自分のところの従業員をバスに乗せようと、こういう判断なんだろうが、通常、人件費をもらうだけの業務なんで、そんなに応札できる会社そのものがないと思うんで、要は市営バスということになると、もうちょっと働いておられる方への配慮というのが恐らく必要なんだろうと思うんです。しかも、有人といいますか、人間を乗せて運んでいるわけですから、それなりの待遇が必要だというふうに理解するんですが、今の応札をされる方が1者ということ等含めて、その辺り、どのようにお考えです。

○坪根公共交通政策課長

委員から御指摘いただいた運転手の確保は、市営バスに限らず、バス、タクシー事業者共通の課題であると認識しております。

昨年10月に運行委託事業者を決定しましたが、入札に係る積算の中で、人件費は、おおむね10%増を見込んで積算したところでございます。

以上でございます。

○河村委員

何て言うんですか、10%増やしたからいいという話じゃなくて、市営バスということは、単にバスの運転だけでなく、いろんな言葉の面とか、いろんなものでの制約も当然かかってくると思います。

ですから、そういう人を雇わなきゃいけないし、そのタクシーがやるんだったら誰でもいいという、その発想でもないとは思っています。何かあればどうぞ。

○吉本副市長

委員より、市営バスなので、もっと、待遇を良くすればというお話と私は認識しましたが、光市の市営バスは、自家用有償運送で運行しておりますが、独自にドライバーを雇って、配置しているというものではございません。

定時定路線を基本に、1台の車両で、1日6便を循環で運行してもらっていますが、その業務ができる事業者を募集して、結果として応札が1者だけということでもあります。

要は、ドライバーを市が雇っているというわけではなく、この言葉のとおりですが、運行業務を委託し、あとのいろいろなランニングコストは全部市で見させてもらって

る。バスも当然、市の所有です。

この市営バスについては、合併して新しい光市になってからもずっとこの形態で運行し、途中から入札も実施しながら、継続している状況です。

今後、仮に規模が変わるようなことになると、例えば岩国市や宇部市のように、交通局の設置といった取組になるんだろうと思います。

以上です。

○河村委員

そんな大がかりの話をとって考えているわけではありませんが、要は人を雇っているという感覚になると、今回でも賃上げというような話がある中で、いや入札業務だから、これはタクシー事業者が青ナンバーを営業するという感覚での委託ではなくて、あくまでも市営バスに運転手を派遣していただくという形になるので、そのあたりのところについては、多少何か。単に運転手だけを派遣、人材派遣というような話になるのかな。ちょっと私も勉強してみますけど、もう少し人件費等について配慮が要るんだろうとは思いますが御検討ください。

以上です。

○大田委員

予算説明資料を見ておると、ページ50と52で地域間幹線計画維持費というのがある。4年度には303万円載っておって、5年度には52ページに載っているんです。1,002万8,000円というのになっているんですが、えらい高くなっているんですが、そのこのところの御説明をお願いしたいと思うんです。

○坪根公共交通政策課長

予算説明資料52ページに記載しております広域生活バス支援事業費の、国県補助事業によるもの667万4,000円が、前年度1,355万3,000円と比較して減となった理由は、県補助金の対象となるバス路線が3路線から2路線へ減少となったことによるものです。

その分、市単独事業等に属するものは、2,078万2,000円で、前年度1,503万8,000円と比較して増となっています。これは市単独で補助するバス路線が3路線から4路線へ増となったことによるものでございます。

以上でございます。

○大田委員

私は、その上の地域間のやつをお聞きしたんですが、303万円から1,002万8,000円に高くなっているんです。

○坪根公共交通政策課長

地域間幹線系統確保維持費補助金は、防長交通株式会社が徳山駅前から柳井駅前を運行する路線に対する補助金でございます。

市補助金が増となった理由は、防長交通が作成した本路線の運行計画に基づき積算を行ったものが、利用者の減少により運賃収入等の運行収入が減少したことと、事業者への国・県補助金の減少が見込まれることから、本市を含む関係市町の補助を必要とする額が増額となったものでございます。

以上でございます。

○大田委員

要するに、乗客が減ったから補助金が高くなったよということで、市の負担が増えたと、なかなか大変ですね。

そこで、予算書の185ページの先ほど先行議員が質問した高齢者バス・タクシー運賃補助委託料が960万円と、こういうふうに出たてあるんですが、それが一体化して活用できているような感じであるのでしょうか、どうでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

バス・タクシー運賃助成事業は、今、御説明申し上げた徳山駅前～柳井駅前線でも利用が可能です。光市内で乗るか、あるいは光市内で降りるかという条件はつきますが利用可能となっております。

以上でございます。

○大田委員

だから、そこでタクシーは3枚、バスは1枚というふうな使用状況だったんですが、どのくらい使用パーセントがあるんですか。100%、全部使い切ることがされているんですか。

○坪根公共交通政策課長

バス・タクシー運賃助成券の使用状況は、チケットをなくしてしまったとか、既に転居されて使わなくなったというようなこともお伺いしておりますので、100%にはならないのかなと思います。

あと、全体的な利用傾向は、バスが3割から4割、残りがタクシーとなっており、タクシーのほうが全体としては利用者が多い傾向となっております。

以上でございます。

○大田委員

その申請するのは、市役所に来て申請するようになるわけですか。

○坪根公共交通政策課長

現在、申請は、市役所のみで行っておりますが、当初の申請は市内12か所のコミュニティセンター等に出張窓口も開催するなど、それぞれの地域に出向いて申請受付、交付を行っております。

以上でございます。

○大田委員

もう少し詳しく教えてください。

○坪根公共交通政策課長

本制度は、いわゆる交通弱者の方を対象にした事業のため、全ての方に市役所にお越しいただくのはなかなか無理があるということで、当初の申請に関しては9月頃に我々がそれぞれのコミュニティセンター等に出向いて、半日程度の出張窓口を開設して、地域ごとに申請をお受けし、その場で助成券をお渡ししました。

そこに来られなかった人等については、引き続き市役所で受け付けておりますので、10月以降に申請に来られた方については市役所にお越しいただいております。

以上です。

○大田委員

それを申請するのは制限とか何かあるんですか。

○坪根公共交通政策課長

申請の制限は、まず、65歳以上の高齢者でいらっしゃる、免許証をお持ちでないこと、家庭の中、世帯の中に移動支援をしてくれる人がいないことの3つの要件を満たした方が申請できることとなります。

以上です。

○大田委員

その申請した人が、100%全部、1冊10枚の券が2冊もらえるわけですか。

○坪根公共交通政策課長

令和4年度は、200円のチケットを24枚、合計4,800円分をお渡しいたしました。令和5年度も、10月から3月までの期間で実施し、同数のチケットを配布したいと考えております。

以上です。

○大田委員

もし、10月から3月の間に使い切った場合は、もう、次の申請というのはいけませんか。

○坪根公共交通政策課長

追加の発行はありませんので、この4,800円分を使い切ったら終わりとなります。

以上です。

○大田委員

こういうふうには、運賃の助成の費用を出されるということで、市のほうも頑張っておられるんですが、なるだけなら、それを使ってバスに乗るような啓発運動とか、今後活動していったらいいと思っておりますから、よろしくをお願いします。

○森戸委員

185ページの予算書の民間バスの運行助成事業について、お尋ねをいたします。

単純に、昨年と比べると1,500ぐらい増えているような計算なのかなと思いますが、ここ数年の動向というんですか、光市がバス関連に出すお金の動向、その辺は何か、出物がありますか。一時から見ると、2,000とか、その辺ぐらいだったと思ったんですが。

○坪根公共交通政策課長

バス事業者に対する補助金は、年々増加傾向にございます。とりわけ、近年、コロナ禍によってバス利用者が減っており、バス事業者からはコロナが流行る前の令和元年度と比べて2割程度落ちたまま、なかなか戻らないんだという声も伺っております。

そうした状況の中、補助金は増加傾向にございます。

以上です。

○森戸委員

それで、例えば、さっき県が補助する路線を3から2に減らしたみたいなお話がございましたけれども、結局、県が助成をやめて自治体に支援が回ってくるんだろうと思うんですが、その辺のやり取りというのは何かあったんですか。何かあったというか、市として、県に対して引き続き助成をしてくださいねとか、そういうふうなやり取りというのは全県的になかったんですか、あったんですか。

○坪根公共交通政策課長

県の補助は、山口県バス運行対策補助金交付要綱に基づき補助されるもので、複数市町にまたがるもの、平日1日当たりの運行回数が2回以上であることの要件はクリアしていますが、もう1つの要件、始点から終点まで平均して常時バスに乗っている人数、平均乗車密度と申しますが、これが1人以上であること、これが満たせなくなったため、今回県の補助から外れたものでございます。

以上です。

○森戸委員

その基準はもともとあったものなんですか。

○坪根公共交通政策課長

これは、もともとの県の基準でございまして、今、補助対象になっていないものでも、

来年の計画をつくるときに、1人以上平均的に乗っているということが見込まれば、県補助に該当することとなります。

以上でございます。

○森戸委員

よく分かりました。そういう事情だったんですね。

それと、今のも含めて増加傾向にある助成です。予算概要の14ページにも、民間バス路線を維持するため、欠損額に対する助成を実施しますというようなことが書かれているわけなんですけれども、その助成の考え方なんです、これだけ赤字なのでこれだけくださいねということなのか、どういう根拠に基づいて出しているのか。その辺は、民間バス会社の言うがままということではないと思いますが、その辺の確固たるものがあればお示しいただいたらと思います。

○坪根公共交通政策課長

民間バス運行助成は、国や県の補助要綱に沿って各社が積算した運行計画に基づき算出された、補助対象となる経費に対し、補助しております。

また、室積公園口から光総合病院までの路線は、市が単独で補助しておりますが、こちらは国の補助要綱に準じて積算した補助対象となる運行経費に対し積算しています。

ひかりぐるりんバスは、国庫補助路線となっておりますので、国の補助要綱に基づき積算されています。繰り返しとなりますが、いずれも国あるいは県の補助要綱に基づき、あるいは準じて積算を行っております。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。それと、ICカードの導入支援なんです、令和4年に引き続き、5年度もということだと思んですが、これで一通り、今、市内を走っているぐるりんバス以外の部分は、民間のところは、大体設置をされるような流れなんですか。

○坪根公共交通政策課長

中国JRバスさんは、既にICカードを導入されており、このたびは防長交通株式会社さんが導入されます。防長交通さんの記者発表では3月25日から利用開始されるということで、いわゆる大手の民間事業者さんのバスで市内を通るものについてはICカードの利用が可能の見込みとなっております。

また、市内のバスで言えば、ぐるりんバスと光市営バスは、200円の定額運賃をいただいております、料金が変動するバス運賃形態ではありませんので、引き続き、現金あるいは回数券での精算の仕組みとなっております。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。

○河村委員

以前にもちょっと話をしたんですが、室積公園口へ行くJRバスです。附属の子どもたちを囲い込みというか、普通の借上げバスのような形で運行しておるわけですが、それまではそうでもなかったけれども、要は借上げバスで子どもたちが移動した分、乗車せんのですから当然、通常のバスが赤字になるわけです。

そのことについて、JRのほうへ、要は公務員と同じ体質なんで、どれをやったら赤字を補填してくれるかという発想をどこかにお持ちのようですから、そのあたりを聞いてほしいということをおっしゃったんですが、わざわざ赤字をつくってまでその路線に、これはこういうことだからしょうがないというふうに言うのか、それは普通に、営業的にはおかしいと言うのか。そのあたりはどうですか。

○坪根公共交通政策課長

中国JRバスへの補助は、今、申し上げた室積公園口から光総合病院間を運行するバスと、あと下松タウンセンターまでを広域で走るバス、この2路線のみ補助を出しております。

以上でございます。

○河村委員

だから、下松から室積公園口に行くバスが、そういうことで乗車が減っている。もう何年ですか、今の附属の子どもたちの乗る形態が変化したのは3年、4年ぐらいになるんですか。その点についてはお話をされていませんか。

○芳岡経済部長

附属小中学校にスクールバス、貸切バスが導入されたのが、私が商工労政係長のときでございました。その際、附属小にその見直し等々について、何度も要請を行ったところでございます。

当然に中国JRバスとすれば、乗合バス運行に係る運行収益は減少しておりますが、先ほど課長が申しましたように、路線全てではなく、あくまでも国庫補助路線の対象になっている室積公園口と下松タウンセンター間を運行する路線と、光総合病院ができたときに室積公園口と光総合病院間を運行する路線に限って補助を出していますが、それ以外の光駅から室積公園口間を運行する、一番便数の多い路線については一切、市の補助は出していません。

全体的にJRバス路線と一くくりにされがちではありますが、それぞれの始発・終点で路線が別勘定されており、あくまでも補助しているのは、繰り返しになりますが、室積公園口と下松タウンセンター間の国庫補助路線、それから室積公園口と光総合病院間の始発・終点の対象路線だけでございます。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。その路線が必要なのかどうか。先ほど、乗車密度の話がありましたけれども、1人未満というときに、誰も乗っていないという状況が何回かあるということになりますので、じゃあその路線が必要なのかという見直しについても、やっぱりどこかで検討していかないといけないと思いますので、今、ちょうど新しい課をつくってやろうということですから根本的に見直しをしていただけたらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) 報告事項

①第4次光市地産地消プラン（案）

質 疑：なし

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

5 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第17号 光市営住宅条例の一部を改正する条例

説 明：沖本建設部建築担当次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第18号 光市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

説 明：沖本建設部建築担当次長 ～別紙

質 疑

○大田委員

第28条で、特定の公共賃貸住宅の入居者の同居や親族と残して死亡してしまった、退去した場合において、当該同居の親族等が引き続き当該住宅公共賃貸住宅に入居する、希望するときは、当該同居の親族等は、市長の定めるところにより、入居の承継について市長の承認を得なければならないという、書いてあるんですが、これは、要するに御夫婦で入っちゃって、御主人が亡くなって、継承が今度奥さんに行くときにも、そのいちいち全部承認を得なければならないのでしょうか。

○沖本建設部建築担当次長

入居承継に関する条項でございます。御夫婦で入られて、御主人が亡くなられた場合、その奥さんについては、名義人が代わりますので、承継の手続が必要ということになります。

以上です。

○大田委員

それ、子どもにおいてもそういうことですか。

○沖本建設部建築担当次長

子どもにおいても同じでございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第21号 市道路線の認定について

説 明：秋友監理課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

これから詳細設計に入っていくんだと思います。さっき経済部でも言うたんですがね、雨水排水について、極力、東荷のほうの東荷川のほうへ雨水排水を流せるようにですね。ちゅうのは、現状の周防工業団地だけでも、虹川の排水路は手一杯ですので、そのあたりについては、しっかり協議をしていただきたいと。要望だけお願いしておきます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第1号 令和5年度光市一般会計予算建設部〔所管分〕

説明：山本道路河川課長 ～別紙

質疑

○小林委員

それでは、何点か質問をさせていただきます。

まず、令和5年度の光市当初予算案の概要であれば11ページ、予算書であれば175ページ、ユニバーサル歩道整備事業についてお聞きをします。

先ほどの説明の中で、令和5年度は新しい路面の凹凸のある歩道において、舗装の打ち替え等を行って、歩行者の安全・安心を確保するということでしたが、同僚議員に対する一般質問の回答の中で、島田市及び千坊台の歩道が選定をされましたが、どのような考え方で場所の選定を行ったのかというところを教えてください。

○山本道路河川課長

ユニバーサル歩道整備事業の選定箇所の考え方でございますが、選定箇所は、職員の日常業務におけるパトロールや定期的なパトロール、市民の方々からの情報提供などにより、歩道の状況を把握し、多くの人が利用することや、現地の段差による危険度などを踏まえ、箇所の選定を行っております。

以上でございます。

○小林委員

職員によるパトロール、そして市民からの情報提供、そして利用状況というところを勘案した上で、場所の選定をされたというところはよく分かりました。であれば、今回、その2つの島田市、千坊台の歩道は選定をされていますが、予算の内訳について教えてください。

○山本道路河川課長

予算の内訳でございますが、島田市の新町6号線と新町下町2号線においては、約180mの区間で街路樹や植樹ますの撤去、縁石の据えかえや舗装の打ち替えなどを予定しており、工事費は2,100万円でございます。

千坊台団地の千坊台1号線におきましては、780mの区間のうち、植樹ますの撤去を40か所程度予定しております、工事費は400万円を計上しております。

以上でございます。

○小林委員

状況は分かりました。

では、次の質問に入ります。光市当初予算案の概要であれば24ページ、予算書であれ

ば177ページ、河川水路浚渫等事業についてお聞きをします。

先ほどの回答の説明の中で、黒杭川をはじめとして、様々な河川を選定されていたというふうに理解をしたんですが、例えば、どのようなスケジュールで行っていくのかというところを教えてください。

○山本道路河川課長

河川しゅんせつ工事は、委員仰せのように、黒杭川や溝呂井川、西河内川の普通河川や、虹ヶ丘団地、千坊台団地の調整池などで実施することとしておりますが、工事は、河川内や調整池内の堆積土砂を移動し、除去する作業でございます。このことから、水田の耕作に必要な取水への影響や耕作地への仮設道設置など、耕作に支障とならないよう、耕作期などを考慮し、基本的には秋以降の工事着手になるものと考えております。

以上でございます。

○小林委員

では、少し細かいですが質問をさせていただきます。

河川水路浚渫事業を行う際というのは、地域住民への説明というところは、私必要だと思いますが、どのような方法で行っているのか、そこについても教えてください。

○山本道路河川課長

しゅんせつ工事の際の地域の方々への説明ということでございます。

しゅんせつ工事の実施に当たりましては、基本的には道路工事などと同様でございます。事前に工事名やその位置、工事の期間、施工者、工事に関する連絡先、通行規制がある場合は、その内容など、工事概要を示した資料を作成し、自治会に回覧をお願いして周知に努めているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

周知の方法について、ありがとうございます。非常に自治会を通じて、回覧等を通じて市民への発信というところでやっただいていただいているところは、すごくよく理解ができたんですが、やはり若干、その回覧という性質上どうしてもしょうがないんですけど、少し情報のタイムラグがあるというか、そういう課題もございますので、回覧というところも第一に置きながら、あるいはタイムリーに情報が伝わるような仕組みというところも今後御検討いただけたらというふうに思います。

すみません。もう二つほど、細かいんですが、河川水路の場所ということで、先ほど何点かのポイントを言われましたが、選定の基準、こういうところを少し教えてください。

○山本道路河川課長

河川しゅんせつの箇所を選定の基準ということでございますが、これも職員の日常業務におけるパトロールや定期的なパトロール、市民の方からの情報の提供などを基に、主に準用河川や普通河川を対象に、河川内や調整池内の土砂の堆積状況などを職員が現地で確認し、流水の流下能力や洪水の調整能力の低下が懸念される箇所を選定をしております。

以上でございます。

○小林委員

最後です。この事業のいわゆる財源というところ、有利な起債とか、そういうところについても少し教えていただいてもよろしいですか。

○山本道路河川課長

河川水路浚渫等工事の財源でございますが、緊急的な河川等のしゅんせつを地方自治体を実施する場合に活用できる元利償還金に対する交付税措置率が70%と、市の財源に有利な起債の活用を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○小林委員

はい、分かりました。

以上で終わります。

○森戸委員

ちょっと今の関連というか、補足でちょっと質問させていただきたいんですけども、ユニバーサル歩道についてなんですけれども、このこれは、計画的に進めていくんですか。トータル数がどのぐらいあって、今年度はこれだけで、その今後ですね。その辺も分かればお示しいただけたらと思います。

○山本道路河川課長

ユニバーサル歩道整備事業でございますが、これは、令和5年度の単年度の単独事業として考えております。

今後につきましては、これまでと同様に、市民の方々からの情報や職員の定期パトロールなどの結果を踏まえ、その都度、段差の解消等必要な対応を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

市道の歩道、道路も含めて、私は、全体をきちんと把握をして、計画的に、高齢化社会でございますので、やっていく必要があると思います。それが、市道だけではなく

て、市内全体の公共機関も含めて、公共施設も含めて、以前にも、そういった基本構想なり基本計画なり、策定したほうがいいんじゃないのっていうことも提案させていただいておりますので、私はそういった観点が必要だと思いますので、ぜひ、行き当たりばったりにならないようにするためにも、そういう全体を俯瞰をして把握をして、年次的に行っていくっていうことが適切であろうかな。そうすれば財源的なものも標準化をされていきますので、ぜひ、御検討いただけたらと思います。

それと、河川しゅんせつに関してなんですが、この事業は令和2年の9月から始まったと思いますが、これまで、どのぐらいの金額が投下されたのか。まず、その辺からちょっとお示しをいただけますか。

○山本道路河川課長

これまでの河川浚渫事業に要した金額等ということでございます。緊急浚渫事業債を活用し、予算を大幅に増額した令和2年度以降でお答えさせていただきます。

令和2年度は、虹川や岩田川などで、工事費の合計は2,679万4,000円でございます。

令和3年度は、田屋川と東川、2つの河川などで実施しており、令和3年度の現年度分が1,444万8,000円で、1,155万2,000円を翌年度に繰り越して実施しております。

令和4年度は、当初予算になりますが、虹川や汐入川などで2,800万円としているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。で、緊急浚渫債ですよね、これはいつまでの期限なんですか。発行期限。

○山本道路河川課長

国においては、令和6年度ということで示されております。

以上でございます。

○森戸委員

はい、分かりました。特例債と同じようなことであろうかと思っておりますので、5年、もう一年というところだと思っておりますので、効果的に緊急浚渫債を活用して、市内の、内水氾濫に対応するためだと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

調整地、調整池なんですけれども、どのぐらい市内であるのか。建設部所管、経済部所管分、いろいろあるかと思っておりますけれども、その辺はどのように把握をされておられますかね。

○山本道路河川課長

道路河川課が所管する調整池ですと、宅地の開発等により設置された調整池で、市内には虹ヶ丘団地に2か所、千坊台団地に3か所、岩狩団地に2か所など、合計で12か

所でございます。
以上でございます。

○森戸委員

分かりました。さっき基準は聞きましたので、目視等々含めて見られたということですので、重なりますけれども、この緊急浚渫債を活用して、引き続き安全対策を行っていただけたらと思います。
以上で終わります。

○田中委員

すみません。ちょっと後で聞こうかと思ったんですが、今関連で、ユニバーサル歩道整備事業のほうで、今さっき答弁で、令和5年度の単年度でというお話があったんですが、説明資料のほうには、財源が合併特例債対象事業ということでございましたので、その辺のちょっと説明をいただけたらと思います。

○山本道路河川課長

財源についてでございます。
既に御承知だと思いますが、合併特例債は、合併した市町村が新しいまちづくりに必要な事業に対する財源として、新市計画に基づき、借入れをすることができる地方債でございます。本事業は、この事業となることから、財源に有利な合併特例債を活用することとしております。
以上でございます。

○田中委員

であるならば、この合併特例債、6年度までということになっております。それで、歩道の整備で考えましても、私も長尾台なんかすごいぼこぼこになってますし、以前、部分的には直していただいたんですが、浅江7丁目のところの歩道も、事故があったところも全体的に直していただけたらと思いますし、ぜひ、今年度はこれでよくなるということで予算立てていただけてますので、6年度も計画的に使って整備していただけたらと思いますので、そのことをお願いしておきます。

○河村委員

河川施設管理事業というところで、現行の川口、あるいは西河原等の水門については理解できるんですが、平成30年のときに、あと浅江とそれから三井にかけての水門で、管理をしてほしいというような話があったんですが、残ったところの水門、島田川の水門ですが、については、どういう状況なのか、お示しできますか。

○秋友監理課長

ただいま委員から、西河原以外の河川施設の管理ということで、今、現状では市のほ

うで、緊急性がある場合には閉めるなどの管理をしていくということで考えております。
以上です。

○河村委員

花園の水門とか、要は地元から、あれが開いちよったけえとか、あれが閉まっちゃよったけえというような話が、災害のときにもあったと思うんですが、その何ぼやったですかいね、7か所とかなんか水門があったと思うんですが、そこについては、今までどおり市の職員がやるということなんだよね。

○秋友監理課長

そのとおりでございます。

○河村委員

よう言うちよきますよ。やるということは、そういう災害のときに、誰か担当を決めて、しっかりそれをやるということなんじゃから、ゆめゆめ間違えんようによろしくお願いしますよ。
以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

概要書で44ページ、市道橋梁整備工事で1億1,650万円の予算、事業内容がついちょんですが、予算書のところについてるのか、ちょっと私、よう探し切らんじゃったんですが、また令和4年では8,700万円となっちゃって、随分増額になってるんですが、その増額の理由なんかも分かたらお知らせください。また、工事場所もお聞かせください。

○山本道路河川課長

市道橋梁整備事業1億1,650万円の内訳ということでございます。
予算書の175ページをお開き願います。
ご質問の事業費は、上のほうの段の説明欄、道路整備事業の中で計上しております。
順に説明させていただきます。
その中で、道路整備事業の中ほど、測量設計等委託料480万円がございまして。このうち、中村住宅中橋の橋梁の補修設計費用分450万円と、その下、虹ノ橋の補修にかかる費用になります。跨線橋補修工事委託料5,500万円と、その下、市道舗装整備等工事2億330万円のうち、市道4橋梁の補修工事分の5,700万円の合計が1億1,650万円でございます。
それと、4橋の橋梁の補修工事箇所でございます。

先ほど申しました虹ノ橋、中央4丁目の旧市役所裏第3橋、同じく中央4丁目の武田厚生会館北橋、同じく中央4丁目の武田厚生会館南橋、この4橋でございます。
以上でございます。

○大田委員

分かりました。そやから、令和4年度ではそこまで工事じゃなかったんで、このたびは、その橋を直すんで1億1,650万円になったということでございますね。分かりました。

それで、そのときの同じところで、市道橋梁点検工事2,000万円の事業内容となっておりますが、令和4年度では4,100万円となっております、減額されたんですよ。その理由があったら教えて欲しいんですが。

○山本道路河川課長

市道橋梁点検事業というのも、橋梁長寿命化修繕計画の一環でございます、市道橋梁整備事業と点検事業で、毎年の事業費の平準化を図っているところでございます。それによって、各年度のそれぞれの事業費が増減しますが、合計の事業費は平準化を図っております。その中での点検と工事費の事業費の調整によるものでございます。
以上でございます。

○大田委員

予算書はどこに書いてあるんですかね。

○山本道路河川課長

予算書で申しますと、先ほどの175ページの右側説明欄の道路整備事業2億8,410万円のうちの、その下から2行目、調査点検業務委託料2,000万円、これが橋梁の点検費用でございます。
以上でございます。

○大田委員

そうなんだ。私ら、ちょっと何ちゅうか、分かりにくいんですよ。だから分かりやすく書いてほしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
また、同じく44ページのメンテナンス事業においても1,000万円というふうに、あ、1億円か、と書いてあるんですが、予算書のどこにそねえな、あるのか教えてほしいんですが、事業内容と事業箇所、あったら教えてください。

○山本道路河川課長

市道舗装メンテナンス事業の1億円でございます。同じく予算書で言いますと175ページ、右側説明欄、道路整備事業の一番下、市道舗装整備等工事、この中で1億円を計上しております。

事業の内容でございます。市道の舗装は、老朽化が進んでおり、安全な通行に支障を来すことが懸念されているところでございます。車両の通行量が多く、緊急輸送道路に指定されているなど、重要な市道路線のうち、損傷が進む区間の舗装の改修工事や補修工事を計画的に行うものでございます。

この箇所でございますが、光井七、八、九丁目の中央町線、室積西ノ庄の新開江ノ浦線、浅江一、二丁目の花園高州線、大字東荷の高尾鍋倉線が工事箇所でございます。以上でございます。

○大田委員

その基幹道路みたいであるんですが、一応、メンテナンス事業としてなっておるんで、175ページの道路維持管理事業の中に、道路施設整備工事と道路維持補修資材というふうに書いてあるんですが、また、その1、2、3、4行やけ、道路維持管理委託料の1,900万円とかいうふうに書いてあるんですが、維持、普通の一般市道なんかも随分傷んでるところがあるんですよ。それに持っていくような1億円の中入ってないんですか。幹線道路だけなんですか。

○山本道路河川課長

市道舗装メンテナンス事業は、一定区間の舗装の改修工事を行うものでございます。それに対して、道路維持管理事業に計上してあるものは、補修的なもの、小規模な修繕とか部分的な補修・修繕というふうに考えていただければと思います。以上でございます。

○大田委員

うん、そうかも分かりませんが、やっぱり、一般市道のほうも随分道路事情が悪うございます。その辺、やっぱり一応、メンテナンスと書いてあるから、やってもらえるんじゃないかというふうに、私ら想像するんですが、お聞きすると幹線道路だけみたいだから、やっぱり、メンテナンスと言われるんじゃないたら、一般道も舗装補修して、凸凹がないような感じでね。ポットホールを穴埋めするんじゃないなくて、全体的に直すような工事を今後は考えていってほしいと思っておりますから、そこんところはよろしくお願いしたいと思っております。頼みます。終わります。

説 明：松並建設部次長 ～別紙

質 疑

○萬谷委員

それでは、当初予算案の概要の44ページ、先ほど説明がありましたバスケットゴールについて、さらっと言われましたけど、実際、何基建つのか。社会人用なのか、ミニバス用なのか。大和運動公園に建つっていうのは聞いてたんですが、大体どこら辺に

建つのかも含めて、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○松並建設部次長

屋外バスケットボールゴールにつきましては、いわゆる3人制のバスケットゴールを想定した通常の半分程度のサイズで、気軽に遊べるように整備をしてまいりたいと考えております。

サイズといたしましては、ミニバスではなく、中学生以上が楽しめる大人用で考えております。

設置場所につきましては、大和総合運動公園のテニスコートの横のゲートボール場として活用されていたスペースが、現在ほとんど使われておりませんことから、この場所を有効活用を図ろうとするものでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

ありがとうございました。大和運動公園に1基、そのほかの市内にもう一基という考えでいいですか。

○松並建設部次長

もう一か所につきましては、現在設置場所は検討中ですが、旧光市の市街地にある公園で、中学生がなるべくアクセスしやすい場所を中心に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

じゃ、これはもう完全に屋外の施設だということによろしいですか。

○松並建設部次長

屋外に設置するバスケットゴールでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

バスケットゴール、よく小学校とか中学校にもあつたりするんですよ。体育施設としてですね。ゴールのネットとか、ひもとかが、大体朽ちてるんですね。もうリングだけあるみたいな感じになっちゃうとまたかっこ悪いので、と思うんですが、ちょっと管理とか維持とかって言うほうは、どういうふう考えているか、ちょっとあればお聞かせください。

○松並建設部次長

公園に設ける新たな公園施設となりますことから、適切な維持管理に努めてまいりた

いと考えております。

大和総合運動公園につきましては、指定管理者の協力の下、しっかり行ってまいりたいと考えております。

維持管理につきましては、具体的には、日常の目視の点検でありましたり、柱が建ちますので、手で動かないか揺らしてみるといったようなことが、通常の日常の点検になろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

とても、とてもいい計画だと思っています。言い方が悪いかもしれませんが、安全で、ただで、1人でも遊べる、もしくは練習できるっていう施設、ここを、今言ったスリー・オン・スリーみたいな感じで、コートも半コートだけは造るような感じでありますけども、とてもいいと思っています。1人でも練習できるっていうところもいいんですが、そういう考え方からすれば、本当に公園の片隅に、野球に携わる者としては、壁当ての壁を造ってほしいなと思ってるんよね。（笑声）本当に、確かにゴールするところもないんですけども、練習するところもないけど、壁当てをすることで本当になくて、子どもたちも壁があったらばんばんやっていますから、そういう意味では、使っていない隅っこでも構わないので、そういう理由で、安全でただで、1人でも練習できるとかいうところでちょっとまた考えておいていただければうれしいなと思っています。このバスケットゴールについては、本当に、いい取組だと思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それと、同じく予算書の183ページ、光駅拠点整備事業、これからの取組をちょっと申し訳ないが、改めてお伺ひしてよろしいですか。

○松並建設部次長

光駅拠点整備事業につきましては、これは、初日に市長からの諸般の報告でありましたり、一般質問で部長が御答弁を申し上げたところではございますが、整備の実現性や優先度といった観点から、今後、基本計画の見直しを進めることをお示ししております。4月以降になろうかとは思いますが、基本設計の成果を検証して、鉄道事業者と今後の整備の方向性につきまして、しっかりと協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

バリアフリーを達成するためには、私もちょっと前、質問の中で言った、ホームのかさ上げやエレベーターあたりが肝になると思うんですが、ちょっとその辺のお考え、特にありませんでしょうか。

○松並建設部次長

バリアフリー化を優先すべきではないかといったお尋ねかと存じます。

これは、市長からもございましたように、光駅のバリアフリー化は、喫緊の課題であるというふうに認識をしておりますことから、こうしたことも踏まえまして、鉄道事業者とは協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

ちょっと全体の工事を見直すということですが、例えば、ホームのかさ上げの工事のみ、もう先にやっちゃう。で、例えば、それに合併特例債を充てるとか、その分だけですね、というような考え方はできるのか。実際、合併特例債を活用できるかどうか、その辺はどうでしょうか。何か調べられたことはありますか。

○松並建設部次長

今後の基本計画の見直しの内容につきましては、現時点でお答えをできるものはございませんけれども、御提案のようなホームのかさ上げだけといったようなことが、先行して可能なのかといったようなことは、一つの御提言として拝聴し、鉄道事業者と話をしてみたいと考えております。

それから、特例債ということもございましたが、財源の在り方につきましても、しっかり庁内で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

確かに、ホームのかさ上げのみになったら、その全体をやるもう何十億円という予算から比べれば、すごい小っちゃな予算になってしまうかもしれませんが、有利な財源があるならそれを使うという手もありますし、ホームというのはJR西日本の財産ではあるんですが、私どももいろいろ駅を視察して行って、もうほとんどのJRの駅が、その地方自治体がほとんどのお金を出してるっていう形を取ってますので、もうかさ上げも合併特例債が使えるならば、もう光市がやってしまうというような考え方も実はあると思うんです。だから、全体の計画を見直すんですけども、それをちょっとずつ分割していくっていう考え方もあると思いますので。

最後に、高齢者っていうのは、転ぶのが怖くて——ちょっと話は変わるんですけど、ぐるりんバスでも、今、ぐるりんバス、基本的にはノンステップバスなんですけど、たまに点検のために、階段があるぐるりんバスが回るときがあるんですね。そしたらね、「あ、あのぐるりんバスじゃけえ、今日は乗らん」というような、みんな階段上るのが怖いんですよ。こけて入院して歩けなくなったら困るしというところで、やっぱり、優しい光駅っていう意味で、ぜひ考えていただきたいのと、厳しい言い方になるかもしれませんが、これできませんでしたじゃ済まないと思いますので、ぜひ、JRと光市、本当、妥協点を見つけてやっていただきたいと本当に思ってますので、応援しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

○森戸委員

予算の概要の26ページなんですけど、立地適正化計画の居住誘導区域を定めて、防災指針を定めるとしたということなんですけれども、こういう考えに至った背景といますか、その辺のところ分かれば、お示しをいただけたらと思います。

○松並建設部次長

立地適正化計画につきましては、本市では、平成31年3月に、主に都市機能誘導区域を定めた計画として策定いたしました。その後、居住誘導区域を定める事務を進めておりましたが、平成30年7月豪雨による浸水被害を受け、とりわけ島田川の洪水浸水想定区域を踏まえた居住誘導区域の設定につきましては、都市再生推進協議会の委員さん、あるいは議員さんからも様々な御意見や御提言を頂きましたことから、少し立ち止まった経緯がございます。

7月豪雨の後に、県におきまして、島田川の改修が計画的に進められておりますし、本市も昨年、国土強靱化地域計画を策定をいたしました。また、防災指令拠点施設の建設も進めておまして、県と市それぞれで、防災・減災に向けた取組を着実に進めております。

また、全国各地では、立地適正化計画の策定が進められまして、防災・減災対策と居住誘導を並行して進める今後の計画づくり、本市の都市づくりに参考となる事例も進められるようになってまいりました。こうしたことから、このたび、立地適正化計画の策定に向けて取り組もうとするものでございます。

以上でございます。

○森戸委員

いや、それと、防災指針を定めるとしたところの部分。

○松並建設部次長

立地適正化計画は、法定計画なんですけれども、必ず定めなければならない、いわゆる法定項目の一つに防災指針が追加として定められる、法改正がなされたという経緯もございます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。この防災指針については、昨年の6月議会で提案をしたんですけど、災害を乗り越えて前に進んでいこうというようなことであろうかと思えます。確かに、島田川のしゅんせつとか、重要河川、支川のしゅんせつ、あとは島田川の流域治水ですかね、いろんな観点の対策も、流域全体でも含めて進んでいたり、新しい島田川の河川整備計画、今着実に進んでおるといようなところで、こういった背景になって

きたんだろうなと思いますので、あとは、この防災指針については、いろいろお考えがあろうかと思いますが、検討お願いできたらと思います。

次に、光駅に関連する部分について質問したいと思います。予算の概要でも、光駅については、基本設計を踏まえて実現性の高い整備内容を検討し、並行して鉄道事業者と協議をするということでした。そういったことを今年度進めていくという観点で、幾つか質問していきたいと思いますが、これまでのこと、これからのことについても少し触れるかもわかりませんが、御容赦いただけたらと思います。

まず、議会等で市長が表明をされて、どのような反応があったのか、この光駅についての見直すということに関して、どのような反応があったか、その辺のところは何かつかんでいるものがあればお示しいただけたらと思います。

○松並建設部次長

どのような反応ということで、市民の方から寄せられた声という趣旨でお尋ねでございましたら、市長の報告や一般質問の後に一部報道等もなされたわけでございますけれども、問い合わせ等は寄せられておりません。

以上でございます。

○森戸委員

問い合わせがないんですね。なるほど。これまで、基本設計をつくる上で、デザイン会議とか、利用者ワークショップで意見を聞いたと思います。そこで老人会とか子育て世代とか、障がい者の団体であるとか、既に交渉が済んでいるであろう国土交通省とか、県とか、バスとかタクシーの交通事業者については、どのように説明をしていくのか、その辺のところからの反応はなかったですか。

○松並建設部次長

多くの関係機関や多くの市民の皆様方の御意見をいただきながら、基本計画を取りまとめたものでございます。当時の関係者の方々へは、このたびの経過につきまして報告をしておるところでございます。

それから、関係機関ということで、県の公安委員会、いわゆる交差点協議は整ったところでございます。国土交通省との国道188号への接続に係る協議も整っておりますところですが、今後計画を見直していくということは既に報告をしたところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

報告をしたところの反応については、回答がなかったように思うんですが、その辺はいかがですか。

○松並建設部次長

再開するとき等につきましては、御連絡をお願いしますというふうなことであったと報告を受けております。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。その程度なんですね。はい、わかりました。今後のことについて少し話をしていきたいと思うんですが、今後というか、そうですね、もう1点忘れていましたけれども、光駅の拠点整備事業について、令和2年の9月議会で可決をされて、令和6年まで合併特例債の期限がありますので、非常にタイトな計画期間だったわけだと思いますけれども、その基本計画の進捗管理、それは部内ではどのように行っていたのか、その辺のところをまずお願いいたします。

○松並建設部次長

進捗管理ということですが、基本設計に関するコンサルタント会社との協議につきましては、担当職員からその都度、報告を受けておりました。また鉄道事業者の協議に関しましては、基本的に私自身が出席をしておりましたので、常に状況を把握して上司に報告をしておりましたし、懸案や問題点が生じたときにも、上司に報告をし、相談を仰いでおったところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

いつの時点で相手方の反応が厳しいものになっていったのか、それはどの辺のタイミングなんですか。

○松並建設部次長

鉄道事業者との協議のことをごさいますして、相手もありますことなので、少しそのあたりのお答えは差し控えさせていただければと存じます。

以上でございます。

○森戸委員

私としてはどの辺のところが変わったのかなというのが聞きたかったので、聞いてみました。なかなか明らかにすることはできないでしょうが、所管課として、その辺をどう感触をつかむか、これも仕事のうちの一つだと思いますので、その辺の部分がやはり全体の計画に大きな影響になってくるであろうと思いますので、その辺のところはまたお尋ねをしたいと思います。

それと現状で、私が平成26年に3月議会で質問したときに、当時の大手鉄道会社の西日本の管内で、1日と乗降客が3,000人以上の372駅のうち310駅でバリアフリー化が行われているということの指摘をしたんですが、現在ではどの程度なんですか、その状況というのは。何か数字がつかんでいるものがあればお示しいただきたい。

○松並建設部次長

ホームページで公表されております公表情報ベースで申し上げますと、令和3年度末の数字でございます。西日本旅客鉄道株式会社管内の対象駅400駅中、バリアフリー化済みが386駅、割合にしますと96.5%ということでございます。以上でございます。

○森戸委員

了解しました。そういった現状ですので、このバリアフリー化に関してはやはり、光市の光駅については遅れているというような現状だと思いますので、この点についてはしっかりと対応する必要があるかと思えます。

それと、例えば北口ですよね、光駅の北口。ここは市有地、市の土地の部分を改良してロータリーをつくろうというようなことだったと思います。要は駅と直接関連はないとは言えませんが、市有地ですので、その辺のところは市の判断次第でどうにでもできるのではないかと思うんですが、その辺のところはどうするんですか、北口トイレも含めて。

○松並建設部次長

駅の北口につきましては、利便性の向上のために基本計画に盛り込みまして、それからトイレに関しましては議会からの御要望をいただきまして、基本設計の際に反映をしたものでございますが、繰り返すにはなりますが、整備の実現性や優先度といった観点から基本計画の見直しを進めてまいることとしております。現時点で個別施設の整備に関しお答えは差し控えさせていただければと存じます。以上でございます。

○森戸委員

わかりました。瀬戸風線との関連性もありますので、そこからの乗り入れというのは利便性の向上にはつながると思いますので、財源の当然問題もあろうかと思えますけれども、よくよくお考えいただけたらと思います。

それと、駅の南ですよね。高校の集約で要は駐輪場が手狭になったと。これはもう既に横たわっている課題なんですけど、それについてはどのように解決をしていけますか。その辺から、まず。

○松並建設部次長

南口の駐輪場につきましては、状況は認識をしております。今年度、交番の裏側に少し自転車を止められるスペースを拡張したところでございますが、今後の整備につきましては、先ほどと同じになりますけれども、お答えは差し控えさせていただければと存じます。

○森戸委員

それと、駅の、今、手で集金をする形といいますか、そういう形なんですけど、自動化のお話もあったと思いますけれども、その辺のところはどうされますか。以前から調査もやって、それがこの新しい駅の計画に盛り込まれたとは思いますが、それもこれまでずっと横たわっている課題なんですけど、それについてはいかがですか。

○松並建設部次長

駐車場の料金のことの尋ねかと存じます。こちらにつきましては、公平性でありましたり、利便性の観点から、かつてからいろいろと議論をさせていただいており、基本計画に盛り込んだところがございますが、こちらにつきましても、現時点でのお答えは控えさせていただきます。

○森戸委員

わかりました。今のような課題が、光駅周辺には大きく存在をしているということは、よく認識をさせていただいたと思います。

それと、今後の整備で参考になるというのが、JR徳山駅は、どのような順番で整備をされていったかなんですけど、例えば、構内を整備をして、最終的にロータリーとか外側を整備したような流れではないかと思うんですけど、どのような感じでしたか。

○松並建設部次長

JR徳山駅の整備に関しましては、まさに委員が今おっしゃられたとおりでございます。時系列で申し上げますと、平成26年9月に徳山駅南北自由通路と橋上駅舎が完成しました。その後、平成30年2月に駅前図書館が入っております、にぎわい交流施設が完成しました。その後、令和元年11月に北口の駅前広場ロータリーが完成しまして、その後、令和3年3月に南口、新幹線口側の広場とロータリーが完成したとお伺いしております。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。基本的には、今ある課題の部分の順番については、徳山駅を参考にすれば、先に駅の構内、それがバリアフリーなのかどんなのかわかりませんが、そこをやった後に、北なり南なり展開をしていくという流れになるのかなというイメージはつかめました。

それと、財源がやはり一番大きな問題であろうかと思います。物価高騰等も含めてで、30億円の実質の負担になるというようなことなんですけれども、未来創造基金、これは合併特例債を積み上げて、その運用益を地域振興に関する事業に使うということで積まれているものなんですけれども、例えば、特例債を積んだ未来創造基金であるとか、今回積む予定の庁舎の整備基金、こういったものを合算すれば、合計約22億円あるわけなんですけど、これについては、そういったものを活用しようという考えはなかった

んですか。

○松並建設部次長

本市では様々な課題が山積しております中、多くの政策に取り組んでいるところでございます。このたび、光駅拠点整備につきましましては、概算事業費が本市の財政規模に見合うものとは言えないところまで膨れ上がり、今後のまちづくりに支障を来すことが危惧されますことから、苦渋の決断に至ったものでございます。以上でございます。

○森戸委員

わかりました。最後になりますけれども、今後新たに都市政策部ができるわけですが、都市政策という観点で見て、光駅周辺は交通の要衝でもありますし、病院も移転新築をいたしました。商業とかマンションの集積、また観光という観点で、光市にとって大きな核であって、今後の光市の発展を引っ張るところだと私は考えております。そういった地域、その点についてはどういった認識でしょうか。その中には私は光駅というものが必要ではないかなと思いますけれども、都市政策の観点で見てどういう認識かお願いをいたします。

○松並建設部次長

本市では長期的な都市づくりを展望して、都市計画マスタープランを策定をいたしました。マスタープランでは、光駅周辺地区を本市の3つの都市拠点地区の一つに位置づけておりまして、交通機能や環境整備を進め、都市機能の集積と高度化を図ることをお示ししております。

このたびの組織のことにつきましては、改正条例案が所管常任委員会に付託されておりますので、私のほうからはお答えはできませんけれども、先日市長の答弁にございました、私たちの足元と水平線のかなたとを同時に見渡すという機構改革の狙いは、1つの施設や場所だけでなく、都市全体の観点で定めること。そして、現在だけでなく将来を見据えて定めるという都市計画の考え方と、軌を一にするものであるというふうに考えておりますし、さらにまさに今、光駅拠点整備が直面をしております難しい課題を象徴しているようにも感じております。

目指すべき将来都市像の実現は一朝一夕のうちに叶うものではありませんが、ハードとソフトの両面から多岐にわたる施策を総合的かつ一体的に進めることが必要不可欠であると考えております。

いずれにいたしましても、限りある財源を効果的に活用して、多くの関係部局と連携し合いながら、将来都市像の実現に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。一連で聞きにくいことも聞かさせていただきましたし、恐らく回答しづらいであろうことも回答していただきましたので、今後の見直しの参考にさせていただけたらと思います。

以上でございます。

○大田委員

続きなんですが、光駅拠点事業で21万9,000円とついているんですが、JR側とどのぐらいの協議を重ねようと思うて、予算がついているんですか。

○松並建設部次長

鉄道事業者とは今後も継続して協議をしていく必要があると考えておりますし、私どもが事業者側にお伺いすることもあれば、お越しいただくこともあろうかと思えます。これまでもそうございました。

予算の計算上は、旅費と高速道路の使用料を計上しておりますが、15回分の計算をして計上しております。

以上でございます。

○大田委員

これは、こっちから行くだけの計算ですか。

○松並建設部次長

こちらにお越しいただくときには職員の旅費は発生しませんので、私どもが出向くときだけです。

以上でございます。

○大田委員

何人ぐらいで行くつもりですか。

○松並建設部次長

これも旅費の計算上ということになりますが、4人で計算をしております。

以上でございます。

○大田委員

今から来年の4月まで15回ぐらいということは、月1.1回か1.2回ぐらいで行くような感じになるんでしょうが、それぐらいで大体話は進め切れると思っておられるんですか。

○松並建設部次長

回数につきましては繰り返しになりますが、私どもが出向くときもあれば、おいでい

ただくときもあれば、昨今はウェブ会議ということも活用できますので、必ずしも旅費の計算上の回数が実際の協議の回数と同じとは限りません。

それから今後の見通しにつきましては、現時点では何ともお答えはできませんけれども、なるべく早いうちに結論を導き出したいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

いろいろ問題点があると思うんですが、その問題点というのは、この部分が問題、この部分が問題とかいっていろいろあると思うんですが、大体その問題点というのは何か所ぐらいあると考えておられるんですか。

○松並建設部次長

何か所ということに関しましては、その箇所数ということで問われますと、わかりかねます。

以上でございます。

○大田委員

わからないと今言われたんですが、一応、前回の議決のときには、ある程度の交渉が終わったような感じのものの言い方をされて、我々のところに議決案件として出されて、議決されたと思うんですが、それからいろいろな問題が生じてきて、苦渋の選択をされたと、断念するという事になったと思うんですが、そのところがやっぱり、この箇所がだめ、この箇所がええ、この箇所がだめとかいうふうになったと思うんですが、そういうような観点は考えておられないんですか。

○松並建設部次長

もちろん概算事業費が大きな増加したことが大きな理由でございますが、箇所数というお尋ねをいただきましたので、それが何か所かというようなものは現在持ち合わせておりません。ただ、バリアフリー化急がれておりますし、概算事業費も様々な理由で上昇しておりますことから、今後どういったことが解決の糸口になるのか、解決を見出せるのかといったことはしっかり検討して協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

それはそういうふうと言われるでしょうが、交渉というのは一つ一つ詰めていって、その合意のもとにやると思うんですよ。全体的にはいい、決まりました、じゃないと思うんですよ。一つ一つこの箇所は合意になった、この箇所は合意になった、この箇所は合意にならんが、こっちは合意になったというふうになって、初めてそれが全部一つになって合意になるじゃろうと思うんですよ。今、この橋上化問題にしては、

いろんな要するにプラットフォームの上げとか、バリアフリーの他のとか、駅舎のこととか、駐車場のこととかいろいろあると思うんですが、それら一つ一つを積み上げて初めて全体的な合意になると思うんですが、ただ何か所かは合意になったと思うんですが、それを答えられんと言われるんでしょうが、でもそういうふうにお聞きしたいとやっぱり思うんですよ。どうでしょうか。

○松並建設部次長

鉄道事業者との交渉協議の経緯につきましては、これまでも申し上げておりますが、相手もごさいますことから、お答えは差し控えをさせていただければと存じます。以上でございます。

○大田委員

相手もおるから答弁を控えさせていただきたいっちは、わからないでもないんですが、三、四十億円からいきなり60億円以上になると言われている。その内訳は物価の高騰とか言われて、それで倍か1.5倍以上になるといふふうに言われても、なぜ三、四十億円が60億円以上になるといふ計算が出たのか、私らとしてはわからないんですよ。いろんな交渉において、この部分はこれだけ積み上がったとかいって、初めて60億円以上になるだろうと思っておるんですよ。ただ物価の高騰で2倍、1.5倍になるとは、到底考えられないんですよ。だからそこで鉄道、JRとの交渉でいろんな問題が出たろうと思うんですが、教えてもらうわけにいかないわけですか。

○松並建設部次長

概算事業費が大幅に増額となった理由につきましては、委員さん、物価高騰だけのように言われておりますが、これは部長が一般質問でもお答えをさせていただきましたが、設計段階における地質調査や現地調査の結果の反映といったことも増額の理由となっておりますので、そのあたりはよろしく願います。以上でございます。

○大田委員

地質調査とかが上がったと。まだ基本設計できていないんですよ。

○松並建設部次長

基本設計の成果は納期であります今月末に納品の予定となっております。以上でございます。

○大田委員

基本設計ができたときになってそのような価格が出てくると思うんですが、それより先にわかるっちは、計算がある程度できたということになると思うんですが、いかがですか。

○松並建設部次長

コンサルタント会社が算定した詳細な金額はまだいただいておりませんが、おおむねの金額ということで申し上げておるところでございます。

以上でございます。

○大田委員

物価の高騰があると言われて、地質なんかいろいろされたという。物価の高騰も何割ぐらい上がったという計算をされた、そのぐらい、何ぼで、地質が何ぼぐらい上がったからちゅうてなったんでしょうけど、それらの計算上ができて初めて60億円以上に跳ね上がるから断念の思いをされたというふうの結果が出たと思うんですが、その結果が出たということは我々にもお知らせ願えないんですか。

○吉本副市長

基本設計の具体的な内容、これについては、先日の市長の諸般の報告の中でも御説明をいたしましたし、また部長の一般質問での答弁で御説明できる範囲で内容をお示したつもりでございます。

先ほどから何回も次長が申し上げているように、基本設計の内容については、現在、鉄道事業者と合意に至っていない段階、状況です。合意に至っていない内容を我々が勝手にお示しするわけにはどうしてもいかないわけです。相手のあることなので。これは、先日の諸般の報告でも、市長が申し上げましたけども、これから鉄道事業者とともに今後も引き続き基本計画を見直していく。ということになると、やっぱりパートナーである鉄道事業者との信頼関係、これというのは何より大切なんです。これは委員もよくおわかりと思うんですけれども、今、光駅のバリアフリー化というのが喫緊の課題になっておりますので、我々もスピード感を持って、鉄道事業者とともに協議を一所懸命、真摯に進めてまいりたい。それで、一定のものがまとまった段階で、条例に基づいて、きちんと皆様方にお示しをしたいと思っておりますので、確かにお気持ちはよくわかりますが、そこは我々執行する側としての責務でありますので。

その辺は、逆に言うと、いろいろ御提案をいただいたらいいんですけど。私ども執行部と議員の皆様方の英知を結集して、光市の身の丈にあった光駅のバリアフリー化はどういったものなのか、それについて、ぜひ議員さんのアイデアを、あるいはお知恵を、我々にいただきたいと思っております。皆さんで議論しながら、みんなの英知を結集して、限られた財源で、よりよいものをつくり上げていきましょう。それこそ、未来志向で。光駅のバリアフリー化というのは、喫緊の課題ですので、先ほど、萬谷委員さんから、まずはこっちを優先してほしいという御意見もいただきました。大田委員さんからも何か提案をぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○大田委員

何を提案されるかって、聞いても何も答えてくれないのに何を提案するかって出てこ

んですよ。これをやってくださいと言っても、それはJRとの意見が交渉で答えられません。またこれはどうですか、これもJRとの意見交渉ができません。それじゃ提案しても何も答えられません、答えられませんが、提案することができないじゃないですか。それは要するにこういうふうなことを先にやったほうがいいんじゃないかというのは何ぼでもできますが、今、松並次長なんかは、それはJRとの相手方がおりますので答えられません、答えられませんがというふうに全部答えられているじゃないですか。何をやっても、萬谷委員から、プラットフォームを先にやったらどうだと言っても、それは相手方がおりますのでと、そういう答弁じゃないですか。

○吉本副市長

私ども、責任ある立場として、いろいろご提案いただいても、そこできちっとお答えできるものでないと、それをやりましょうとか、それは言えないというのはよく御理解いただいていると思うんですが、繰り返しになりますけども、我々が皆さん方に御説明できる最大限、御説明したつもりでございます。これ以上具体的なものは、現段階ではなかなかお示しが難しい。これは何度も繰り返し、課長も部長も、先日の諸般の報告で市長も、申し上げているところでございます。その辺は御理解をいただきたいと思います。今後、皆さんで英知を結集して、何とかこの光駅のバリアフリー化を早期に実現をしていきたいというふうに思います。当然限られた財源の中で、じゃあ、どのようにしたらいいか、本当に真剣に考えていきましょう。よろしく申し上げます。

○大田委員

だから、プラットフォームでも、私らとしては、光駅だけではなくて、島田駅も岩田駅もプラットフォームがバリアフリー化してほしいです。それを言うたら、これはJRとのあれでありますから、お答えできませんというふうになるわけです。それは光駅だけじゃなくて、島田駅も岩田駅も段差はあるんですから、プラットフォームのバリアフリー化はぜひともしてもらいたいですよ。やってくださいと言うたら、わかりました、JRと交渉すぐやりましょうとかいう返事はないでしょう。お答えできませんでしょう。

○委員長

今、バリアフリーをしていただきたいという希望だけでよろしいですか。

○大田委員

それはいいですよ。

○笹井委員

今、副市長から提案をいただきたいということもありましたので、ちょっと質問の形にはしますが、今回の整備基本計画の見直し、令和2年9月に固まったものが今回実現が難しいということで再度検討するわけですが、1つ質問は、どこまで遡って検討

するのかと。今回の計画に当たっては、事前にデザイン会議を開催したり、あるいは短期間のワーキングなどをやっていますので、もう一度そこまで遡ってやるのか、その辺がお知見があればお聞きしたい。

もう一つは、私どもの整備基本計画が議決された後は、両側改札エレベーター2つでやっています。議決する前はいろいろ提案をしてきております。同僚議員は、エレベーター2つと、かさ上げだけでバリアフリーが一番安くできるじゃないかという提案をされた議員もおりますし、あるいは、跨線橋と改札内跨線橋の間にエレベーター棟建てて橋をかけたら、バリアフリーも南北自由通路も両方できるじゃないかという提案をさせていただいたこともあります。こういった過去の提案も、今後決め直すに当たって、また検討する俎上に入るのかどうなのかという辺をお聞きしたいと思えます。

○松並建設部次長

今後の見直しにつきましては、まずはこのたびの基本設計の成果を検証して、それから鉄道事業者と整備の方向性についてしっかりと協議を重ねていきたいと考えておりますので、見直しの内容等につきましては、お示しすることは困難でございます。

それから、エレベーターの案とか、いろいろ委員からは御提案をいただいておりますが、内容につきましてもお示しをすることはできませんが、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

先ほど副市長が言われましたように、とにかく具体的なアイデア提案は、喜ばしいことだという認識であって、過去提案してきたものもありまして、今回の計画の段階でそこで違うものに、承認して、その後はないですけれども、それまでにいろいろ英知で提案したものも、ぜひ今後再検討するに当たっては、考慮に入れていただきたいと思えます。終わります。

○大田委員

過去に今提案されて、言っていた、北側の便所も提案されて、このたびは実現するとかって言うておられました。マルシェ広場にしたら、浅江商店街と一体化したまちづくりを行ったらどうかという提案もさせてもらっています。そういうようにしてせっかく光駅を橋上化するんだったら、マルシェ広場なんか西に持っていかんと東へ持って行って、浅江商店街と一緒にまちおこしたらいいんじゃないかっちゃう提案もさせてもらっています。十分それも考えてください。よろしく申し上げます。

○吉本副市長

私どもの仕事は、将来にわたって市財政に過度な負担をかけることなく、市民福祉の向上と市民満足度の向上、これをもちろん図っていくことであります。そうした意味

で、この光駅についても、市民の皆様の安全安心の確保と利便性の向上のために、光市の身の丈に合った施策、これはどういったものか。これについて、我々責任ある立場として、議員さん方もそういう視点でぜひ御提案をいただけたらと思います。

財源というのは限られているわけですから。諸般の報告で市長が報告申し上げたように、状況というのは刻々と変化するわけなんです。その刻々と変化する社会経済情勢に、的確に対応していかなければなりませんし、当初決めていたものが途中で適切でないというのが分かったときには、やはり最適な方向へと軌道修正をしないとイケない。そこで最善の方法を見出して実行していく。それが今からなんですよ。そうするのは、我々も、この決断は本当に断腸の思いではありますが、今後、限られた財源の中ですので、光市の身の丈にあったやり方、これをお互いに考えていけたらというように思っております。よろしく申し上げます。

説 明：沖本建築担当次長兼建築住宅課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」